

令和2年6月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和2年6月9日（火曜日）

議事日程第1号

令和2年6月9日（火曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第33号 専決処分事項の報告について
(八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)
- 第5 議案第34号 専決処分事項の報告について
(八峰町税条例等の一部を改正する条例制定について)
- 第6 議案第35号 専決処分事項の報告について
(八峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について)
- 第7 議案第36号 専決処分事項の報告について
(令和元年度八峰町一般会計補正予算（第5号）)
- 第8 議案第37号 専決処分事項の報告について
(令和2年度八峰町一般会計補正予算（第1号）)
- 第9 議案第38号 八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第39号 八峰町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第40号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第41号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第42号 八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第43号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第44号 八峰町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第45号 八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定について

- 第17 議案第46号 物品の取得について
- 第18 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 第19 議案第48号 損害賠償の和解について
- 第20 議案第49号 令和2年度八峰町一般会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第50号 令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第51号 令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第23 請願第1号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書
- 第24 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第25 陳情第4号 日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択について
- 第26 陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	今井 利宏	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	堀江 広智	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	成田 拓也	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	山本 望	学校給食センター所長	田村 高夫
あきた白神体験センター所長	山内 章	防災まちづくり室長	内山 直光
新型コロナウイルス対策室長	石上 義久	八森子ども園長	大坂 江利子
沢目子ども園長	秋田 裕紀子		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 書 記 船 山 厚 子

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和2年6月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る5月15日及び6月2日に議会運営委員会を開催し、4月20日付けで議長から諮問のあった令和2年6月八峰町議会定例会議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から12日までの4日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

なお、本議会上程の陳情等については、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、意見書の提出の発議を議会最終日の日程に追加することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12日までの4日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別添報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和2年6月8日峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、提出諸議案の説明に先立ちまして、3月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、「タケノコ採り遭難」について申し上げます。

6月6日午後4時過ぎ、二ツ森登山道登り口付近でタケノコ採りをしていた能代市の男性が、集合時間になっても戻ってこないと家族から警察に通報があり、県警へリ「やまどり」も出動し捜索したものの見つからず、午後7時30分、家族から役場に捜索依頼がありました。これを受け町では、午後8時30分に遭難対策本部を設置するとともに対応を協議し、翌日の午前6時から捜索活動を行うことといたしました。当日は、警察、消防署、消防団、猟友会など約80人が集合し、出動を要請した防災へリ「なまはげ」と県警へリ「やまどり」とともに捜索活動を行ったものの発見することができませんでした。「遭難対策本部」で今後の対応を協議し、ご家族の意向も踏まえ、8日も午前6時から、もう少し捜索エリアを広げながら捜索活動を行うことといたしました。8日の捜索活動は、平日にもかかわらず約60人が参加し、「なまはげ」とともに行いましたが、残念ながら、午前8時30分、心肺停止状態で発見されております。ご家族には心からお悔やみを申し上げますとともに、早朝から捜索活動にご協力くださいました警察、消防署、消防団、猟友会の方々に心から感謝申し上げます。これから本格的なシーズンが始まりますので、入山者には、決して無理をすることのないよう呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、「新型コロナウイルス感染症」について申し上げます。

昨年12月、中国において、世界で初めての「新型コロナウイルス」への感染症例が

報告されてから、またたく間に、人類が暮らしている全ての大陸で感染が蔓延し、かつ急激に感染が拡大中であり、6月5日現在、世界の感染者数は約660万人以上、死者数は39万人以上となっています。正に未曾有の「災い」であります。

我が国においても感染が拡大し、国では、4月7日に「新型コロナウイルス特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」を首都圏を含む7都府県に発出し、4月16日には対象エリアを全47都道府県に拡大するなど、私たちの暮らしや経済活動に極めて甚大な影響を及ぼしています。

我が国では、ほとんどの国民や事業所などが、マスクの着用や手洗いの励行をはじめ、不要不急の外出や、いわゆる「三密」の可能性のある施設の営業自粛などに協力してくれた結果、5月4日には、全都道府県の「緊急事態宣言」が31日まで延長されたものの、首都圏等の「特別警戒都道府県」を除く34県の外出や営業自粛が一部緩和されたほか、マスクの着用や人との距離などの具体例を盛り込んだ「新しい生活様式」が示され、また5月14日には、関東、関西、北海道の「特別警戒都道府県」を除く39県の「緊急事態宣言」が解除されました。さらに、5月21日には関西の3府県が、5月25日には全ての都道府県の「緊急事態宣言」が解除されております。

八峰町におきましても、2月25日に「新型コロナウイルス感染症」への対応を協議し、感染が拡大している首都圏等への出張や首都圏等からの講師要請の自粛を申し合わせたほか、国からの要請を受け3月2日から春休みまでの町内小・中学校を休校にするとともに、3月6日に秋田県で初めての感染者が確認された際には秋田市への出張自粛などを申し合わせるなど、町民への感染リスクをできるだけ少なくすることを第一に取り組んでまいりました。「緊急事態宣言」が発出されてからは、法に基づいた「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、節目節目に対策本部会議を開催しながら、町民の皆様、防災行政無線等を通じて、マスクの着用や手洗いの励行、不要不急の外出自粛を呼びかけるとともに、町有施設の営業自粛などに努めてまいりました。

幸い八峰町においては、町民の皆様の積極的なご協力のお陰で、感染者数がいまだゼロという喜ばしい結果であり、胸をなで下ろしているところですが、「新型コロナウイルス感染症」が終息したわけではなく、現在落ち着いていたとしても、過去の歴史においては「第二波」、「第三波」が発生しているなど、まだまだ予断を許さない状況にあると認識しています。町民の皆様には、国が提唱している「新しい生活様式」に慣れていただくようお願いを申し上げながら、引き続き一人の感染者も出さないよう全力で取

り組んでまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症」の影響に対する経済対策について申し上げます。

まず、特別定額給付金事業について申し上げます。

4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受け、4月30日付けで関係予算7億378万8,000円を専決処分させていただきました。オンライン申請については5月9日から、郵送による申請については5月12日に申請書類を発送し、申請受付を開始しています。

現在の進捗状況は、対象世帯数3,067世帯のうち、5月29日の第1回目の振込日には2,710世帯へ、6億3,480万円を振り込んでおります。第2回目の振込日、6月10日には、181世帯へ、3,660万円を振り込むこととしており、第1回目の振込分と合わせた進捗率は94.3%となっています。

申請受付期限は8月14日ですが、できるだけ早い時期に全ての対象世帯に給付できるよう、また給付漏れがないよう努めてまいります。

続いて「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」について申し上げます。

この臨時交付金は、「感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」、「雇用の維持と事業の継続」、「次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復」、「強靱な経済構造の構築」の4つを柱としており、本町においては、既に皆さんのお手元にお届けした町民1人当たり2枚のマスクを郵送するための関係予算、102万6,000円を4月30日付けで専決処分とさせていただき、先行実施いたしました。

今定例会にも関連事業を提案しているほか、今後に向けても被害を受けた事業所等への経済支援策を講じてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、「令和2年春の叙勲」について申し上げます。

4月29日、元町議会議員で峰浜村議会議長も務められた福司憲友さんが、峰浜村及び合併後の八峰町の議会議員として通算26年の長きにわたる議員活動の功績が認められ、「旭日双光章」を受章されました。皆様にもご報告申し上げますとともに、心より敬意とお祝いを申し上げます。

次に、観光関係について申し上げます。

5月27日、ぶなっこランドを会場に、NPO法人八峰町観光協会主催による「白神山地八峰町ルート安全祈願祭」が行われました。例年、安全祈願祭と併せて、町主催によ

る「山開き式典」と「自然観察会二ツ森登山」を実施しておりましたが、今年度は「新型コロナウイルス」への感染防止の観点から取りやめるとともに、関係者のみで神事を執り行うなど規模を縮小して開催され、この1年間の山での無事故と無災害をお祈りいたしました。

また、4月20日、二ツ森へのアクセス道路である「町道白神二ツ森線」の除雪作業を開始しました。今年の冬は、平野部において極端な少雪でしたが、意外にも山間部においては降雪量が多く、昨年より多い日数を要し5月12日に終了しました。

白神山地への入山者は、青森・秋田両県ともに、ここ数年減少傾向にありますが、観光客や町を訪れる方々に世界自然遺産「白神山地」のすばらしさをPRし、白神観光を推進していくことが大切であると考えますので、地元のガイド団体等をはじめ、国や県の関係機関とも連携しながら取り組んでまいります。

次に、「ハタハタの里観光事業株式会社」の令和元年度の経営状況についてご報告いたします。

八森いさりび温泉ハタハタ館は、平成6年のオープン以来、平成19年のリニューアルを経て、27年目を迎えています。これまで、八峰町の観光、保養の拠点施設として、地域振興に大きな役割を果たしております。

昨年の経営状況は、3年連続で大きな赤字を計上することとなり、最終的に前年度の赤字額をさらに410万8,000円上回る2,032万9,000円の赤字を計上するという厳しい結果となりました。

今期は2年連続の大きな赤字からの脱却を目指し、従業員一丸となって様々なイベントや商品の企画・実践をはじめ、お客様目線に立ったサービスの提供に取り組んだほか、例年誘客が落ち込む冬期間を対象に12月から「スペシャル宿泊プラン」を販売するとともに、1月と2月限定で割安で泊まれる町の観光宿泊助成制度「とまるーポン」の積極的な活用にも取り組んでおります。

全体としては、入浴者数が約9万6,000人と、わずかではありますが平成27年度以来の増加となったものの、レストランや売店などの主要部門が大きく減収し、総売上高においては、初めて2億円を割り込んだ前期よりも約1,000万円少ない1億8,400万円となっています。

8月から10月にかけての猛暑や台風に加え、「新型コロナウイルス感染症」の影響による2月下旬以降の宿泊と宴会の予約キャンセルが相次いだこと、観光バスの立ち寄り

が皆無となったこと、入浴やレストランや売店の営業時間を短縮したことなどが影響したものと思われます。

一方、「ハタハタの里観光事業株式会社」自体が慢性的な赤字経営体質になっていたことは事実であり、収益を見込める経営改善対策も会社としての大きな課題であるため、この3月に、退職した職員の補充を最小限にとどめることや、飲食部門の食材原価率の低減などを盛り込んだ「経営改善計画」が策定されたところであり、町としては確実な実行を求めてまいります。

今後に向けては、国の「雇用調整助成金」、「持続化給付金」、「経営安定資金」など「新型コロナウイルス感染症」関連の経済支援を有効に活用することや、宿泊や飲食への助成など県の支援策を効果的に取り込めるような企画を実践することを促してまいります。また、町としても、「ハタハタ館」の存続に向け、国や県の支援制度と連携しながら全力で支援してまいりたいと考えています。

次に、農林業関係について申し上げます。

はじめに農作業の進捗状況についてですが、今年の冬があまりにも暖冬であったことから、田植えに向けた水不足を大変心配しておりましたが、耕起や代掻きなどが若干遅れ気味だった以外は順調に進んでおり、ほっとしているところです。

水稻の健苗育成と適正管理を図るため、県、農協等と連携して行っている「あぜ道巡回相談」を今年も4月27日に実施し、その中で一部ハウスに生育ムラやカビの発生等が確認されたものの、全体的におおむね順調な生育であったと伺っております。

田植え作業は5月20日以降最盛期を迎えましたが、比較的温暖な日が続いたため、移植後の苗は順調に生育しています。今後も天候に恵まれ、無事に収穫期を迎えられるよう願っているところです。

また、今年も米の生産調整見直しの3年目となります。農家から提出される「水稻生産実施計画書兼営農計画書」いわゆる確認野帳を集計したところ、5月20日現在の本年産の水稻作付面積は、前年実績と横ばいの1,104haで、このうち主食用米は1,029ha、非主食用米は75haとなっており、前年実績と比べ、主食用米が7haの減、非主食用米が11haの増となっています。

主食用米の作付面積は、町が示した「生産の目安」を5ha上回り、数量換算でも27t上回る5,874tと推計され、水稻作付率も、目安算定時の56.3%を0.5ポイント上回る56.8%となっております。

次に、有限会社峰浜培養の経営状況についてご報告いたします。

令和元年度は、製造したホダを244万6,000本販売したほか、直営ハウスのシイタケ販売と合わせた総販売額は3億8,700万円の実績で、会社全体としては約630万円の黒字決算となっています。

ホダ製造に関しては、新規生産者と新規ハウスが増えたものの、摘み取り手の雇用確保ができず栽培を縮小する生産者がいたことから、配荷本数は昨年とほぼ同じで工場稼働率は約82%となりました。

また、ホダ販売代金の入金については、JAと連携しながら個々の生産状況を常に把握するとともに毎月の個別未収金を確認するなど、ホダ販売代金の入金に事故が起こらないように努めております。しかしながら、入金不足の発生による未収金を借入金等で補っている現状には問題があり、今後は回収する仕組みを改善するよう指導してまいります。

令和2年度は、計6棟のハウス増加はあるものの、栽培方式の変更をはじめ、栽培農家の高齢化や摘み取り手の雇用確保難に伴う規模縮小などの要因から、ホダ製造については、昨年度並みの245万本の販売を計画しています。

また、今年度は、昨年10月から実施しているホダ木の2円値下げが丸1年間実施され約500万円の減収となりますので、ホダ製造のコスト削減に向け、製造コストが安い新工場の稼働率をフル回転するとともに、従業員の作業体系の効率化を図るなど、経費削減に努めることとしております。

また、一昨年から県と町との協力により、地元ナラ材を使用した栽培実証試験を実施しており、遜色のない結果が出ておりますので、さらに各関係機関と協議を重ね、事業化の検討を進めてまいります。

生産者の間で大きな課題となっている摘み取り手の雇用確保については、摘み取り手が各生産者間で効率的に巡回作業できる体制づくりをはじめ、峰浜培養の従業員や地区外の新規の摘み取り手の育成などにより、ヘルパー制度を構築することとしております。

次に、学校教育関係について申し上げます。

令和2年度の小・中学校の教育活動は、4月6日に始業式、4月7日に入学式を行い、「新型コロナウイルス感染症」への予防を優先しながら動き出しましたが、4月16日に国が全ての都道府県を「緊急事態宣言」の対象区域とし、また県からも要請があったことから、町では、町内の小・中学校を4月21日から5月6日まで臨時休校することとい

たしました。その後、5月1日に県から教育活動の再開依頼があり、5月7日から教育活動を再開しています。

次に、峰浜地区統合子ども園の園名と建設工事の状況について申し上げます。

園名については、「峰浜地区統合子ども園園名検討委員会」で協議され、地域性があり、かつ親しみやすいということで「峰浜ポンポコ子ども園」という名称が提案され、定例教育委員会において承認したところであります。

園建設工事の外構工事については、5月21日に入札が行われ、株式会社嶋田建設が落札いたしました。この工事につきましては、入札予定価格が5,000万円を超えており、契約の締結議案を今議会の議案として上程しておりますので、ご審議のほどよろしく願います。

5月14日現在の工事進捗状況は、「園舎建築工事」が91.8%、「電気設備工事」が81.7%、「機械設備工事」が78.1%となっており、引き続き今年10月の開園に向けた工事を進めてまいります。

次に、あきた白神体験センターの令和元年度の利用実績について申し上げます。

宿泊利用者数は3,677人、日帰り利用者数は3,613人で、全体で7,290人の利用があり、利用収入は1,130万2,000円となっています。

前年度と比較すると、宿泊利用者数は438人の減、日帰り利用者数は805人の減、利用収入は137万4,000円の減となっています。

主な要因としては、少子化に伴う小学校の団体利用児童数の減少、日帰り利用地域団体の会合の減少などが影響したものと考えております。

今年度については、「新型コロナウイルス」の影響など厳しい環境にありますが、利用者数の目標を前年度実績よりやや少ない7,000人とし、少しでも多くの方に利用いただけるよう、「新型コロナウイルス」への感染防止を徹底しながら、お客様の安全を第一に考え行動し、施設環境の充実や清掃、職員の接客対応の向上を図り、満足いただける施設づくりに努めてまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第33号「専決処分事項の報告について」は、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第34号「専決処分事項の報告について」は、八峰町税条例等の一部を改正する条

例の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第35号「専決処分事項の報告について」は、八峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第36号「専決処分事項の報告について」は、令和元年度八峰町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告であり、既定額から4,409万5,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を65億2,364万2,000円とするものであり、歳入の主なものは、譲与税や各種交付金、県支出金、地方債の確定に伴う補正で、歳出については、事業の確定に伴う負担金や補助金、事業費などの減額となっております。

議案第37号「専決処分事項の報告について」は、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第1号）の専決処分報告であり、既定額に7億481万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を69億581万4,000円とするものであり、内容は、町民1人当たり2枚のマスクを配布する「新型コロナウイルス感染症拡大防止事業」及び町民1人当たり10万円を給付する「特別定額給付金事業」に関する経費となっております。

議案第38号「八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について」は、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等（デジタル手続法）の一部改正に伴い、個人番号通知カードの再発行を行わないこととされたことから、再発行手数料を定めた条例の一部を改正するものであります。

議案第39号「八峰町税条例の一部を改正する条例制定について」は、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第40号「八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に伴い、「新型コロナウイルス感染症」の影響による収入の減少を理由とした国民健康保険税の減免に関する規程を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第41号「八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」は、「新型コロナウイルス感染症」に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する規程を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第42号「八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について」

は、秋田県後期高齢者医療広域連合において、「新型コロナウイルス感染症」に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する規程を整備したことから、町において行う事務を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第43号「八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する介護保険料の軽減強化が図られたほか、「新型コロナウイルス感染症」の影響による収入の減少を理由とした介護保険料の減免に関する規程を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第44号「八峰町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、入居者要件について、町税のほか使用料等についても未納のないことを追加し、優先して入居できる者の要件に、移住者のほか子育て世帯を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第45号「八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定について」は、峰浜地区統合こども園について、名称が「峰浜ポンポコ子ども園」と決定されたことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第46号「物品の取得について」は、小型ロータリー除雪車購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号「工事請負契約の締結について」は、「峰浜地区統合こども園外構工事」に係る工事請負契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号「損害賠償の和解について」は、3月11日、強風により資源ごみ回収用コンテナが路上に飛び出し、和解相手方の車両のフロントバンパー等を破損させた事故について、損害の賠償について和解するにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号「令和2年度八峰町一般会計補正予算（第2号）」は、1億690万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を70億1,272万円とするもので、主な歳出は、子育て世帯臨時特別給付金、子育て世帯緊急支援事業補助金、プレミアム付商品券発行事業補助金、事業継続臨時交付金、ハタハタの里観光事業株式会社への貸付金、大学生等臨時支援事業補助金などで、そのほか定期人事異動による人件費の組み替えによる補正などとなっております。

議案第50号「令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」は、665万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を12億8,364万5,000円とするもので、主な内容は、県の交付手続きの遅れにより未交付となっていた令和元年度分地域支援事業

交付金の受け入れに伴う補正であります。

議案第51号「令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、189万2,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を7,467万5,000円とするもので、歳出の主なものは、歯科診療所に勤務する会計年度任用職員に係る退職手当負担金の減額及び定期人事異動による人件費の組み替えによる補正であります。

報告第1号は、令和元年度八峰町一般会計の繰越明許費繰越計算報告であります。

報告第2号は、令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計の予算の繰越使用の報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は19議案で、報告件数は2件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第4、議案第33号、専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 議案第33号についてご説明させていただきます。

議案書の2ページでございます。

議案第33号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

議案書の3ページになります。

専決処分第1号

専決処分書

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

八峰町長 森 田 新一郎

次の4ページは、条例を改正する改正文となります。

内容につきましては、別に提出しております税務会計課提出議案説明資料1をご覧ください。

今回、税務会計課説明資料ということで提出している資料は、5件あります。記載の仕方は全て同じにしてあります。

1番として、議案の提案内容を補足する内容で、改正の理由を記載しております。

2番には、(1)として主な改正内容を、(2)として改正条項ごとに改正概要をまとめた表を作成しました。表の左欄には条項と見出し、右欄には改正内容の概要を表しました。法の施行日が異なる改正条項については、左欄に施行日を記載しております。

3番は、新旧対照表です。改正となる部分に下線を引いております。

それでは、提出資料1についてご説明いたします。

はじめに条例を改正する理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が令和2年3月31日に公布されました。原則として4月1日から施行されますので、それに合わせて八峰町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

次に改正の内容ですが、提出資料中段の2番、改正内容(1)の概要をご覧ください。

1点目につきましては、課税限度額の上限の引き上げです。国民健康保険税の医療部分の課税限度額の上限が現行の「61万円」から「63万円」に引き上げられました。また、介護納付金の課税限度額が「16万円」から「17万円」に引き上げとなりました。このため、国民健康保険税の上限は、後期支援分の19万円を合わせて、現行の「96万円」から「99万円」となります。令和元年度をもとに推計してみますと、医療部分で上限の61万円となっていた世帯は5世帯ありました。上限63万円となっても世帯数は変わりませんでした。これによる税収の影響見込みは、約10万円の増となります。介護納付金の限度額超過世帯は20世帯から14世帯に減となりました。税収の増は17万5,000円となりました。合計で28万円ほどの税収増を見込めることになると思います。

2点目につきましては、保険税額の軽減措置に係る軽減判定所得の変更です。国保税の算定にあたり世帯主及び国保加入者の所得が基準より低い場合には、所得割と均等割を軽減する制度があります。八峰町では、7割、5割、2割の軽減措置を行っており、今回の税制改正では、5割軽減及び2割軽減の判定が変更になりました。5割軽減では、軽減算定にあたり世帯の人数に乗ずる金額を現行の「28万円」から「28万5,000円」と5,000円のアップ、また、2割軽減の判定では、現行「51万円」を「52万円」と1万円引き上げる改正であります。これも令和元年度をもとに推計しますと、試算しますと、この改

正により5割軽減に該当するのが4世帯6名の増、2割軽減となるのが4世帯4名の増と試算されました。税額で見ますと、およそ21万円が軽減される計算になりました。

今回の改正では、税収で見るとほとんど変わりはありませんが、税額を上限を引き上げること、また税額軽減となる算定基準額を引き上げることで軽減対象となる世帯が増えることになり、これまでよりも収入が多い世帯には厚く、収入が少ない世帯には負担を少なくとした保険税額の負担になったといえます。

改正の施行期日は、第4条と第5条の改正は令和2年4月1日、附則第11項及び12項の改正は令和3年1月1日となります。

説明は以上です。議員の皆様には、後で議案の改正文と提出資料の新旧対照表を比較しながら見ていただきますようお願いいたします。

それでは、専決処分の承認につきまして、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第33号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) 今詳しく数字の説明がありましたけれども、結果的には限度額63万円の限度額になる人はそんなに変わらないということの、ちょっと今、説明がちょっとあれですけども、結局、そのプラスマイナスから見て、国保の会計上どのくらい減収・増収になるのか、教えてもらいたいと思います。

○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長(今井利宏君) ただいまの質問についてお答えいたします。

令和元年度をもとに推計した結果ですけども、上限の引き上げにより28万円の増収、軽減世帯の判定引き上げにより、およそ21万円の減収となりますので、計算してみますと7万円ほどの増になるということになります。

以上です。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第34号、専決処分事項の報告について（八峰町税条例等の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 議案第34号についてご説明いたします。

議案書の5ページでございます。

議案第34号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町税条例等の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

議案書の6ページになります。

専決処分第2号

専決処分書

八峰町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

八峰町長 森 田 新一郎

議案書7ページ以降は、条例を改正する改正文となります。

内容につきましては、別に提出しております税務会計課提出議案説明資料の2をご覧ください。

はじめに条例を改正する理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が令和2年3月31日に公布されました。原則として同年4月1日から施行されますので、それに合わせて八峰町税条例等の一部を改正するものです。

今回の税制改正につきましては、個人所得課税関係では、NISA（少額投資非課税制度）の拡充や、国外居住親族に係る扶養控除等の見直しなどがありました。法人課税部門では、5Gの導入・推進税制や企業版ふるさと納税の見直しなどが行われております。その他、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の見直し、低利用地を譲渡した場合の控除の創設や納税環境整備での電子化、手続きの簡素化など、様々な見直しが行われております。

税制改正の詳細や今回の改正の条文一つ一つの説明ではあまりにも時間がかかり過ぎますので割愛させていただき、改正内容の主なポイントについて、できるだけ簡潔にご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議員の皆様には、後で議案書の条例改正文と提出資料の新旧対照表を比較しながらご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、提出資料中段の2番、改正内容（1）の概要をご覧ください。

1点目については、寡婦控除の見直しです。寡婦控除は、配偶者との死別や離別の場合に、一定要件に該当した場合に所得控除を受けられる制度でございます。これまでは条件によって寡婦控除、特別寡婦控除、寡夫、夫と書いて寡夫控除に分かれておりました。また、死別・離別の条件があるために、未婚のひとり親に対しては控除がありませんでした。このような婚姻歴の有無による取り扱いの違い、寡婦・寡夫、特別寡婦などの男女間の不平等などが問題として指摘されておりましたが、今回の改正により一部解消されました。今後は、合計所得が500万円以下で扶養するお子さんがいる場合には、男女にかかわらず、また未婚のひとり親、いわゆるシングルマザーの方でも住民税で30万円の所得控除を受けられるように変更となります。お子さんがいない場合でも合計所得500万円以下の女性の方は、死別の場合または離別で子ども以外の扶養親族の方がいる場合には26万円の控除、これ住民税ですけれども、となります。

八峰町では、現在、寡婦控除を受けている方は184名、寡夫控除は14名となっております。これが改正により所得制限で2人減になります。ひとり親控除は新たに4名が対象となり、税収で見ますとおよそ十数万円の減となる見込みでございます。

2点目は、固定資産税関係です。近年、所有者不明の土地・家屋等の増加が全国的にも顕著で、これに対する制度の創設が行われました。このポイントは2つです。1つは、現に所有してるものの申告の制度化です。現在は、未相続の場合には相続人代表者指定届を出していただくよう、死亡届の提出者等をお願いしております。それが未提出の場

合は、法定相続人全員の戸籍を請求するなど調査に多大な時間と労力がかかっております。今回、申告の制度化を条例で定めることにより一歩前進し、実効性が高まると考えられております。ポイントの2つ目は、使用者を所有者とみなす制度の拡充です。この運用は、これまで震災や風水害などの災害に限定されたものでありました。今回は課税町、町が調査を尽くしても所有者が明らかにできない場合にも使用者を所有者とみなすように制度が拡充されました。

以上2点のほか、③に挙げたとおり条例で引用する法令等の改正による条項のずれや規定の整理、平成から令和への改元の対応も行っております。

施行日につきましては、原則、令和2年4月1日です。施行日が異なるものについては、議案書の改正文の附則または提出資料の調整条項及び改正の概要の表の左欄で確認いただけます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、専決処分の承認につきましてよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) 課長の方から、ひとり親に対する控除額が町民税にかかわるものもありますので19万円の減ということでした。これは国の方で決めていながら地方自治体にこういう負担をかけるのはいかがなものかと思えます。

それで、54条の5項が加えられてますけれども、固定資産の所有が不明である場合とありますけれども、所有者不明が安易に取り扱われるのではないかという危惧があります。どのくらいの職員の負担減になるのか。職員不足などから課税業務に支障を来している現場ではこれが乱用されるのではないかと、このように私は心配しております。

それと、法人税の収入課税が収入課税から所得課税になると都道府県の税の負担減になるということで、全国知事会と地方財政審議会は反対しております。法改正は収入課税を大部分残して設置案を取り入れてますけれども、全体に175億円の減収になると考えられております。代替財源として軽油取引税や送電線施設や固定資産税の廃止、プラスマイナスで40億円と見られていますけれども、当町では、ひとり親に対する税制上の措置19万円減になりますけれども、法人税、電気供給業に対する収支の見直しで税収がどのように、このやり方で税収が増えると思ってますか、減額されると思ってますか。

○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会

計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 今ご質問あったことについてですが、ひとり親に関しては控除がこう広がったということで減収になることは確かです。ただ、今回の税制改正、最初に申しましたとおり様々な分野でいろいろな改正が行われています。これについて町の税収にどのように影響するか、そこまでは分析しておりません。

以上です。

○7番（見上政子さん） 固定資産の危惧されるどころ。

○税務会計課長（今井利宏君） 固定資産税云々についてですけども、見つからない場合は当然他市町村に戸籍の照会をして、それで誰かを探して、それでその方にまた通知する。で、その方から返事なければ次の人に。で、放棄したらまた次の人っていう感じで、どんどんどんどん作業が複雑になっていきます。で、今回の改正で使用者を所有者にみなすことができるという改正ですが、これは今現在の空き家対策のような問題には役に立たないといえますか、実効性はありません。結局誰かを見つけないといけないので、使用者を見つけないといけないので、一緒のことになってしまうので、税制的にはこう一歩前進したけども、現在抱えているその所有者を探す、使用者を探すようなものに対応できるようなものではありません。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 専決処分ではありますけれども反対討論を行います。

いろいろあるんですけども、まず目立ってちょっと反対したいと思うところは、地方創生応援税制、まあ先ほど課長も言いましたけども、企業版ふるさと納税は、企業が地方自治体に寄附する税額控除が6割になるという、企業が寄附した場合にすごい控除額ができます。企業と地方自治体の癒着が出てくるのではないかということで、癒着を監視するその仕組みもほとんどないものと同然であります。自治体の財政難を抱えると、今までの財政難を抱えてるところには今まで原発問題がありました。多額の寄附を電力会社がして、その癒着が大変マスコミでも騒がれました。風力発電も同じ企業が同じで自治体に寄附させてほしいなど、こういうふうな状況が今なきにしもあらずで、こう

いうことは地方創生応援税制、企業版ふるさと納税にこれは来ると思います。

それから、森林譲与税の見直しは逆進性が高くて、低額所得者もこれ申告の時に必ず消費税と同じように取られます。で、環境破壊の二酸化炭素排出される企業からは、森林整備のお金を取らずに、ほとんど国民にこれを求めております。

こういう税制に対して、企業優先、国民には負担が重くなる、こういう税制に対して反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前11時04分 休 憩

.....
午前11時09分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第6、議案第35号、専決処分事項の報告について（八峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 議案第35号についてご説明いたします。

議案書の18ページでございます。

議案第35号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

議案書の19ページです。

専決処分第3号

専決処分書

八峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

八峰町長 森 田 新一郎

次の20ページは、改正文となります。

内容につきましては、税務会計課提出議案資料の3で説明いたします。そちらの方をご覧ください。

条例を改正する理由ですが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、八峰町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものです。

改正の内容ですが、この本条例で引用する「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、関係する条項の整理を行うものです。

施行日につきましては、令和2年4月1日です。

簡単ではありますが、説明は以上です。専決処分の承認につきまして、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) この文章だけですと分からないので、ちょっと具体的に質問したいと思います。

今のデジタル化とかいろんなことで、これはあれですか、役場職員だけでは仕事が大変だということで、これを使って外注するというか委託するというか、そういうことをしやすいようにするとかそういうふうなものなんでしょうか。どういうことでしょうか。

○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） ただいまのご質問にお答えします。

これは外注とかそういう職員がどうこうという問題ではなく、まず改正そのものについては法律の名前が変わっただけです。その関係で条例を変えると、引用する部分を変えるということです。

このデジタル手続法なんですけども、簡単に言えば行政手続きを電子化、電子申請してパソコンやスマホ、こういうのを利用してオンラインでもできるようにしましょうと。また手続きも、例えば課税証明を取るにしても同じことを何回もしなくても1回で済むようにしましょうと、そういう趣旨の法律です。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第36号、専決処分事項の報告について（令和元年度八峰町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第36号についてご説明をいたします。

議案第36号、専決処分事項の報告についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。

令和元年度八峰町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,409万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億2,364万2,000円とするものでございます。

継続費の変更につきましては、「第2表 継続費補正」に記載しております。

4ページをお開き願います。

峰浜地区統合子ども園建築事業の建築及び電気・機械設備工事の請負契約の締結に伴い、令和元年度分と令和2年度分の支払年割額が決まりましたので、総額及び年割額の変更を行ったものでございます。総額で1億586万6,000円の減額になっております。

地方債の変更につきましては、「第3表 地方債補正」に記載しておりますが、対象事業費の確定に伴い、限度額の変更を行ったものでございます。

過疎対策事業債の通常分は5,790万円、同じく過疎債のソフト分は610万円、あと急傾斜地崩壊対策事業負担金では40万円、それぞれ減額になっております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書8ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

8・9ページをお開き願います。

まず歳入ですが、第2款地方譲与税から、以降10ページ・11ページの5款から8款、それから12ページ・13ページの9款、10款、そして14・15ページの11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、いずれも元年度の歳入額が確定したことによる補正でございます。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、各種交付金及び特別交付税の追加補正により財源不足額補填分として予算計上しておりました5億6,790万円のうち、2億9,065万3,000円を減額補正いたします。基金からの繰入額を減額したことにより、財政調整基金の令和元年度末残高は、おおよそ29億4,790万円となる見込みでございます。

19款繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のための5,222万3,000円の増額補正でございます。

本ページから16・17ページの21款町債につきましては、起債対象事業費の確定に伴う減額補正でございますので、個別の項目の説明は割愛させていただきます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

18・19ページをお開き願います。

おおむねの科目につきましては、起債充当事業についての歳出実績見込みがまとまったことによる減額補正でございますので、個別の項目の説明は割愛させていただきます。

20・21ページをお開きください。

13款諸支出金3項基金費13目森林環境譲与税基金費につきましては、基金に積み立てることとされている歳入の森林環境譲与税の追加補正がありましたので、整合を図るための追加補正でございます。71万円です。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第37号、専決処分事項の報告について(令和2年度八峰町一般会計補正予算(第1号))を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長(日沼一之君) 議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号、専決処分事項の報告についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度八峰町一般会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森田 新一郎

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。

令和2年度八峰町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条においては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億481万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億581万4,000円とするものでございます。

歳入歳出の補正理由について、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

6・7ページをお開き願います。

まず歳入ですが、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が4月20日に閣議決定され、感染拡大に留意しつつ、簡素な手続きで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的とした特別定額給付金事業の補助金でございます。給付対象者1人につき10万円の給付金額と、給付に係る事務費を合わせて7億378万8,000円を増額補正いたします。

なお、補助率は、事務費も含め対象経費の全額となっております。

19款繰越金についてですが、5月8日に発送し既に全町民の皆さんのお手元にお届けしましたマスクと郵送に係る事業費分を財源化するもので、102万6,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8・9ページをお開き願います。

はじめに、2款総務費についてご説明いたします。

1項総務管理費6目企画費につきましては、先ほど歳入でもご説明いたしました特別定額給付金に係る事業でございます。3節職員手当等から12節委託料までにつきましては、職員の時間外勤務手当、申請書を保存するためのファイル等の消耗品費、申請書と振込通知書の送付用と返信用の封筒印刷代、同じく郵送代、それから給付金を振り込む際の口座振込手数料、給付事務を正確かつ迅速に進めるための給付システム対応パッケージ導入など、給付に係る事務費を計上いたしております。18節の補助金につきましては、給付対象者1人につき10万円の給付金額を計上いたしております。事業費全体としましては、7億378万8,000円の追加補正でございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

1項保健衛生費2目予防費につきましても、先ほど歳入でもご説明させていただきます

したマスクと郵送に係る事務費分でございます。町にご寄附いただきましたマスク1万枚分を活用いたしまして、1人につき2枚のマスクを町民全ての方に5月8日発送いたしております。1人につき2枚郵送するにあたりまして、町でマスク5,000枚を購入いたしました。また、梱包作業の際に必要なビニール袋とゴム手袋、郵送用の封筒と郵送代の経費を計上いたしており、事業費全体で102万6,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 全ての世帯に銀行等口座があるということの前提でよろしいんですかね。現金給付というのはあるんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 山本議員のご質問にお答えします。

今の報告受ける範囲では全ての方に口座があるという前提でやって、現金給付はございません。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 今まで申請してない人も何人かまだいると思うけども、そうすると、その人方がもしかしたら口座もなく、申請の仕方もまず分からない人もいう可能性があるんで、その点のフォローはどう考えてますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問でございます。

その点が一番心配されることでございますけども、職員がその申請のない家庭には足を使って出向いて確認する方向でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まだ給付を受けてない人っていうのは、大変な生活状態に置かれてる人も中にはいると思います。電話がもう壊れて使っていないとか、それから水道の納付の通帳ということで、井戸水を使ってる人もいます、私の知ってる人では。それと石川地区は口座から水道料落ちてないんですよ。そういうことも計算の上で、水道の引き落とし口座の使用、これまあ国の方から来たんでしょうけども、そういうことをやってよかったのかなあっていう気がします。それで、あと残ってるところ、まあかなり進

んでるんですけれども、残ってるところは、じゃあ電話も繋がらない方もいると思いますので、個別に訪問してそこでデジカメでチェックするとかそういうことになると思いますので、是非ひとり残らず万遍なく必ずこれをもらえるように頑張ってくださいと思います。

○議長（門脇直樹君） 答弁求めますか。

○7番（見上政子さん） はい、求めます。

○議長（門脇直樹君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 見上議員のご質問にお答えします。

まず1点目、これは国の制度ですので、給付金の申請にあたり引き落とし口座の使用も可能ということで一つの選択肢です。当然便利なように全員に行き渡るようにという目的ですので、全部はカバーできなくても、できるだけお支払いできるようにという配慮だと思いますので、国の制度に則ってやっておりますが、そのほか、今心配されるそれに漏れた方々、これをやっぱり町としてはしっかりフォローしていくことが大切ですので、先ほどお答えしたように足を使って全部確認して、全員に行き渡るようにしっかり取り組みたいと思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） この給付金を交付するにあたって大変職員の方々難儀されたと思いますし、迅速な対応、ご苦労さんであったと思います。ここに400万円ほど時間外勤務手当出ておりますが、延べの職員数はどのくらいなのでしょう。時間外の中には課長方は入っておらないと思いますが、どの程度の職員の体制でこの事務を執り行ったのかですね、分かったら教えていただければと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの皆川議員のご質問にお答えします。

延べ人数でございますけれども、そこまでちょっとまだ正確に把握しきれておりませんが、対応にあたりましたのは企画財政課職員8名でございます。時間外の内訳につきましては、先ほどありましたとおり管理職の手当は含まれておりません。全て一般職の方々の手当でございます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 緊急事態ということで大変だったと思うんですが、こういったこと、これ以外にもまた災害等ですね、いろんな形が予想されます。そういった際に担当課の職員だけでこれにあたるというのはいかがなものなんでしょうかね。やはりこういった場合は全職員で一丸となって対応するというのが役場のスタイルじゃないでしょうかね。そこの担当の課のみでそういったのに対応するというのは、大変職員に負担がかかるかと思いますが、まあ今後ですね、またこういったことがあることも予想されますので、今後の対応について副町長でもいいですからご答弁願いたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 皆川議員のご質問にお答えします。

議員のご心配されることはもっともだと思います。当初からこの計画は全体で取り組むべきと、こう考えておりましたけども、企画財政課と相談しましたら、全体の業務量、これがある程度見えてきて、全部の課に散らばすよりは、全体でやるよりは、システム上、企画財政課の方が混乱が少ないと、こういう回答でしたので、実際進めてみたら3日間は業務がハードでしたけども、それ以外はまず平常ぐらいでできていましたので、混乱もなくおかげ様で終えております。そして、これからの議決後の今度の持続化給付金とか経済対策については、総合対策室設けていますので、これからの災害も含めながら全庁体制で臨めるようにいたしていきたいと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 新型コロナウイルスの相談窓口とは別に企画財政課の方で定額給付金に絞って窓口設けたわけですけど、相談件数とか問い合わせというのはあったのでしょうか。もし分かれば、その大体的内容とか件数を教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員の質問にお答えしたいと思います。

正確な人数等は把握できておりませんが、皆さんのお手元に申請書が届いたのが大体13日から15日にかけての間でありました。その間についての問い合わせ件数につきましては、1日当たり約10件程度というふうに思っております。その週末の土曜日、そして日曜日、そちらの日は役場の方8時半にまず我々来まして9時から4時まで受付しておりましたけれども、その際に関しましては1日当たり約30の方が手続きの方に見えて

手続きをしておりました。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） あと、奈良議員のご質問に補足ですけれども、今、定額給付金に関しては今の企画財政課長のお答えしたとおりです。あとその他の相談に関しては、総合窓口開設してからまだ数件しかございません。産業振興課含めてぼつりぼつりとはありますが、その都度対応はさせていただいていますので、今後おそらく議決後の本格的な手続き始まれば相当あると思いますので、しっかり対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） その内容について少し分かれば教えていただきたいです。問い合わせとか相談の内容。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの質問に対してご回答いたします。

内容でありますけれども、ほとんどが添付書類の確認でございました。水道の料金の場合は、口座に振り込まれる場合は通帳の写しが必要というふうな形のチェックマークこう入れる欄ありましたが、それを入れると本人確認の書類も要らないのかといったような質問が多いという傾向にありました。あと、中にありましたのが、代理人の申請のところに記載が必要かどうかというチェック欄でありました。その部分については、申請者と受け取る口座の名義が同じ場合であっても必要なかどうかというような問い合わせの内容でございました。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第38号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第38号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。情報通信の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律において、「個人番号の通知について通知カードによらないこと」とされたことに伴い、手数料条例の一部を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。

手数料の額を定めた別表中、個人カードの通知カードの再交付1件につき500円の欄を削除するものでございます。

この法律、通称デジタル手続法でございますが、この一部改正は令和2年5月25日に施行されてございます。この改正により、施行日以後に出生した者には個人番号通知カードは発行されず、かわりに個人番号通知書が発行されることとなっております。「通知カードによらないこと」というのはそういう意味でございます。

なお、この通知書は個人番号を個人が確認するためのもので、個人番号の証明書類とはならないこととされております。また、施行日以降は、これまで個人番号通知カードの再発行業務を行っていた地方公共団体情報システム機構で業務を行わないことになりましたので、通知カードの再発行手数料に関する部分を削除するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第39号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長(今井利宏君) 議案第39号についてご説明いたします。

議案書の61ページでございます。

議案第39号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が公布されたことにより、八峰町税条例の一部を改正するものである。

次のページは、条例を改正する改正文となります。

内容につきましては、税務会計課提出議案説明資料4をご覧ください。

はじめに条例を改正する理由ですが、提案理由のとおり地方税等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布され、原則として同日から施行されることに伴い、八峰町税条例の一部を改正するものです。

改正の内容ですが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税に関する税制措置を実施することに伴い、八峰町税条例において規定の整備を行いました。

資料の中段に箇条書きで主な内容を拾い出しました。簡潔にご説明いたします。

1つ目は、町税の徴収猶予制度です。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2

月から納期限までの一定の期間、これ1か月以上となっておりますが、昨年同期と比較し、おおむね20%以上の収入減があり、一時的に町税の納付が困難である場合に適用となります。

2つ目は、中小企業・中小事業者等の固定資産税の軽減です。令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上げが昨年同時期と比較して50%以上減少している場合は、令和3年度の固定資産税、これは償却資産と事業用の家屋に限ります、これをゼロとする制度です。同じく売上げが30%から50%の間の減の場合は、令和3年度の固定資産税が2分の1に軽減されます。この条件に該当して、令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機構、これは弁護士や公認会計士などのことなようです、この認定を受けて町に申告した場合に該当となります。また、ここで言う中小企業・中小事業者等とは、資本金または出資金の額が1億円以下の法人、資本出資を有しない法人の場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下、また、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人とされております。

3つ目の軽自動車税環境性能割の軽減延長につきましては、軽自動車の取得時に係る税の軽減延長で、以前は自動車取得税だったものを軽自動車取得税だったものであります。消費税が10%に引き上げられたタイミングで環境性能割に変わり、令和2年9月30日までに取得した場合に1%の軽減措置となっておりますが、この措置を令和3年3月1日までに取得した場合に対象とするように変更となりました。

4つ目は、チケットの払い戻し放棄の場合の寄附金控除の制度です。対象となるのは文化芸術またはスポーツに関するイベントで、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された、または開催する予定だったもので国が認めたものを対象イベントとします。このイベントのチケットを購入したものの、新型コロナウイルスの影響で中止や延期となったりでチケットの払い戻しを受けなかった場合、この場合に寄附金控除を受けられる制度になります。仮に1万円のチケットを購入して払い戻しを受けずに寄附金控除を受けますと、最大で4,000円の税額の減免となります。

5点目は、住宅ローン控除の延長適用です。本来、住宅ローン控除は10年間ですが、消費税が10%に引き上げられた関係で駆け込み需要が集中すると考えられました。引き上げ後の需要が大きく落ち込むことで経済に与える影響が大きいと懸念され、引き上げ分の2%について相殺する制度が創設されました。これが住宅ローン控除の年数を10年から13年に延長し、引き上げ分を相殺し需要の偏りを平準化するという狙いでした。こ

の対象となるのが、入居日を令和2年12月31日までとじていましたが、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響で工事が遅れたりして入居が間に合わなかった場合にも対象とできる措置です。

施行日につきましては、原則公布日ですが、チケットの寄附金控除と住宅ローン控除に関しましては、令和3年1月1日が施行日となります。

簡単ではありますが、説明は以上です。議員の皆様には、後で改正文と新旧対照表を比較しながら見ていただきますようお願いいたします。

それでは、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) よくテレビとかで報じられている、こういうことができますよ、こういうことができますよというふうなことが今もうこの条例の改正で出てるんですけども、これは具体的に八峰町の場合は、まあ委員会、特別何とかっていう委員会も立ち上げてますので、現に相談があったりとか、こういう手続きをしたいとか、また八峰町の中にはそれに該当するようなものとか、どのようにこれが進んでるのか、ちょっと教えてください。

○議長(門脇直樹君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長(今井利宏君) ただいまの質問にお答えいたします。

それこそいろいろな施策がありまして、それにどのように対応するか。現在においても国から制度の方向性は出てるものの、Q&A等がまだ更新中です。細かい内容については、この詳細についてはまだはっきりしてない部分もあります。ただ、これまでも税に関しては徴収の猶予、それから確定申告、そういう機会を設けて、そういう機会において相談業務を随時行っておりますので、今後もそのように行う予定でおります。

以上です。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第40号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 議案第40号についてご説明いたします。

議案書64ページでございます。

議案第40号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正するものである。

次のページは、改正文となります。

内容につきましては、税務会計課提出資料の5番、これをご覧ください。

条例を改正する理由及び内容は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した被保険者等に対して、令和2年2月1日から令和3年3月31日納期限の国民健康保険税の減免を行うことができるようになりました。

八峰町の現行規定では、国保税の減免を受けようとする場合には納期限までに申請をすることになっておりますので、納期を過ぎたものは対象となりません。今回の改正は、附則を1項加えて、令和2年2月1日以降の遡りの減免を可能とするものです。

少し内容を説明いたしますと、新型コロナウイルス感染症による影響で国保税の納付が困難な場合について、2つに分けて対象者を定めております。1つ目は罹患世帯の場合です。主たる生計維持者が死亡または重篤な状態になった場合にこれを対象となります。この場合は、国保税全額免除となります。もう一つは減収世帯です。主たる生計維持者の収入が10分の3以上減少が見込まれる場合に対象となります。前年の合計所得に

よって減免の割合、これは減免率ですけども、これが定められておりまして、保険税額に合計所得の減収割合と前年合計所得による減免率を乗じて減免額が算定される仕組みです。

この条例の施行日は、公布日となります。

簡単ではありますが、説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 罹患世帯とか、そうなれば大変なことになるんですけども、これは国の方で定められたとおりですけども、あれですか、町独自として感染者が出た場合、そこに対する、国保税から払うのかどうかあれですけども、見舞金とかそういうことは考えてないでしょうか。

それと、かなり国保会計がこういう場合、感染者が増えた場合、会計が減額されると思うんですが、これは国の方から何らかの形で交付されるというふうに見込んでるのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見舞金の部分についてだけお話しいたします。

まずそういう、先ほどの行政報告でも申し上げましたけれども、一人も感染者も出ないようなそういう部分に全力を挙げたいと思います。もし万が一出た場合については、まずその人の健康が命が大切でありますので、そういう県との連携の部分でそういう方々の部分をまず助かるような形の部分をやっていきます。その見舞金云々については、その後で必要があれば検討させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 見上議員の交付金等の関係ですけども、今回の措置で税収の減となった部分につきましては、全額、国で措置することになっております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時57分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長(門脇直樹君) 午前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12、議案第41号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第41号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため、条例を改正するものであります。

次のページは、改正文であります。

改正内容ですけれども、八峰町国民健康保険条例の附則に第5項から第10項の6項目を追加するものであります。

詳しくは別紙参考資料をご覧ください。

1、改正の趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした国民健康保険被保険者に対して、傷病手当を支給するためであります。

2、改正の概要ですが、対象者は国民健康保険の被保険者で給与の支払いを受けている者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑

われ、療養のため労務に服することができない者となっております。

支給の対象となる期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間となっております。

支給金額は、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額に3分の2を掛けた日数分となっております。

適用期間は、令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間です。ただし、入院が継続する場合等は、健康保険と同様、最長1年6か月までとなっております。

以上が今回の附則6項目を追加した部分の内容となっております。

附則、1、施行期日。この条例は、公布の日から施行する。

2、適用期間。この条例による改正後の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 傷病手当を普通の社会保険並みに国保でもこれを適用するということですけども、働いてる人だけが国保に加入しても、働いてる人だけがこれ対象なるわけですよね。まあ5人か6人くらい人を使って皆さん社保に入らないで国保をやっている場合っていうのは、かなりこう零細な会社になると思うんですけども、そういう場合、その雇い主も国保なので雇い主は入らないということですけども、これ国保でこれが出ないとすれば、町の方で雇い主に対することを何か考えなくてはいけないのではないかということと、標準報酬月額が社保の場合はもう限度決まってるんですけども、ここで最高限度って書いてるんですが、これは国保の場合、どのくらいが限度額を考えてるんでしょうか。3分の2を補償すると言いますが、町独自であと残り3分の1は見舞金出すとか、まあこれ町長の方からお聞きしたいんですけども、国保会計の中ではこういうことを考えて、そのほかに町の方で何か考えないか。先ほどと同じようなことになるんですけども、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） こういう方々に、いわゆる新型コロナウイルスの感染症にかかっ

てしまったとか、そういうために働けなくなって収入がなくなったというふうな形の支援制度が今の法律改正に基づく条例改正なんですけど、先ほどもお答えしましたとおり、こういう方々の部分については、まず起こさないこと、そういうかからないことに全力を挙げていきます。そこの部分で、こういう形の部分で支援が必要があれば、その時に検討させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 限度額についてはですね、今のところ国の方からも何も来ていませんけども、一応この条例は社保、社会保険のですね、にならって実施することですので、それなりに合わせると思われますが、今のところはっきりしないので、この後、分かり次第ご説明します。今のところ分かりません。たぶん対象者が国保でアルバイトまたはパートの方という、まあ大体限られてきますので、そんなそんな額ではないかと思えますけども、分かり次第ご説明します。すいません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 社保の場合は、傷病手当は入院の場合と、それから自宅療養の場合と金額も違ってくると思うんですけども、そこら辺ももし分かり次第、個別でもいいので教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（門脇直樹君） よろしいですか、堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） はい、分かりました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第42号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制

定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

- 福祉保健課長（堀江広智君） 議案第42号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、秋田県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めたことから、町において行う事務を追加する必要があるため、条例を制定するものであります。

次のページをご覧ください。改正文であります。

八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を9号とし、第7号の次に第8号、広域連合条例附則第43条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

内容としては、第2条の町において行う事務に新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出を町で受付し、秋田県後期高齢者医療広域連合に進達する事務が追加されたということであります。

以上、よろしく申し上げます。

- 議長（門脇直樹君） これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第43号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案43号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを説明いたします。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、令和2年度からの消費税率10%引き上げの満年度化に伴い、低所得者に対する保険料軽減の強化に関する介護保険法施行令の改正が行われたことを受け、条例の改正を行うものであります。また、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の実施に伴い、条例の改正を行うものであります。

次のページに改正文があります。説明資料をご覧ください。

趣旨については、介護保険法令の一部改正が本年4月1日から施行され、消費税の増収分を財源として所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されました。これに準じ、八峰町においても令和2年度において所得段階が第1段階から第3段階の被保険者を対象に介護保険料の軽減を行うための条例の改正であります。

改正内容は、保険料率の見直しで、（1）の表の第1段階から第3段階までの保険料の割合が右端の太枠の部分になっております。これに伴い、米印の基準額であります第5段階の保険料8万1,600円に各第1段階から第3段階までの保険料の割合を乗じた額が（2）の増減賦課に係る保険料の表の太枠の部分の額になるということであります。

以上のように介護保険料率の引き下げによる条例の一部改正であります。この部分が第2章保険料第2条の保険料率の改正部分であります。

また、附則の第12項と第13項の新設の部分については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免の特例に関する部分となります。附則の第12項の対象となる保険料は、令和元年度及び令和2年度分の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限となる保険料が対象となります。

次のページをご覧ください。

対象者は、1として、新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死

亡または重篤な傷病を負った者。2として、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等について一定以上の減収が見込まれる者となっております。

また、減免する割合については、規則により定めております。

附則の第13項として、申請期限の特例として、既に徴収した保険料がある場合についても遡って減免できることになっております。

以上が附則の第12項と第13項の部分となります。

改正文については、後ほどお目通し願います。

附則の施行期日は、1、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置として、2、改正後の第2条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3、改正後の附則第12項及び第13項の規定は、令和2年2月1日から適用するとなっております。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ちょっと分からないので教えてほしいんですけども、対象者の②の一定以上の減収が見込まれる者とありますが、この一定以上とはどれくらいのことなんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。

○福祉保健課長（堀江広智君） ちょっと休憩お願ひします。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 1時17分 休 憩

.....
午後 1時18分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの奈良議員の質問にお答えします。

減収の割合ですけども、前年の額の10分の3以上であることということになっております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第44号、八峰町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） それでは、議案第44号についてご説明いたします。

八峰町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。定住促進空き家活用住宅の利用者は、町税のほか、使用料等を納付していることを条件とするため、また、利用者の選定で子育て世代を優先することができるようにするため、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

改正文でございます。

八峰町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

八峰町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、企画財政課提出議案説明資料でご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

はじめに、本条例につきましては、第2条におきまして用語の定義が定められておりますので、第2条中第5号を第6号といたしまして、第5号に「子育て世帯 夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯又は高校生までの子供を扶養している世帯をいう。」の定義を加えるものであります。

2つ目は、利用者の資格としまして、第9条第1号を「町税等（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者」から「町税及び使用料等を滞納していない者」に改めるものでございます。

3つ目は、利用者の選定におきまして、子育て世代を優先できるようにするため、第11条第2項号に規定されております「町外に住所を有する利用の申込みをした者」の次に「及び子育て世帯」を加えるものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 伺います。子育て世帯を優先ということで、現在団地に入っている子育て世帯の人がこういう住宅を利用したいとすれば、この住宅もやっぱりあれですよね、敷金・礼金とかってみんな、敷金2か月分取るんですけどっけか。取るんですよね。そういう場合は、団地から入る場合は敷金なしにするとかそういうふうなことを考えて、団地に入ってる人が優先的にそこから出て、それで団地をなるべく低所得者のための団地として空けてもらうようにするとか、そういうことは考えないでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この今の空き家を活用した住宅の部分については、まず持ち主の部分の了解を得ながら町の方で住めるような形で改修しながら、それを低廉な家賃でやっていくというふうな形です。まあ今、見上議員が言われるような形で、そういう部分が可能かどうかも含めてちょっと検討させていただきたいと思います。今現在すぐ、ああそうですかという形ではいかないと思いますが、どういう形で、今、低所得者というふうな形の中で町営住宅活用してる人方がこういうところにスムーズに移っていく部分についてどういう制約があるのか、その辺全体を見なきゃいけないと思いますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第45号、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長(山本節雄君) 議案第45号につきましてご説明いたします。

議案第45号、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。峰浜地区沢目子ども園、埴川子ども園の保育所を廃止し、2保育所を統合する新保育所を開所するため、本条例の改正を行うものであります。

次ページ、改正文です。

八峰町保育所条例の一部を改正する条例。

八峰町保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1中、現在、名称が「八峰町立沢目子ども園」、「八峰町立埴川子ども園」、それぞれの名称と位置が記載されてございますが、これを新たに名称の方を「八峰町立峰浜ポンポコ子ども園」、位置の方を「八峰町峰浜田中字野田沢37番地17」に改めるものであります。

附則、この条例は、令和2年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。どうぞご審議よろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 大変、峰浜ポンポコ子ども園、名称がすごくいいと思います。

これはアンケートで取って決められたと思いますけれども、お母さんたちの中には、「あ、ポンポコ子ども園、いいねいいね」っていうので、「え、せば八森は」っていうふうな言葉がやっぱり若いお母さんたちのところから返ってくるんです。で、八森子ども園の場合は、これはアンケートを取って決めたんですか。どういうふうにして八森子ども園を決めたんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

八森子ども園につきましては、当時在園していた保護者全ての方にアンケートを取って、それから園名を決めたそうでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第46号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第46号、物品の取得についてをご説明いたします。

物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1. 物 品 名 小型ロータリー除雪車 (1.3m級)
2. 取 得 金 額 3,135万円
3. 契約の相手方 住 所 秋田県能代市河戸川字上西山51-7
商号又は名称 有限会社能代重機サービス
代 表 者 名 代表取締役 加藤 実
4. 支 出 項 目 令和2年度八峰町一般会計
8 款土木費
2 項道路橋梁費
4 目除雪費

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。八峰町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得に係る契約であり、議会の議決を要するためでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長(山本節雄君) 議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号、工事請負契約の締結について。

令和2年5月21日に指名競争入札に付した「峰浜地区統合子ども園外構工事」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1番目、契約の目的です。峰浜地区統合子ども園外構工事。

契約金額 7,324万9,000円。

契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141-1、株式会社嶋田建設、代表者名代表取締役 太田治彦。

支出の項目です。令和2年度八峰町一般会計、3款民生費、2項児童福祉費、2目子ども園費です。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案の理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

説明資料につきましては、別添入札調べの方に工事契約の資料が載っておりますので、ご確認いただきたいと思います。

どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第48号、損害賠償の和解についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第48号についてご説明いたします。

議案第48号、損害賠償の和解について。

令和2年3月11日、八峰町八森字湯の尻58番地1地内において、町が管理する採集コンテナが強風により国道101号へ飛び出し、走行中の車のバンパーと地面の間に挟まり車両前方を破損させた事故について、下記のとおり損害の賠償に関し和解するにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森田 新一郎

和解の内容につきましては、本件事故の損害賠償金の総額は、11万5,698円として、今後の一切の請求をしないものでございます。

和解の相手方は、八峰町八森字浜田182番地8、諸沢浩輔さんです。

事故の状況についてももう少し詳しくご説明をいたします。

この日午後6時頃、湯の尻の国道101号に面したごみステーションにおいて、町が管理する資源ごみ用の採集コンテナが強風により道路へ飛び出し、走行中の車と地面の間に挟まったことでフロントバンパーを破損させたものでございます。コンテナは町が購入して収集業者に貸し出しているもので、指定した収集日の前日に収集業者がごみステーションに搬出することになっており、容器が空の状態が強風が吹いたため路上に飛ばされたものと考えられます。当日の事故現場付近は日も暮れていた上、天候は吹雪で、被害者が路上のコンテナに気づきにくい状況でハンドル操作による回避は困難であったと考えられます。

○7番（見上政子さん） 聞こえません。

○総務課長（和平勇人君） これまでこのような事例は発生していませんでしたが、強風が吹いた場合、採集コンテナが空の状態であれば飛ばされる可能性があることは予見可能であり、コンテナを所有する町に飛散防止に対する責任があることは明白でありますので、損害賠償することとしたものでございます。今後は、コンテナ同士をロープで連結し、それにおもりをつけるなど、飛散防止対策を交通量の多い国道101号沿いのごみステーションを優先して行うこととしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

- 議長（門脇直樹君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。
7番見上政子さん。
- 7番（見上政子さん） ちょっとあまりよく聞こえなかったり、ちょっと分からないところがあるんですけども、採集コンテナっていうほどの大きいものなんですか、箱ではなくて。缶とか入れる茶色とかオレンジ色とか、ああいう籠みたいなもんですか。コンテナっていうのでかなり大きいのかなと思ってあったんですけども、あれもコンテナっていうの。
- 総務課長（和平勇人君） そうです。
- 7番（見上政子さん） ああ。それはどこでもそのまま置いてますよね、ごみ箱の隣に。まして国道沿いだとしたら、それはもう非常に危険ですし、そればかりでなくて、ごみ箱の特に八森の方は自分たちで何人かで作ってるごみ箱がかなりあるので、ちょっとこれはまた起きる可能性があるんで、この対策としてもうちょっとはっきりした対策を聞きたいと思います。
- 議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。
- 総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。
先ほどの答弁聞きにくいところがありまして申し訳ございませんでした。
今後はですねコンテナ同士をロープで連結し、それにおもりをつけるなどの対策を実施する予定にしております。このほかですね、ごみステーションを固定するために杭などを打って番線などで固定しているところも見受けられますので、こういったものとロープを繋いで風が吹いても飛ばないように対策を講じていく予定にしております。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。
- 3番（奈良聡子さん） 国道端など危ないところ優先的に措置していくというお答えでしたが、なるべく早めに全町どの場所もそういう対策を打ってほしいと思います。
- 議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。
- 総務課長（和平勇人君） 対策につきましては、収集業者の意見等も聞きながら、危険と思われるところについては措置をしてまいります。ただ、全部のところ全てということになりますと、ごみステーションの中にはいわゆるごみ置き小屋のようなものを設置しておいてるところもあり飛散の心配のないところもありますので、こういったも

のは除いて、風通しの良い、要するに吹雪など強風の際にですね風が通り抜けるような場所に、そのまま風の当たる形で置いてるような場所を優先してやらせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

管理職の皆さんにお願いします。説明、答弁は自信を持ってはきはきと答えてください。よろしくお願いします。

日程第20、議案第49号、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度八峰町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億690万6,000円を追加し、総額を70億1,272万円とするものでございます。

第2条では債務負担行為の補正で、第3条は地方債の補正であります。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

債務負担行為の追加及び変更につきましては、「第2表 債務負担行為補正」に記載しております。

4ページをお願いいたします。

1の追加でございますが、中小企業融資斡旋資金及び小規模事業所経営改善資金利子補給金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の町の経済支援対策として利子補給金を令和2年度と令和3年度の2年間に限り、従来の2分の1補助から全額補助にする支援策をこのたびの補正予算に計上しておりますので、このための新たな債務負担行為でございます。

2の変更でございますが、中小企業融資斡旋資金及び小規模事業所経営改善資金利子補給金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の町の経済支援対策として利子補給金を令和2年度と令和3年度の2年間に限り、従来の2分の1補助から全額補助にする支援策をこのたびの補正予算に計上しておりますので、そのための限度額の変更でございます。

1の追加と2の変更の相違点でございますが、1の追加の分につきましては、令和元年度以前に借り入れした分の利子補給金に対する限度額の追加で、2の変更の分につきましては、令和2年度に借り入れする分の利子補給金に対しての限度額の変更でございます。

地方債の追加及び変更につきましては、「第3表 地方債補正」に記載しております。

5ページをお願いいたします。

1の追加の緊急浚渫推進事業につきましては、河川の緊急浚渫事業に対しまして新たな起債制度が創設されましたので、その起債を活用した事業費600万円を予算計上したことによるものでございます。対象期間につきましては、令和2年度から6年度までとなっております。起債充当率は100%、交付税算入率が70%となっており、過疎対策事業債と同等の内容となっているものでございます。

2の変更につきましては、過疎対策事業債の通常分としまして、充当事業のうち県営漁港事業負担金について、町の当初予算作成後に県の事業費が決定したことに伴い、町負担分を町債で賄うため400万円を追加補正するものと、地域活性化住宅整備事業についての過疎債の充当可能分として370万円を追加補正するものでございます。過疎対策事業債のソフト分につきましては、これまでは橋梁関係の事業につきまして社会資本整備総合交付金となっておりますが、道路交通安全対策事業補助金と名称が変更となったほか、内示額も変更になりましたので、事業規模等を見直し410万円を減額補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、11・12ページから13・14ページにかけまして21款町債に

記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書9ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

9・10ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、2款地方譲与税3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税につきましては、税制の改正により増額となりました889万8,000円の追加補正でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、個人番号カードの交付事務費及び利用環境整備費補助金の算定にあたりまして、会計年度任用職員の通勤手当額の変更に伴い5万3,000円と個人番号カード利用環境整備費補助金5万2,000円、合わせて10万5,000円を追加補正するものでございます。2目民生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました子育て世帯を支援する取り組みの一つとして児童手当受給世帯に臨時特別一時金を支給する制度ができましたので、その分の国庫補助金事業費、事務費合わせまして528万3,000円を追加補正するものでございます。5目土木費国庫補助金につきましては、先ほど地方債の変更ところでも触れましたが、今年度から橋梁関係の事業につきましては補助金の名称が道路交通安全対策事業補助金に変更となっております。補正金額につきましては、今年度の交付金額決定によるところであり、社会資本整備総合交付金として357万7,000円、道路交通安全対策事業補助金として1,390万2,000円、合わせて1,747万9,000円の追加補正でございます。

15款県支出金3項委託金4目教育費委託金につきましては、毎年県北地区で持ち回り開催しております、いのちの教育あったかエリア事業の委託金としまして106万1,000円の追加補正でございます。このことにつきましては、後ほど教育長の方からも説明がございました。

18款繰入金2項基金繰入金5目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、27・28ページに記載している歳出6款農林水産費2項林業費1目林業総務費の事業にも充当するため、262万6,000円を増額補正するものでございます。事業内容につきましては、歳出の説明の際にご説明いたします。

11・12ページをお願いします。

18款繰入金2項基金繰入金6目観光振興基金繰入金につきましては、ハタハタ館の経営状況が新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言をはじめとした感染拡大の防止策の影響に伴い宿泊や宴会の予約がキャンセルされるなど、これまで以上でない非常に

厳しい状況でございますので、ハタハタの里観光事業株式会社に貸付を行う原資としまして繰入するものでございます。繰入金額につきましては、1,500万円の追加補正でございます。

19款繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のための追加補正4,673万8,000円でございます。6目雑入につきましては、3月11日に、先ほどご説明しました八森字湯の尻58番地1地内において、町が管理する空き瓶収集コンテナが強風により国道101号へ飛び出してしまい、走行中の車のバンパーと地面の間に挟まってしまいましたので、車両前方が破損するという損害を与えたことによるものでございます。総合賠償補償保険金11万6,000円の追加補正でございます。

歳出ですが、続きまして歳出を説明いたします。

15・16ページをお開きください。

今回の補正予算では、職員給与費につきましても予算補正を行っております。給与関係予算につきましては、一般会計と、この後に議案提出される特別会計、合わせて571万7,000円の減額となっており、主な内容は、4月1日付け人事異動による予算科目の組み替え及び増減による減額となっております。個々の説明は省略させていただきます。

はじめに、2款総務費1項総務管理費についてご説明いたします。

17・18ページをお開きください。

1目一般管理費8節旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当を4万2,000円追加補正するものでございます。10節需用費につきましては、役場庁舎のエアコン室外機の修繕料としまして77万円を追加補正するものでございます。3目財政管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により参加を予定しておりました研修が中止になったことから、参加負担金6,000円を減額補正するものでございます。7目電子計算費につきましては、国の中間サーバーのデータ標準レイアウトが改正されることから児童手当の項目に対応するためのシステム改修が必要となりましたので、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金45万2,000円の追加補正でございます。

19・20ページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当13万9,000円を追加補正するものでございます。

次に、3款民生費についてご説明します。

23・24ページをお開き願います。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費につきましては、歳入14款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金でご説明しました、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました子育て世帯を支援する取り組みの一つとして児童手当受給世帯に臨時特別一時金を支給する国の支援策としての子育て世帯臨時特別給付金分として、ゼロ歳から高校生までと、ひとり親世帯を対象としました町独自の子育て世帯緊急支援事業補助金分を計上してございます。10節需用費につきましては、送付用封筒など関係事務費14万6,000円を、11節役務費につきましては、郵送代や口座振込手数料としまして46万5,000円を、18節負担金補助及び交付金につきましては、1,340万円をそれぞれ追加補正するものでございます。2 目子ども園費11節手数料につきましては、現在建設中であります峰浜地区統合子ども園の敷地内から以前の建物であります観峰荘での使用していたと思われる地下タンクが埋没されておりました。配水管を設置する際に支障となりますことから早急に処分することで対応いたしておりましたので、その補填分49万7,000円を追加補正するものでございます。

次に、4 款衛生費についてご説明いたします。

25・26ページをお願いします。

1 項保健衛生費 2 目予防費のうち10節需用費につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策としまして備蓄用マスク、手指消毒用アルコールと非接触型体温計を購入する費用といたしまして、328万3,000円を追加補正するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス検査機器を医師会で2台購入する予定でありますので、その負担金としまして52万7,000円を追加補正するものでございます。

次に、6 款農林水産業費についてご説明いたします。

27・28ページをお願いします。

2 項林業費 2 目林業総務費12節委託料につきましては、当初予算に森林台帳システム公図配置業務委託料としまして町の3分の1の区域を業務委託する分として予算措置しておりましたけれども、歳入の2款地方譲与税のところでもご説明いたしましたとおり税制の改正によりまして森林環境譲与税が増額となりましたので、その譲与税を財源といたしまして、当初計画では3分の1ずつ3か年で行う予定でしたけれども、全区域を1年で行う目処がつかしましたので、440万円を追加補正するものでございます。

29・30ページをお願いします。

3 項水産業費 3 目漁港建設費につきましては、八森港への県営事業負担金400万円の追加補正でございます。

次に、7 款商工費についてご説明いたします。

1 項商工費 2 目商工振興費18節負担金補助及び交付金のうち小規模事業者経営改善資金利子補給補助金と中小企業融資斡旋資金利子補給補助金につきましては、債務負担行為の追加及び変更のところでご説明しましたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の町の経済支援対策としまして利子補給金を令和2年度と令和3年度の2年間に限り、従来の2分の1補助から全額補助にする支援策に伴うものでありまして、小規模事業者経営改善資金利子補給補助金としまして200万円を、中小企業融資斡旋資金利子補給補助金としまして300万円をそれぞれ追加補正するものでございます。同じく18節負担金補助及び交付金のうちプレミアム付商品券発行事業補助金につきましては、白神八峰商工会より要望のありましたプレミアム付商品券発行事業補助金1,100万円の追加補正でございます。同じく18節負担金補助及び交付金のうち事業継続臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして売り上げが減収となりました法人及び個人事業者を対象としました町の経済支援対策でありまして、3,000万円を追加補正するものでございます。

29・30ページから31・32ページにかけて記載しております3目観光費のうち18節負担金補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により既に中止が決定をしておりますイベントに対する補助金330万円の減額補正でございます。20節貸付金につきましては、歳入18款繰入金2項基金繰入金6目観光振興基金繰入金のところでご説明しましたとおり、ハタハタ館の経営状況が新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言をはじめとした感染拡大の防止策の影響に伴い宿泊や宴会の予約がキャンセルされるなど、これまで以上にならない非常に厳しい状況でございますので、ハタハタの里観光事業株式会社への貸付金といたしまして1,500万円を追加補正するものでございます。9目ジオパーク推進費のうち8節旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当2万4,000円の減額補正であります。

次に、8 款土木費についてご説明いたします。

33・34ページをお願いします。

2 項道路橋梁費のうち2目道路新設改良費につきましては、国の社会資本整備総合交付金の内示額が増額されたことに伴いまして町道小入川岩館線道路改良工事の事業規模

を見直し、工事請負額1,340万円を追加するものでございます。3目橋梁維持費につきましては、地方債補正でご説明しましたとおり、これまでは橋梁関係の事業につきましても社会資本整備総合交付金となっておりますが、道路交通安全対策事業補助金と名称が変更となったほか、内示額も変更になりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により年度内に完了が見込めないものもありますので、事業内容や規模を見直しております。12節委託料のうち橋梁長寿命化計画策定業務につきましては、当初、国土強靱化計画との兼ね合いから道路橋、JR跨線橋と横断歩道橋を種別ごとに作成しなければならないことから、内示の際に一本策定でよいとの連絡がございましたので、400万円を減額補正しております。JR橋の補修・耐震補強設計業務委託につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から打ち合わせなどにおきまして移動制限が想定されることから年度内の業務完了は極めて困難になると思われたため、委託料全額1,200万円を減額補正しております。苗吉橋・内荒巻橋補修設計業務委託につきましては、内荒巻橋が採択されませんでしたので委託料全額700万円を減額補正しております。神陣橋・苗吉橋橋梁補修設計業務につきましては、神陣橋が採択されたことから神陣橋・苗吉橋の組み合わせに変更しまして、委託料1,000万円を追加補正するものでございます。14節工事請負費につきましては、設計金額がまとまりましたので上の川橋橋梁補修工事費を300万円減額補正し、高野々橋橋梁補修工事費を500万円を追加補正するものでございます。3項河川費2目河川維持費につきましては、地方債補正でご説明しましたとおり河川の緊急浚渫事業に対しまして新たな起債制度が創設されましたので、その起債を活用する事業といたしまして12節委託料に河川浚渫測量設計業務委託料を600万円を追加補正いたします。

次に、9款消防費についてご説明いたします。

35・36ページをお願いします。

1目非常備消防費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により消防操法大会が中止になりましたので、関係予算を減額補正するものでございます。3目災害対策費につきましては、搜索活動における経費分の追加補正でございます。町では遭難等により搜索活動を行った場合、搜索活動に要しました経費を八峰町遭難対策協議会から支出しております。5月16日夜に対策会議を開催し、翌日17日に搜索活動を行っていることから残額が減少してきており、今後山菜採りの遭難者等が発生した場合に備え、18節負担金補助及び交付金に100万円を追加補正するものでございます。

次の37・38ページから43・44ページまでの10款教育費につきましては、後ほど教育長からご説明させていただきます。

少し飛びますけども、45・46ページをお願いいたします。

13款諸支出金につきましてご説明します。

3項基金費12目森林環境譲与税基金費につきましては、歳入2款地方譲与税3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税でご説明しましたとおり、税制の改定により増額となりました森林環境譲与税を積み立てるための予算889万8,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、10款教育費を教育長からお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、10款教育費については私の方から説明させていただきます。

戻っていただきますが、37・38ページをお開きください。

1項教育総務費2目事務局費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により国際交流事業が開催できなくなりました関係予算を減額補正するものでございます。

3目教育助成費につきましては、毎年県北地区で持ち回り開催しております、いのちの教育あったかエリア事業分として106万1,000円を、新型コロナウイルス感染症の町の経済支援対策としての大学生や短大生、専門学校生等の学生をもつ保護者を対象とした大学生等臨時支援事業分といたしまして1,037万3,000円の追加補正としていますが、実は昨日、県の教育委員会から、このいのちの教育あったかエリア事業が中止になったという連絡がありました。この事業に関して今回計上しました予算につきまして、年度内に減額補正したいと思っております。

で、大学生等臨時支援事業分の内訳について説明します。11節役務費につきましては、郵送代や口座振込手数料としまして8万4,000円を追加補正いたします。

39・40ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金につきましては、1人当たり5万円の支援補助金といたしまして1,000万円を追加補正いたします。2項小学校費1目峰浜小学校費につきましては、当初シルバー人材センターへ依頼する児童送迎の運転時間を1日当たり1時間と計算しておりましたが、シルバー人材センターとの協議により1日当たり1時間半となりましたので、手数料13万6,000円を追加補正いたします。

ページ飛んで43・44ページをお開きください。

6項保健体育費1目保健体育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりチャレンジデーをはじめ各種事業が中止になりましたので、関係予算を減額補正するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。2時15分より再開いたします。

午後 2時09分 休 憩

.....
午後 2時15分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 町のコロナ支援策について質問をいたします。

アベノマスク、2か月過ぎてもまだ届いておりません。正にスピード感というのを問われるわけではありますが、5月の12日に全協を開きまして町の支援策を伺いました。その際、全体としてこれが容認されたということだと思えます。ところがそれからもう1か月を過ぎようとしています。その間、マスコミにこの報道出ますと、町民は次の日から、「へば、いづならずや」と。「これはいつどういうふうになればいいやづや」、こうやはり町民がいろいろ声聞くわけですよ。やはりそこにスピード感だと思うんです。それで、私どもこの議員懇談会の席にで私も話したんですが、議長から町の方へ伺いました。議会を開けないかということでもあります。この部分については一般質問で奈良議員がいろいろ掘り下げると思えますので簡単に申し上げますが、やはりそれが間に合わないということ。今日以前に議会を開くということ。そういう説明でもございました。先ほどの皆川議員でありませんが、やはり市内一丸となってそれを迅速に手をかけていく、またこれが必要だと思うんですよ。正にこの切羽詰まった状況にあると思うんです。それで今、この後もし可決されるのであれば、すぐに対応できるようなそういう措置はなさっているんでしょうか、お伺いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えします。

本当に全ての支援策タイムリーじゃないと何もならないと、極論で言えばこうなってしまうわけですが、確かに途中で臨時議会開ければもう少し早くできたというのはある

と思いますけども、いろいろ逆算しましてなかなか日取れなかったというのも事実でした。そこは反省事項としまして、実際、先ほどの皆川議員のご質問ありましたが、全庁体制というのを今回初めてマスクの送付はじめ、先ほどの定額特別給付金ですね、これに関しても実は各課からまずほぼ全庁体制、町長、私も含めてね手伝いました。それでマスクも早く配付できたし、定額給付金に関しても事務的な方は実は混乱を招くということで企画財政課でやらせてくれと、こういうことでしたので、ただ一番手間の封筒詰めなんかは全庁体制でやりましたので、あの全協の12日のうちに全部準備ができた、ということをございます。

それで、本題の今回の総合対策室、これに今日の議決に向けて着々と準備進めております。今日、室長の方もここに議場に来ていますけども、これに今回の支援策に必要な決まりの分は全て揃いましたので、いつでも議決後には対応できると、こういう状態にあります。今ご意見も踏まえてスピード感を持って全庁体制で職員一丸となって支援策に臨みたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 私からは一つちょっと質問というか要望をさせていただきます。

商工費、30ページの事業継続臨時交付金について伺いたいと思います。

先ほど来ですね、先ほど来といいますか、6月3日新聞報道によりますと、この事業は3月から6月までの事業収入を対象にして行われるという報道がありました。確かにですね県の休業要請に対する補助金は6月までなんですけど、これは要請された期間に休業したという補償金でありまして、持続化の給付金ではないわけです。で、国の持続化給付金は1月15日までです、来年の令和3年の。で、何を言いたいかといいますと、コロナウイルスの影響によるその事業の売り上げ低下っていうのがですね7月以降も起こる可能性があると思うんですよ。例えば今あまり浮かびませんが、海の家とかですね海水浴シーズンに、あと農業をやられてる方、農産物は秋に採れますので、野菜、果物を作って販売してる方、そういう方が館の売り上げが落ちた、市場の売り上げが落ちたということで収入減になる可能性が大いにあると思います。今のこの新聞報道の制度ですと、そういう方々は対象にならないんですよ。ですから6月以降に入って収入が減収するという職業の方もいるはずですので、是非その辺も対象になるように考えていただければと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今回のこの臨時持続化交付金の部分については、国の方のその6月末っていうふうなそういう部分に合わせてやっていますけれども、笠原議員おっしゃるとおりで、これは長引きますので、とりあえずは3月から6月までのその部分を期間を絞った形で第1弾やります。その先の部分は、第2弾、第3弾必要があれば、ここで止めるっていう話でありませぬので、それ以外の支援策もいろいろやんなきゃいけないやつがありますから、そういう部分も含めて臨機応変な形で対応していきたいと思っています。ですから、ここの期間が駄目だば一生駄目だとかそういう話でありませぬ。

それと、前回の全協で説明した内容と少し変わってるところがあります。前回は20%以上、1か月でも20%以上減少すれば対象が20万円というお話しましたけれども、その後いろんな新型コロナ関連で町の方に申請上がってきて町がオッケーすれば利子とか保証料が安くなるというふうなそういう部分があつて、ほとんどが15から20の間の企業が多いんですよ。そこの部分の支援をしないと大変だなということで、20の部分は20万円あるんですから、15%から20%の間の方は10万円というふうな形の弾力性ももたせた対応を運用していきたいというふうな形で考えています。決してここだけで終わるつもりはありませんので、そういうご理解でいていただいて結構です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 全協でもこれまたお話あったんで改めてまた言うのもなんですけど、ハタハタ館の関係でございます。1,500万円の貸し出し。これはこのままで結構だと思えますが、本当に大丈夫なのかということでもあります。改善計画も出されてるようでもありますし、町長も行政報告で縷々報告なされたようでもあります。確実に再建できるでしょうか。本当、ハタハタ館なくして八峰町ないというような感じで私は見ておりますんで、最大の危機だなと、コロナよりも恐ろしいんじゃないかなというぐあいには思っています。これがないと本当大変なので、改めて町長からですね再建の方策についてきちっともう一度説明をしていただきたいと、こう思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ここは議場の場でございますので、町長としての考え方を申し上げたいと思います。

一番基本的な部分は、皆川議員おっしゃるその部分が一番大切なところなんです。このままちゃんとやっていけるのかと。で、そのために今回ハタハタの里観光事業株式会社で経営改善計画を作っていますので、そこの部分のシミュレーションの中では黒字化す

るというふうな数字も出てますので、そこの部分を町長としては会社の方にきちんと実行していただくと。で、そこの途中過程の部分についてもきちんとチェックを入れながら、で、まあ全協でも提案ありましたとおり教産建の皆さんとも例えば半期の決算出た時に意見交換の場を設けるとか、そういうふうな形の中でチェックしながら通常ベースで、まあ営業利益でプラスになるってなかなか難しいと思いますけれども、経常利益の部分でプラスになれるような形でやっていくのと併せて、これはもう皆さんへもお願いしなきゃいけないし、町民の皆さんにも県内あるいは県外の皆さんにもお願いしなきゃいけないんですが、是非やっぱりハタハタ館の宿泊、宴会等の部分について何とぞご利用をいただくようなそういう形の部分の取り組みが必要だと思います。

まあ実際にいろんな市町村でその宿泊部門で落ちたところの支援策考えていますけれども、今現在は県の部分が県内の人を対象にしています。そこの部分については、やっぱり私の部分は今県内というよりも県外の人も含めた格好で支援できないかと思ってるんですが、そこもまだちょっとタイミングがちょっと難しく、今まだ東京方面おさまってない時にそういう形来ればどうなるかって形の部分があるので、その辺は現場サイドは早くやってけれと形の要望あるんですけど、そこの部分もいろいろ難しいところがあるもんですから、ただいづれ今立てた経営改善計画をきちっと実行していただくこと、これが十二分の十分条件、十二分の条件だというふうな形で思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 町長がおっしゃること十分理解できますし、分かるんでありますが、やはり今ここで貸し出ししてまでですね、コロナの関係ではないんですけども、何とかしたいというような気持ち、町にもあるわけですから、これはやはり職員もですね全職員挙げてですね誘客活動に積極的になってもらうとかですね何らかの手段をきちっとやっていかないと、担当担当ではですねやりきれないと思うんですよ。ですんで、そこら付近をですね、今コロナで大変ですけども、コロナ同様にですね危機感を持ちながら職員一丸となってですねやられるような、そういった気構えをですね全庁で確立していくというようなことでないと、この危機乗り切れないんじゃないかなと本当に大変心配をしております。ですんで、そういったですね、もう一度こうてこ入れをやり直すというような言葉がいいのか分かりませんが、そこら付近みんなですねやるといようなあれをできないものでしょうかね。担当とか会社とかでなくて、町の職員ももちろんハタハタ館の職員はそうですけども、全体としてですね盛り上げるムードを作り出し

ていくということが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 基本的にはもうそういう考えがあって、先回課長会議、6月の2日でしたか開いたんですけど、その際にもハタハタ館大変なので是非皆さんのお力も貸してくださいというふうな形のお願いもいたしました。そういう役場職員も含めてですけれども、町民の皆様にも愛されてこそそのハタハタ館ですので、是非そういう形の部分で使っていただけるようなそういう気持ちの中で進めていきたいというふうに思います。併せて、ハタハタ館側の部分でも使っていただきやすいようなそういう部分の対応についても、町長として向こうの方の会社の方にホスピタリティも含めた形で気持ち良くお客さんを迎えられるような、そういう部分のサービスの部分についても注文つけていきたいとします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 30ページの漁港の400万円の補正があります。漁港が八峰町には2つあるわけですが、横間漁港なのか岩館漁港なのか、工事が拡大したためにその負担金が400万円追加になったということだと思えます。説明もしないですんなり通り過ぎたんですが、副町長、これはどの部分が工事が拡大になって負担金が増えたのかお知らせをいただきたいとします。

それから32ページ、この今皆川さんがハタハタ館の1,500万円、ハタハタ館の今後の対策について質問があったわけですが、1,500万円貸し付けする。当然返済期日というものは出てくるのではないかと。この返済がいつになるのか。これは私の聞き漏らしたのか分かりませんが、その期日がどうも全協の時も説明がなかったようでした。1,500万円貸すのはいいんですが、いついつまでにこの1,500万円を八峰町に戻すというそういうことがない。もうあげるのではないんですか、ハタハタ館に。これ貸し付けですから返してもらわないと困るわけですね。ということは当然、返済期限が出てくるわけです。これをしっかりもたないと、「なあに八峰町で補助金として最後は出すんだべ」というふうな気持ちになると、職員がですよ、ハタハタ館の職員が、そういう気持ちになると今後のハタハタ館は危ういということになります。その期日、どういう返済の仕方をするのかお知らせをいただきたい。この2つお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 1つ目の漁港の関係は、これ八森漁港で、内容等について担当

の成田課長の方から説明していただきます。

それからハタハタ館の貸付金の部分ですけど、議員おっしゃるとおりでありまして、私どもの部分の町としての考え方は、今回の新型コロナウイルスの国の貸付金に合わせた格好で、元金5年据え置きで、その後5年で返してもらう、そういう契約書を結びたいと思っております。

○5番（須藤正人君） 5年……

○議長（門脇直樹君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 私の方からは、漁港建設関係の方の質問にお答えしたいと思えます。

町長申し上げましたとおり、対象の漁港は八森漁港であります。八森漁港の荷揚げ場、こちらのマイナス4m岸壁の耐震・耐津波化のための改良工事を行っておりますが、全体が約100mあります。そのうちの北側の方が50mほど工事終わっておりますけれども、残りの南側の半分、約50mの工事を実施するという全体額4,000万円の追加に対しての町の負担割合10%の400万円という内容でございます。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） ハタハタ館、5年で返済をしたいということ。

○町長（森田新一郎君） 5年据え置き。

○5番（須藤正人君） 5年据え置きで。

○町長（森田新一郎君） だから10年間で。

○5番（須藤正人君） はい、分かりました。それだけで大丈夫なんですかね。もう5,000万円ぐらいハタハタ館に貸して、それで頑張ってもらおうと。で、職員の給料ももう最低補償ではなくて、最低限ではなくて、もう少しアップして、それで意欲を倍増させてハタハタ館を立ち上げると、そういうね前進的な気持ちでないと、何か職員がね萎えてるんですね。もう最低賃金で、もう正職員が6人ですか。準職員が5人かな。あとはみんなパートみたいな最低賃金なんですかね。でなくて、やはり給料もちゃんとするから頑張ってもらおうと、そういう何かもう前進的なそういう気持ちで頑張ってもらおうと。それでハタハタ館を立ち直らせるというような感じは町長ないでしょうか。人件費削減だけでは私はハタハタ館は到底立ち行かないというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 須藤議員の質問がこれまでと全くトーンが違うもんですからちょっと驚いてますけれども。基本的に町の1,500万円だけで資金繰りがうまくいくはずがありませんので、今回の国がいろんな提示してるつなぎ融資の部分も同じような条件で無利子・無保証・無担保、そういう部分の資金も借りながら対応していきたいというふうな形で思ってます。そして昨年度の経営の部分で、全く須藤議員と同じような格好で6月のボーナス出しました。でも結局最後、その部分については、職員の給料をプラスして、そしてプラスした支出がプラスした分は収入上げて戻してもらえばいいというふうなそういう格好の考え方してたんですけど、ただ今現在その部分も結局は決算の中ではその部分がプラスそのまま赤字になってきましたので、まず数字を出す部分を頑張ってくださいというふうなそういう形の中で、こう新しい館長の部分にはそういう話をしております。いずれハタハタ館の部分、今須藤議員、正社員と準社員の話をしました。パート、アルバイトもいますけれども、ほとんどが正職員並みのそういう待遇なっていますので、基本的に決して給料は高くないんですけど、それ以外の社会保険とかそういう部分がみんな入ってますので、そういう部分では他の会社よりもかなり恵まれてる感じはあると思います。ただいずれ数字を出さないと、やっぱりこれからの部分は大変だと思いますので頑張ってくださいと思います。

○議長(門脇直樹君) 5番須藤議員。

○5番(須藤正人君) 全協で新しい館長名前聞いた時に、まだ発表されないと。今、新しい館長決まったんですね。だからそのぐらいいはね、この議会の中で、この補正予算の説明の中で入れてくださいよ。決まったんでしょう、新しい館長。我々には全然報告ないわけですね。前に聞いた時は、まだ決まってないから報告できないと。決まってないものは報告できませんよね。

それとね、決して待遇が恵まれていない方ではないと。恵まれてないですよ。給料体系見てもね、私、まあこんなこと言うのはやめようか。監査してて、いやあ、とても恵まれた給与体系ではないですよ、本当に。町長がそう思ってたらね、これはちょっと情けないな。やはり従業員がもっと働く意欲を持てるような給料体系にしないと、私は職員は頑張ってくれないと思いますよ。どうかね町長もう少し職員を思いやった給与体系で頑張らせると。私が5,000万円貸したらいいというのは、建物を新しくしたり直したりするんじゃなくて待遇を上げて職員を頑張らせてほしいと、こういう意味で私が言ったんです。館長は誰ですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 料理長の下坂さんをお願いしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 26ページの予防費と消耗品のところで説明がありました検温器とかいろいろなものを準備するということですが、検温器っていうのは、よくテレビでとかこうやるような頭につけたり首につけたり、そういうふうなものなんですか。それはどのくらい買入れて、それでどういうところに使われるのか教えてもらいたいと思います。

それと新型コロナウイルス検査機器負担金とありますけれども、検査機器はどういうふうな検査機器なのか。PCRをやるようなそういう検査機器で、どこでどういうふうに使われるのか、それをちょっと教えてもらいたいと思います。

それから、先ほどからハタハタ館のことでいろいろ言われてますけれども、この1,500万円は住民の皆さんの貴重な税金が財源です。この返済、貸付金ということの1行だけですけれども、貸し付けるからには返済計画を立てるのが常識ですし、何のために貸し付けてどういうふうな返済計画でいくのか、それは一筆必ず約束を取ってもらうということで、それを私たちに示してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 7番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 見上議員の質問にお答えします。

まず検温器のことですが、これは非接触型の体温計です。おでこにやるやつです。それを13台買う予定であります。小・中学校、子ども園等、各1台ずつと、あと保健事業用として5台、あと予備3台ということで13台買う予定としております。

それから、もう一点の新型コロナウイルスの検査機器の負担金の件ですが、これはPCR法じゃなくてLAMP法という早く結果が出る機器だそうで、これは能代市内の2か所、2病院の方に設置するというので、能代市の方から要請来てます。その負担金です。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） ハタハタ館の部分は私の方からお答えします。

これ当然貸付金でありますから、ハタハタの里観光事業株式会社と八峰町との間で契

約書を交わします。で、その中の部分では無利子はこの前お話したとおりなんですが、返済の部分については元本5年据え置き、まあ新型コロナウイルスの国のつなぎ融資と同じ条件なんですが、元本返済の据え置き5年で5年間で返してもらうというふうな形で、その部分で返さなければ違約金が、まあいわゆる違約金の高い利子の部分のやつが発生するという通常の契約書を交わす予定であります。必要があればその契約書は皆さんの方にお示ししたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 先ほどの福祉保健課長の答弁、ちょっともう少し聞きたいんですけども、能代の2病院、まあ歯医者さんでもできるというふうな話ですけども、2病院でPCRではなくって、よくマスコミで言われる抗体検査とかそういうふうなので、まあなかなか出にくいとかそういうこともあるんですけども、これを何人くらい受けられて、何千人、何百人受けられて、それでどういう要望があればできるとか、そこから辺まで分かっているのでしょうか。それで保険が効くとかというふうな話もありましたので費用はどのくらいかかるのかとか、分かる範囲でお願いします。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの見上議員の質問にお答えします。

今のところ、手術とか急病人ですね、急病で来た方とか、あと手術できるかどうかという判断するための機械で、一般の方がこの検査を受けるというのではありません。今のところ能代の医師会病院と、あともう1か所ということであります。今のところまだ決まってませんが、そこ2か所で、まず大きい手術をする病院。あと厚生医療センターについては独自で導入するというようなことですので、それ以外のまず大きい病院ということで能代市の方からは聞いております。ですから一般の方でなくて、今急に来て手術受けれるかどうかとかそういう判断に使うということでした。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 私、勉強不足なのでちょっと聞きたいんですがね、各ページにあるんですが職員の退職手当の組合負担分という負担があるわけですけども、これっていうのは私はこう共済組合があって今まで負担してあったと思うけども、これにわかに出てきたような気がするんですが、こういうあれはどういう趣旨のものですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

退職手当組合負担金は、これ急に出てきたものではございませんで、職員の退職手当を総合事務組合というところで別に管理しております。こちらの方に掛け金をこの形で掛けておまして、退職時に退職手当として支給されるものでございます。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 福利厚生のための、共済組合の負担は理解してるつもりだけでも、退職組合というのは未加入だと思うんですけどもね。この負担を出すというのは当然その、組合と町との契約してると思うけども、その契約って条例かなんかで決めてあるんですか。私は記憶ないんですけども。

○議長（門脇直樹君） 日沼副町長。

（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 2時48分 休 憩

.....
午後 2時50分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に戻ります。

ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 漁港の400万円負担に関連しましてひとつ伺っておきたいと思えます。

定かでない情報で、私ちょっと勉強不足なんですけど、岩館の漁港の大型底曳き船3艘ありますが、八森漁港に集積するという話は町として把握してるんでしょうか。その辺を事実関係をお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

公式な話で来てるわけではなくて、我々の課の水産担当の方に漁協さんの方からそういう、八森漁港の方に集積する方向で考えてるというような話までは来ております。ただ具体的に秋田県漁協さんだとか地元の漁業者さんとかときっちり話し合われてそれに進んでいるのかどうかというところまでは、確認はしておりません。それから、その後その話の実現する方向に進んでるのかも全くこちらでは把握は全然しておりません。

○8番（菊地 薫君） 把握をしていない。

○産業振興課長（成田拓也君） はい、以上です。

○議長（門脇直樹君） 8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） もちろんそういう話が出ること自体はね、メリットあり、またデメリットあり、当事者間でいろいろな理由がこれあると思うんです。ただ、一般的に岩館漁港、あれだけの整備をしてあそこから、まあここで言う大型船、底曳き船が八森漁港へこれが移動なるということは、岩館漁港はどうなるのと。単純にですよ。一般的な考え方、やはりすごくそれ不信感思うんですよ。そうでなくても漁業者がいない。まあ遊漁船を含めた小型船はおりますよ。そういう状況の中で大きな漁港です、見てください、まず上から。非常に私はここに対して不信感を思うんで、まあいずれそういうことがあった時にはですね、やはりこういう状況どうなのかというものを町からもですね、それなりの意見というものを申し上げていただきたいし、またそういう状況になったらお知らせいただきたい、こう思います。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の議員の意見を踏まえながら、まだ正式にというふうな話でないし、私も新型コロナ関係の部分で県漁協の代表理事組合長とも会う機会がなかなかなくてあれですけど、基本的には今お話になった部分を念頭に置きながら意見交換をして、もしそういうふうな形になった時は速やかに議会の方にお知らせしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 先ほどからハタハタ館に対して何人もの議員が本当に心配して、それなりに思いを言っておられました。私は全て間違っただけを言ってる方は一人もおりませんと思っております。それにプラスして自分なりに一言だけですね。

今どなたさんかいろいろ、1,500万円をまあ5,000万円も出してもいいんだと。とにかく経営をうまくやってくださいという思いであります、当然待遇もよくしなければならぬし、そういうことは絶対必要であります。しかしながら、周りの待遇だけでなく、やはり商売というものは人と人の繋がりが非常に大事ではないかなと思います。そして今、まあハタハタ館のことをちょっと、まず社員ですね、社員の接待。まあ悪いとは言いがたいですが良いとは言いません。私も県外もまた町内外もそれなりに見ておりますが、やはり接待違いますよ、よその方は。本当に心からですね、また次来て欲しいために本当に何ていうかな、じーんと来る、そういう接待の仕方です。そしてだから先ほど町長も、何とかうまくやる、何とかうまくやるでなくて、やるためには誰も社員、どうやったらいいか分からないですよ。ですから、あるいは県、今ちょうどコロナの時期で

すので、ちょっと県外の方もちょっと大変ですが、もしおさまったとしたら一人1週間ないし10日ぐらい県外に勉強させてみたらどうですか。5年もかかって借金を返済するんだから。一人ぐらい10日ぐらい出しても。それ順番に研修させて。もしそういうことができなかつたら講師を呼んで勉強させることもできます。今ちょっとした会社ではね、そういう勉強一生懸命してるんですよ。ですからそういうことも頭の中に入れて、まずは職員一人一人の、社員一人一人のですね意識改革。本当に自分方働いてお金をもらうんだよと、そういう気持ちにならないと、いつまでたっても親方日の丸方式では駄目です。一言、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） こういうホテル関係、いわゆる温泉・旅館というんですか、しかも宴会つき、それから日替わりのたくさん、年間1万人ぐらいも来てくれる、そういうところの部分で大切なのは、正に今芦崎議員言われたとおりです。一つ一つの部分に関する細かい心配り、まあこれいわゆる横文字でいけばホスピタリティですけど、この部分っていうのがやっぱり客商売の部分で一番大切なところですよ。ここはまあこう私自身も3年目の部分で気になってる部分は話したりするんですけど、いずれ今議員がおっしゃったような提言も会社の方にお話ししながら、職員を勉強させることと、それから講師を呼んでくること、こういう部分については実行に移してもらおうようにお話ししたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 今回のコロナの影響によって雄島花火大会、それから“んめもの”まつり、ポンポコ山の音楽祭等、中止になりました。そのことについて、もし、何とも言えないですけどもコロナの感染が終息にこう徐々にしていった場合、何かかわりの行事とか、行事というか事業、そういうのは何か考えておられるか、その点お聞かせいただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 4番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） それぞれが開催日は1日なったり2日になったり短いんですけど、そこまでに至る準備が大変長い時間かかります。そういう部分で早めに今年度は中止っていうふうな形で決めた結果を私の方に報告に来ました。そういう意味で今年の予算は落とさせてもらいましたけれども、決してこの後もやめるという話ではないので、その部分については来年に向けてこうやっていくんですが、今年度の部分で、じゃあ

かわるべきもの何かあるかという、これ今の段階で今そういうことまでは考えることはできないです。何かやるしても、ただ1日、2日でできるものではなくて、やっぱり長い時間かかっている部分ですので、かわるべきものがあるかっていうのはこれはちょっと考えてみないと分かりませんが、このような大きなイベントの部分にかわるような、こういうイベントに匹敵するようなイベントっていうのはなかなか今の状況下の中では企画する部分が難しいなと思ってます。まあそれ以外の部分でも大きな行事いろいろあります。成人式なり、それから敬老式なり、そういう部分の対応もこの後どうするかという部分もいろいろありますので、いずれ議員のお気持ちは分かりますけども、すぐじゃあおさまればこうだという話は、今年度の話でしょ。今年度でこういう形でかわるものやるというのはなかなか難しいなと思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。3時10分より再開いたします。

午後 3時02分 休 憩

午後 3時11分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第21、議案第50号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第50号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会

計補正予算（第1号）をご説明いたします。

令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ665万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,364万5,000円とするものであります。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。

5款県支出金2項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）分2節過年度分1過年度分の412万9,000円の追加は、本来、令和元年度で交付されるべきものが県のミスによりまして令和2年度で交付されることになったための追加であります。5款県支出金2項県補助金2目地域支援事業交付金（包括任意事業）分2節過年度分1過年度分252万5,000円の追加も同じく、本来、令和元年度で交付されるべきものが県のミスによりまして令和2年度で交付されることになったための追加であります。

8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。

6款諸支出金3項延滞金1目延滞金22節償還金利子及び割引料8国県支出金等過年度分返納金1,000円の追加は、県のミスによる国への交付金の返還金における延滞金210円に充てるための補正であります。今後、この金額については県の方から町に支払われることになっております。

8款予備費1項予備費1目予備費665万3,000円は、歳入の交付金665万4,000円から歳出の延滞金1,000円を差し引いた歳入歳出合わせの額となります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第51号、令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第51号、令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第1号)をご説明いたします。

令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,467万5,000円とするものであります。

令和2年6月9日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。

3款繰入金1項繰入金1目繰入金1節一般会計繰入金1の一般会計繰入金189万2,000円の減は、歳出の調整のためのものであります。

8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。

1款総務費1項施設管理費1目医科一般管理費4節共済費3の共済組合負担金1万7,000円の追加及び7の退職手当組合負担金1万7,000円、計3万4,000円の追加は、町営診療所の再任用職員の各負担金の追加であります。2目歯科一般管理費4節共済費3の共済組合負担金22万1,000円の減及び7の退職手当組合負担金170万5,000円の減は、歯科診療所の医師含め職員4名が会計年度任用職員となったことにより、当初共済組合及び

退職組合の負担金を計上しておりましたが、退職手当の支給要件を満たしておらず雇用保険で対応することになったため、各組合の負担金が減額となりました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第23、請願第1号、秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は教育産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第24、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第3号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、陳情第3号は採択とすることに決定されました。

日程第25、陳情第4号、日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、請願第4号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第26、陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第5号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを採択することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第5号は採択とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、11日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 3時22分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 10番 芦 崎 達 美

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也

同 署名議員 1番 水 木 壽 保

令和2年6月8峰町議会定例会会議録（第2日）

令和2年6月11日（木曜日）

議事日程第2号

令和2年6月11日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	今井 利宏	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	堀江 広智	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	成田 拓也	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	山本 望	学校給食センター所長	田村 高夫
あきた白神体験センター所長	山内 章	防災まちづくり室長	内山 直光
新型コロナウイルス総合対策室長	石上 義久		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 書 記 船山 厚子

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴の皆様におかれましては、足下の悪い中、足を運んでいただきまして誠にありがとうございます。議席番号9番笠原吉範です。通告に従いまして、本日は一問質問をいたします。

質問の内容は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。

5月26日の議会全員協議会の場において、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が示されました。平成27年11月に作成された「第1期創生総合戦略」の策定委員と比べると若い移住者や起業者等が多く参加しており、どのような創生総合戦略が出来上がるのかと期待をしておりました。しかし、その内容を見てみると、第1期創生総合戦略をそのまま引用した部分が多く、目新しい施策に乏しく、数値目標を達成するための具体的な施策がありません。若い策定委員の意見は反映されているのでしょうか。私には、創生総合戦略の目標達成よりもこの冊子を作ることが目的になっているように思えてなりません。このままでは絵に描いた餅となりかねません。「第2期創生総合戦略」目標達成のための最重要課題と、それに取り組む町長の考えを伺います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆さんおはようございます。傍聴の方々には、朝早くから傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、私の方から笠原議員のご質問にお答えをいたします。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは、国、県、市町村それぞれが将来人口の推計と分析を行い、それぞれの人口問題の現状と課題を整理し目指すべき将来方向性を探りながら、国、県、市町村が人口減少問題を直視し連携して人口減少のスピードを抑制

しようとするものであり、これまでの計画づくりにはなかった斬新な取り組みであると認識しております。

私自身も、町長になる前ですが、第1期総合戦略の策定委員として参画いたしました。県庁職員時代に三度、「秋田県総合計画」の策定に関わってきた経験があり、また、これまでになかった斬新な取り組みであるという強い思いもあって、町から提示された素案や総合戦略策定に向けた町の策定委員会の進め方に対し、かなり批判的な発言ばかりしていたことを記憶しています。特に、総合戦略のベースとなる人口推計に強く異を唱えた覚えがあります。当時の町が委託したコンサルによる推計が、合計特殊出生率が年々向上し、2040年以降は人口が減少しない水準の2.07になるとか、社会減についても純移動率が年々縮小し、2040年以降は社会増減がゼロになるとか、人口推計を経験したことがある者にとっては信じられないようなあり得ない前提で推計していたからであります。こういう推計をするから、第1期総合戦略における出生数の目標値が、平成26年の年間26人を平成31年に40人にするという目標にしなければならなくなるわけであり、これまでになくような画期的な少子化対策のメニューが提示されていない中で、どのようにして26人を40人にするのかという疑問を強く抱きながら発言していたように思います。

第2期総合戦略は、ものづくりや宿泊施設や漁業で頑張っている若者も含めた13名の方々に策定委員をお願いし、計4回の委員会を開催し取りまとめたものでありますが、私からは事務局を担った企画財政課に対し、できるだけ多くの策定委員の意見を盛り込んだ総合戦略になれば出来上がったものに厚みが出ること、外から来る人よりも町内で頑張っている方々への支援に重きを置くこと、「若い大人を増やす」、「子育て世帯を応援する」、「農林漁業の担い手を確保・育成する」という3つの切り口でまとめる手法もあること、計画の見てくれではなく何のために何をやるかが大切であることなどをアドバイスいたしました。

今回の総合戦略は第2期でありますので、当然、第1期総合戦略を検証した上で策定しておりますが、私が先ほど申し上げたあり得ない前提での将来目標人口を見直し、頑張れば達成可能なレベルである八峰町独自に推計した将来目標人口を設定したことは、大きく変わったところの一つだと思っています。

さらに、第1期総合戦略に掲げていた事業についても、策定委員の皆さんが一つ一つ意見交換をしながら、効果的な事業については継続することとし、効果が感じられなかったり時代の変化にマッチしなくなったものについては削除や修正を行い、これまで欠け

ていたと思われる事業を新規に盛り込むなどした結果、第1期の30の事業が、5本の新規事業を含む20の事業に絞り込まれています。第1期総合戦略に盛り込まれた事業の約半分が盛り込まれなかったこととなりますので、この点も大きく変わったところだと思っています。

また、具体性がないとの指摘ではありますが、取りまとめたのは人口減少のスピードを抑制するための総合戦略であり、そのためにこれから重点的に取り組む施策の方向性を取りまとめたものであります。実現に向けた具体的な戦術については予算という形で出てきますので、チェックしていただければと思います。

数値目標については、第2期総合戦略の計画期間が令和6年度までですので、大きくは町独自の人口推計の中の令和7年度の総人口5,672人ということになりますが、20の事業に取り組むことで改善等が期待できる7つの目標を重要業績評価指標として掲げています。

第2期総合戦略に盛り込んでいる20の事業ごとに設定できればいいのですが、私のこれまでの経験の中で感じるのは、計画づくりで一番難しいのが分かりやすい目標設定であります。目標を設定するには、その事業の効果を示す統計指標に代表されるような分かりやすい現状の数値が必要ですし、事業によっては設定できないものもあるからです。

なお、策定委員会においては、数値目標を人数等で設定するよりも八峰町に住んでいる皆さんが感じる幸福度が大事という意見があったと伺っております。第1期総合戦略の重要業績評価指標である「住みやすいと感じる割合」というのも、毎年きちんと住民意識調査を実施するという前提では分かりやすい数値目標になると思いました。

目標達成のための最重要課題が何かとのご質問であります。20の事業全てですとお答えするしかありませんし、20の事業にしっかり取り組んでいくことと、その結果を毎年検証し、必要に応じて修正や新たな取り組みを加えていくことが大事であると考えます。

いずれにいたしましても、人口減少というテーマは、八峰町を例にとってもこれまで60年以上もの長きにわたって続いてきた問題であり、特効薬がない問題であります。生まれる子どもを増やすこと、若者を定住させること、外から若者を移住させることなど、答えは分かっているものの、その答えを導き出すためにどうすればいいかが難しい問題であります。結婚から子育てまでの支援や教育、雇用の場を確保するための産業振興、老後も含めた安心できる福祉や医療、にぎわいづくりのための交流人口や観光振興など、

総合的な対策に取り組んでいくことが肝要であると考えております。

○議長（門脇直樹君） 9番議員、再質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 町長が今おっしゃられたとおり、町長は第1期の策定委員会のトップということで、第1期のこの作成には深く関わっていると思いますので、まずは第1期について質問をしたいと思います。

平成27年の11月ですか、第1期の創生総合戦略が出来上がったわけですが、この5年間でですね策定委員を集めて会議といいますか、中間報告といいますか、そういった会議は何回行われたのでしょうか。そして、会長という立場で第1期に携わった現町長ですが、第1期の成果というものをどのように自己評価していらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 第1期の総合戦略が出来上がってから、その策定委員のメンバーを中心としてそれを評価する、評価のための委員会を年1回ほど開催してまいりました。そしてその時の委員長は白瀑の山本友文さんでありますけれども、その委員長が引き続き検証委員会の委員長として、これまでの検証をしております。最終の令和元年の昨年の8月に最終の最後の委員会なってるんですが、その際には、事業の内容と平成30年度までの取り組みの実績、そして今後の町としての方向性を示しながら意見交換をして、その結果を踏まえて第2期の策定委員会に引き継いでおります。第1期の検証委員会のメンバーから多く発言してくれた方、そういう問題意識が高かった人を数人引き続いて委員としてお願いして第2期の方の策定に進んでおります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） もう一問聞いたんですけども、その第1期終わったわけですけども、町長としては第1期をどのように評価しておるのか、お願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 第1期の部分については、事業部分で30項目ほどあるんですけども、この中には途中で駄目になったものもあります。例えば議員が私が町長になってからすぐ質問された、民間が若者向けの住宅を造って、そしてそれを安い家賃で貸すといった部分に関して6万5,000円は何だこれというふうな話の質問あったり、それから東京で町だけで特産品販売をしたりとかそういう事業もありましたけれども、そういう部分に関しては途中で取りやめたり、定住奨励金も載ってますけどそれ取りやめたり、そ

ういう部分で効果が出なかった部分は見直されたものもありますが、それ以外に空き家を改修してそして安い家賃でやっていく部分とか、効果を上げてる部分もあります。トータルの部分としては、やっぱり目標の部分の設定がおかしくなりましたので、トータルの部分については1期で掲げた目標については達成できなかったというふうなそういう評価であります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 次は第2期についてお伺いいたしますが、今町長の方から第1期は年に1回程度の会議だったと。第2期についても同等の程度しか会議を招集しないんでしょうか。私は年1回では圧倒的に少ないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この部分については、事業の部分が毎年毎年の事業になりますから、前の年の事業の実績が出てないと年度途中であっても議論のすべがない。そういう意味ではやっぱり年1回を、その個別の事業が今出されてる施策の方向性が事業化されて予算化されてその部分の取り組みが終わった段階で、その部分でその実績を踏まえた形で次どうするかっていうそういう議論が必要になりますので、年何回もやるという話ではないと思います。やっぱりその前の年のこの第2期総合戦略に掲げてその事業の実績が出た段階で毎年毎年やっていく、そして検証していく、そういうことが必要な事業だというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） この第2期は今年の3月ということで、この第2期の創生総合戦略会議をやったり冊子を作るにあたってですね、その頃はまだコロナウイルスの感染症がここまで拡大してなくてですね、誰もここまで世の中が天地がひっくり返るほどの騒動になるとは分かっていない時点でこれ作成されたものだと思うんですよ。で、今これだけですね誰もが想像し得なかったぐらい世の中変わってしまったんですよ。それを会議を来年まで行わないでこのままやるんでしょうか。私は今すぐにでも招集してですね、本当にこういう世の中になってこれが実現できるのかどうかという検証を今こそやらなきゃいけないと思いますが、いかがでしょう。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 計画の中にこういう新型コロナウイルスのような突発的な事象があったから、それに合わせた形で長期計画を作るというのは、これはやっぱり計画論

的にはおかしいことだと思います。そこの部分については、その新型コロナウイルスのようなこういう今回の部分については、そこの部分はそこの部分として別途やることであって、その今のこの総合戦略については60年以上も長く続いてきた現象をどうやってそのスピードを抑制していくのか、この先黙っていけばどンドンどンドン、今の社人研の推計では5年ごとに900人位ずつ人口が減少していくというそういう指摘もされているんです。だからそういう部分をマクロ的に捉えて、今そこの中で何をしていかなきゃいけないかという部分がこの総合戦略ということであって、その今みたいに新型コロナウイルスのような突発的な災いが出てきたからこれを全部全面的に変えるというふうな形では、それはやっぱりおかしいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 私は何も全面的に変えろと言ってるわけではありません。私のほうから、じゃあちょっと提言的なことを言わせていただきます。

この新型コロナウイルスのこの状況下においてですね、テレワークというキーワードが今盛んに飛び交っております。会社に行かないでパソコンで仕事をすると。この総合戦略の仕事づくりのための産業振興の中に、空き公共施設活用支援事業というので空き公共施設をIT企業等の誘致、正に今これなんですね。今ですね、新型コロナウイルスの前なんですけれども北海道の北見市では、空き店舗にテレワークの施設を導入して、首都圏から10人の若者が移住してきたそうです。まあ今、北海道もコロナで大変なので今はどういう状況になっているか分かりませんが、例えばですね埴川小学校の教室にテレワークの設備をしますので移住してきませんかとか、そういうですねこともできると思うんです。今、この報道によりますと、新型コロナウイルスが首都圏を中心に人口密集地帯を中心にいまだ続いているわけで、これを機会にUターンしたいとか、人口が密集していないところに移住したいというそういう若者が増えてるそうです。で、テレワークですと企業誘致しなくてもいいんですよ。仕事を探さなくて仕事ごと若者が持ってくるわけです。で、大体そのテレワークの設備は、大まかですが100万円から150万円ほどかかるそうです。そういったことがですね日々変わってきてるわけですよ。だから私は、せっかく若者を策定委員に選んだんですから、年に1回じゃ足りないと言ってるんですよ。このコロナウイルスを逆手に取るわけじゃないですけども、これ黙ってればどっかの自治体でやりますよ、これ。特に企業ももちろんそうですが、ベンチャー企業ももちろんそうですが、例えば個人事業主、イラストレーターとか小説家とかそういう方もで

すね、もうテレワークで編集してできますから、会議とかもできるわけですから、そういった意味で田舎暮らしに興味を持ってる若者がすごく増えてると。これを取り込むためにですね、こういう施策ができないかというようなことを若者と協議できないですか。もう1年後まで集まらないなんて私にとっては考えられないことですけど、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今議員が提案されたのは戦略の話でなくて戦術の話です。今のこの空き公共施設活用支援事業の部分にIT企業の誘致とか外国人労働者への宿泊施設とかそういうアイデアを出されてますけれども、この部分をどのように活用していくかの部分については、これは必要があれば今議員おっしゃったように1年待たなくてもいいんです。今最初の質問は総合戦略を検証していくための会議というふうな形の質問と捉えましたので、それには実績が必要なので、そういう意味では年1回ですと。だから今みたいな戦術論の部分は、来年度の予算に向けて、あるいは必要があれば補正予算に向けてその部分の委員会を立ち上げてやることはやぶさかではないです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） やはりですね、この策定委員のメンバー見てみますと第1期に比べまして随分若返りまして、そうそうたる有望な若者がたくさんいるなと思って期待をしているところです。是非こういったですね若者というのはアンテナが鋭いものがありますから、今私でもこのくらいのこと考えるんですから、こういう人たちをもっともっとですね斬新な考え方を持ってると思うんですね。ですから、第2期を達成させるための戦略をですね是非この若手の皆さんに練っていただく。そのためにも年に、3か月に1回ぐらい集まっていたらどうかと。もっといい戦術はないのかと、これを達成するために。そういった会議をですね私は是非開催していただいでですね、少しでもこの目標を、人口減の抑制を図るためにこの町の若者を活用していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今回第2期策定委員のメンバーの選定にあたってなんですけど、第1期、私、策定委員会に出てました。ほとんど発言する人いませんでした。基本的に私だけが発言していて、「しょしっ」というか都合悪くなったってそういう部分がありましたので、せっかく策定委員として選ばれて町の将来を担う重要なテーマについて議

論するんであるから、問題意識を持ちながらいっぱいしゃべってくれる人、そういう部分にスポットライトを当てて交渉しました。で、町内にいない人も、五城目町、いろいろな議員の中でもありましたけれども、そちらの方の人も委員にお願いしました。残念ながら1回も来ることできませんでしたけれども、いろんな意見をいただきながらその意見も参考にさせていただきました。いずれこう会議メモ、国とは違って誰が何を発言したか名前入りの会議メモ全部揃っておりますので、その中には本当にきらきらした事業がたくさんちりばめられてます。で、最終的に総合戦略の方向性というふうな形でまとめるとこういうふうな形になるんですが、第1期と第2期、事業の中身同じでも内容が違いますので、そういった部分も着目して見ていただければと思います。今議員がご提案になった若者を集めての意見交換会、これはね私も是非やりたいと思います。これから自分たちの将来のこととして我がこととして頑張ってください、その若者たちの意見は是非町政の中に反映させていきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 最後になりますけども、行政の仕事というのは往々にしてこういう冊子を作って終わりっていう仕事が非常に多いです。何か物事を達成するために、この冊子を作ったよ、チラシ作ったよ、のぼり旗作ったよ、もうそこで終わりみたいな、まあ行政の最も悪いとこだと思ってますが、私が一番危惧してるのは、この第2期創生総合戦略を絵に描いた餅にしてほしくない。そのためにも、町長もですね今おっしゃったように、これから町を担う若者を巻き込んでですね是非少しでも町の人口減少に抑制できるようなそういうふうな方向性で行ってもらいたいと思います。

終わります。答弁は要りません。

○議長（門脇直樹君） 9番議員の一般質問を終了します。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） おはようございます。議席番号11番皆川でございます。傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞様でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、洋上風力発電についてお尋ねをいたします。

町長はかねてより、洋上風力発電は健康、景観、漁業に被害を及ぼさないというようなことを条件にいたしておりますが、いずれについてもまだ具体的な例や数字等は示されておられません。しかし、最近、再エネ海域利用法に基づき、能代市、三種町、男鹿市

はじめ由利本荘の方においても促進区域や、あるいは八峰町、能代市沖においては準促進区域等の指定がされるというような話題で持ち切りでございます。こういったことを踏まえながら、今、大手事業者、聞くところによりますと5社ほど名乗りを上げてるようでございますが、これらを計画検討中ということで、既に計画を公表いたしておるといような実態が報道されてございます。このような公表に対し町長はどのように対応していくつもりなのか、所見をお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染拡大による遅れた児童・生徒の授業時間をどのようにカバーするかということについて、教育委員会にお尋ねをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2月27日、安倍首相が全国一斉の休校を発表いたしました。3月2日から3月いっぱい、全面に休校をするというようなことございました。これを受けて本町でもこのような体制を整えたというようにお話を伺いしております。こういった中で大変心配をしておりましたが、高校受験の生徒さん、それぞれ大変な頑張りをいただいて全員合格いたしましたということで、ほっといたしたところでございます。しかし、4月の16日に入りまして、さらに緊急事態宣言が発表されて、今度は4月の16日から5月の6日まで全国各都道府県、緊急事態宣言が実施されるということの運びになりました。これに伴い、本町においても小・中学校、4月の21日から5月の6日まで休校というように措置をとることになりました。こういった結果から児童・生徒の年間の授業カリキュラムは大きく変更されたと思います。このようなことで学力の低下があってはなりません。この遅れた授業数をこの後どのようにカバーしていくのか、教育委員会の対応をお伺いをするものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆川議員のご質問のうち1問目は私がお答えします。2問目の遅れた授業時間のカバーについては教育長の方から答弁いたしますので、よろしく願いします。

風力発電に対しましては、騒音や低周波音などが住民の暮らしに影響を与えないこと、自然環境や景観に配慮すること、漁業に影響を及ぼさないことはもとより、事業者对环境アセスメントを確実に実施し、住民の不安に対し丁寧な説明と対応を求めていくことを前提に、町の資源である「強い風」を元気な八峰町づくりに活用していきたいという

のが私の基本的な考え方であります。

洋上風力発電については、昨年4月から「再エネ海域利用法」が施行され、洋上風力発電事業のための海域の利用を進める「促進区域」の指定、利害関係者等との調整を図る法定協議会の設置、発電事業者の公募による選定など、国が先頭に立って洋上風力発電を導入促進する仕組みが整備されました。

昨年の7月末には、「能代市・三種町・男鹿市沖」を含む全国の4地域が法定協議会の組織や国による風況・地質調査の準備を直ちに開始する「有望な区域」に選定され、「八峰町・能代市沖」を含む7地域が、「有望な区域」であるものの今後の地元合意などの環境整備の進捗状況に応じ、可及的速やかに、法定協議会の組織や国による風況・地質調査の準備を開始するエリアに選定されております。

法定協議会が設置された「能代市・三種町・男鹿市沖」については、本年3月末、漁業等に支障を及ぼさない具体的なエリアを示した促進区域案が了承されておりますので、今後、国において「促進区域」に指定されるとともに、発電事業者の公募が始まるものと思われます。

「八峰町・能代市沖」についても、まだ連絡はありませんが、法定協議会が設置されれば、「能代市・三種町・男鹿市沖」と同じように協議が進められ、国が示した促進区域案が承認されれば、促進区域の指定、事業者の公募、事業者から提出された「海域の占用計画」の審査、事業者の選定という手続きが進められていくものと想定しております。

現在、「八峰町・能代市沖」については、複数の事業者が名乗りを上げておりますし今後も増えるかもしれませんが、ただいま説明したように、名乗りを上げた事業者の全ての計画が実現されるのではなく、公募により選定された一事業者の計画が進められていくことと理解しております。

なお、風力発電については、私が町長就任してから全ての議会において取り上げられた町民にとっても関心が高い案件でありますので、法定協議会が設置された際には、これまでの意見交換を踏まえ、住民が抱えている懸念はもとより、漁業振興や地域振興に繋がる意見を申し述べたいと考えております。

私からは1問目、以上です。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） おはようございます。

皆川議員の遅れた授業時間のカバーについてのご質問について、私の方からお答えい

たします。

昨年度末からの新型コロナウイルス感染症への感染防止のため、町内小・中学校は二度にわたる臨時休校措置を行いました。1回目は3月2日から3月19日まで、2回目は4月21日から5月6日までで、1回目は卒業学年を除く休業日数は14日間、2回目は8日間でした。

3月の校長会で各学年の未履修を確認したところ、小学校では少ない学年で7時間、多い学年で23時間でした。中学校では、1学年が20時間、2学年が30時間でした。これらの未履修については、国語・社会・算数数学など系統性の高い教科について次の学年で回復授業を行うこととしましたが、年度末のまとめの内容が多く、次の学年に関連する内容もあることから、新学年になった1週間程度で前年度の回復を行うことができたという報告を受けております。

その後、新学年の授業に取り組んで間もなく2回目の臨時休業になり、各学校では対応も容易ではなかったと思います。

5月19日の校長会で、授業の遅れの回復措置について確認したところ、今後休業措置がなければ長期休業日の短縮等による授業時間確保は必要がないということでした。学校では、標準授業日数35週に対して余裕を持って40週設定していることや、今回の新型コロナウイルス感染防止対策により学校行事の見直しや縮減を図っていることから、その時間を授業時間に充てることができるなどの理由が挙げられます。

なお、今後再度の臨時休業措置が行われる際には、長期休業日の短縮などにより授業時間の確保が必要になると考えております。

私から以上です。

○議長（門脇直樹君） 11番議員、再質問はありますか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） まず洋上風力についてお伺いをいたします。

町長先ほど答弁いたしましたように、健康、漁業あるいは景観等については私らも考え方はやや同じでございますし、しかし、これらについてまだ具体的な数字もございませんし、例もございません。そういった中で、今言った海域利用法の中ではそういった事業者が町長の考えてることとはいざ知らず、どんどん前に事業が進捗してまいります。果たして町長が思っているようなことが事業者から理解していただけるのかどうかですね、大変不安視するところがございます。そこら付近はどう解決を図るつもりなんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 事業者がどんどんどんどん前に進めていってるという部分については、環境アセスの部分だと思います。これは、まあ今の能代市、三種町、男鹿市沖のあの部分が法定協議会の部分で促進区域案が了承されておりますので、あの後、おそらく今月中か来月には促進区域が国から示されると思います。そしてその公募が始まっていく時に、その段階で終わってなきゃいけないので、そういう形の環境アセス法の部分のやつは自分が事業取れるかどうか別にしてやっておかなきゃいけないんで、だから最終的にどういう条件で国が公募の要件を示してくるか内容は分かりませんが、その公募で、せっかく準備したけど駄目だったっていう部分は当然ありますから、だからその部分にはそんなに心配することはないと思います。

で、今皆川議員ご心配されてるのは、そのどんどんどんどん進めてる事業者がどんどんどんどんやって最終的に計画されてる計画が全部実現してしまうんでねえがっていうふうなそういう心配だと思いますが、それは今の海域利用法の法律上からはあり得ません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今ご説明をいただきましたとおりでと思いますが、ただ、隣の能代市さんにおいては、今盛んにエネルギーのまちづくりということで齊藤市長中心にいろんな経済界の方々、大変力を入れて頑張っております。もちろん我が町においても、もう誘致企業なんていうことは到底考えられない時代でございますし、雇用の場を能代市に頼っておるといようなこともまた事実だろうと思います。そういった意味で、能代市ではもう既に能代港の機能強化を図るために港湾計画の変更が国において計画が認められたというようなお話をお伺いをいたしております。国から35億円、あるいは県から41億円、76億ですか、このような膨大な事業費を投じて計画を実現しようとしておるところでございます。今、雇用の場を確保するのも大変な時代でございますし、能代市さんでこういった事業が展開されていくと、もちろんこれは風力発電の振興を当て込んだ事業だと思いますし、これがなければこの事業は成り立たないと思うんですが、これらが導入されることによって我が町に及ぼす波及効果というのもまた大きいものがあるんじゃないかなというぐあいに思います。ですので、私も再生可能エネルギーは大賛成でございますし、脱原発でございます。というようことから言いますと、この事業はやってほしいんでありますけれども、先ほど町長が申し上げたようにいろんな条件

をクリアして初めてできる事業でございますし、しかしまた今言ったように隣の能代市さんでこういう計画を立てながらもう産業振興に力を入れようとしておるわけでございますので、これらに私どもも期待するところ大変大きいものがあるように思います。でするので、この後またいろんな計画ができていく中で、能代山本の中で、まあ藤里さんは別にいたしましても、三種町も含めてそういった洋上風力の可能性を秘めておるといようなことでお墨付きをいただいておりますから、ここら付近のバランスをですねこの後どのように調整をとりながら振興していくのかといようなことは町長の手腕にかかっているんじゃないかなと思うんでありますが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 能代市の場合は、能代港という部分があります。全国で初めて能代港の中に風力発電が間もなく始まろうとしております。能代港をどのように活用するかという部分について、そういう大きな課題を担って、まあ抱えているというふうに思っています。私の基本的な考え方は、八峰町、まあ昔みたいなフルセットで八峰町に何でも揃えて振興していく時代ではなくて、やっぱり今、能代山本定住自立圏共生ビジョンという部分を取り入れて、企業誘致にしろ、定住に必要な医療とかそういう部分についての協力しながらやっていくといような形になっていますので、今も風力発電の部分については能代港の風力発電の拠点港にしようといことで期成同盟会をやっています。で、私はその能代がもっともっと発展していってくれば、当然ベッドタウンとしての八峰町にもそれなりのメリットがあるという部分は基本的に考えております。そういう意味では、能代市が大きくなる部分については私は協力していきたいと思っておりますし、その恩恵もそれなりに受けると思っております。雇用の面でもありますし、消費の面でもありますし、それはあると思っておりますので、まあバランスを取りながらいっている部分については、私は能代山本郡4市町の連携をより一層深めていかなければいけない、そういう時代を迎えているんだといふふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 先ほど笠原議員からも創生プランの件についていろいろとご質問がございました。やはりこういったエネルギー対策もですね、その中の一つだと思っておりますし、やはりこの後いろんな形で町の振興を図る上でですね欠かすことのできない一つの政策になっていくんじゃないかなというぐあいに私は考えます。ですんで、この後いろいろな会議なりそういったものがあるかと思っておりますので、これらも是非ですねそう

いった課題の中に盛り込んでいただいて、町民の皆さんからもっともっと関心をいただいでですね、この洋上風力なるものをしっかりと町民の皆さんからも理解していただけるようなそういう機会をこの後もどんどん増やしていただければなというぐあいに思いますし、さらにもしてできるのであれば、広報あるいはお知らせ版でも構いませんので、いろんなことを町民の皆さんに周知していただけるようなそういう手法を考えていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中には、まあ私、町長になってから先ほどもお話しましたけれども毎回議会があるたびに、この風力発電、陸上、洋上含めてですけれども、その議論がされております。その部分の状況の中で、まあ全員が賛成でありませぬので、そういう状況の中でまち・ひと・しごと創生総合戦略プランの中にその部分を入れるというのは、やっぱりそこまでの勇氣はない、まあできないと思います。

で、住民への周知の部分については、この後の質問にもありますけれども、洋上風力の場合は陸上風力と違って、法律で、再エネ海域利用法ができた部分で法定協議会が開催されます。ただその部分でどういう議論があった部分については、それは住民の皆様にお示ししながら、また議会の皆様にもお示ししながら、八峰町のためになる部分、地域振興あるいは漁業振興、そういう部分についてのご意見もご提案もいただきながら、これまでもいただいでますけれども、そういう部分をご紹介できるかというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） いずれにしても、この問題に関しましては基本的な3つの方法についてはですね、やはり県の魚とまで言われてるハタハタとかですね、そういったこともあるわけでありませぬ、世界遺産の白神山地も抱えておる当町であるわけでありませぬから、やはりそういったことを十分配慮しながらですね、町民の皆さんにこの必要性なりそういったものが詳しく伝わるような手法をこの後どんどん情報提供していただければなというぐあいに思います。特に法定協議会の中身につきましては、なかなか私も知る機会はないわけございませぬので、もちろん町民の皆さんは私方以上に知る機会というのが少ないかと思ひますので、是非そういった機会は多くつくっていただければなというぐあいに思ひておひります。

それと、いろんなこの後また議会等でも風力に関する意見なり質問等は出るかと思えますので、そういったことも是非ですね法定協議会の方にどんどん出していただいて、八峰町が抱える課題をですねどんどん町長の方から投げかけていっていただきたいなというぐあいに思います。

以上申し上げて、風力に関する1問目の質問は終わりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 2番目の教育委員会の対応について再度質問をさせていただきます。

先ほど教育長から縷々答弁がございました。まず学校現場でございますので、校長会の校長先生方のご意見というのは大変大事だろうと思うんでありますが、それこそ緊急事態宣言が出てから新学期始まってですね、もう出鼻をくじかれたというような格好でございます。特に新しく入学してるんるん気分でした新しい小学校1年生、どういった気分であったでしょうね。本当、かわいそうな気がいたします。それと、本町に初めて赴任された先生方、まだ学校の雰囲気にも慣れないままコロナウイルスの対策で大変だったろうなというようなこと推察できるわけではありますが、だからといって学力とかそういったものに影響を及ぼしてはならないわけで、そういった面を考えながら大変な対応をされたと思うんでございますけれども、やはり子どもさん方が先生方を頼りにしておるわけでありますから、先生方のそういった何ていいますか、落ち着いた対応というのは大変必要だろうなというぐあいに思います。ただ校長会で時間の割り振りができたとかそういったことはそれなりに必要かもしれませんが、子どもさん方のそういったケアがですね果たしてできておるかなと。新しく中学校3年生になられた子どもさん、大変大切な時期でございます。高校入試を控えた、1日も授業を怠ることのできない、1時間も無駄にできないそういった中でこういう対応を取らなきゃならないわけでございますし、さらには全県中学校の体育大会、総合体育大会ですか、なくなってしまいました。2年間汗水流して自分の結果を残そうと真剣に取り組んできた生徒さん方の努力ですね、並々ならぬものがあつたらうと思います。こういったところのですねカバーをどうやって学校が対応してくれるのかなというようなところ、私は大変心配をしております。こういったこと、校長会で話なかったでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 今回のコロナ対応のいわゆる休校等について、大変ご心配かけ

てるところです。私も大変心配しておりました。校長会での話がまずメインでしたが、そのほかにも先生方、教務主任、研究主任などが集まった会とか出向いて、話を共有というか先生方の話を聞いたり、それから、二、三回学校の方にも足を運んで状況を見ております。

まず一つ学力について、先ほど時間のカバーという話でしたので時間の話しましたが、でも、学力についてですが、やはりこういったやはり時間を確保しなきゃいけないという時は、往々にして詰め込みの教授型というか、その授業になりがちだということで、ところが八峰町ではどうか、まあ能代もそうですけども、八峰町の学校では峰小スタイルとかそういった学校のスタイルで授業を行って、子どもたちが学び合う姿勢を十分大切にしております。そういったことを大切にされた授業を行ってくださいということはお願いしております。それが学力を維持する、まあこれからも維持する一つの手だと思っておりますので、これからもそういった方向で取り組んでいただいております。

それから、休業中に特に小学校1年生、4月に入って1週間経たないうちにまた休業ということで、宿題を出してもひらがなを書けないという状態はどうしたらいいのかというのが、担任、非常に困ったようです。それで、まあ4月に入ってからの休業の際に、途中1日出校日を設けました。それで宿題にしたものを一旦回収してそれをチェックしたところ、半分はまず、全学年ですけど、半分は順調に学力進んでる。半分はかなりじっくりと指導しなきゃいけないというふうなことを聞いております。そういったことも途中チェックしながら次の課題を提出したりってということで、あと5月に入って学校が再開しましたので、その際に個別指導とか回復措置とか取り組んでもらっています。

本当、今回の場合は大変心配しておりましたが、学校としてはまあ順調に、新しく来た先生方もICTを使って順調に授業しておりますので、まあこのままいってほしいなというふうに私思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今教育長が答弁したように、そういった今までの学校のスタイルが持続されておること、我が町の子どもさん方の全国の学力調査に見られるような結果が出てるのかなというぐあいに思って私は評価をいたしておりますが、この後もです、ね、怠ることなく頑張っていただければなというぐあいに思いますが、これに併せてです、ね、今、各学校で、能代市さんもそうだと思うんですがタブレットの導入が大変言わ

れております。当町においては早い時期から I C T ということでやっておるわけですが、今回のこの事態でこれらの活用方法については話題に上らなかったものでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） タブレットというか学校 I C T については、後ほどの質問に答えるということで準備していたわけですが、やはり今回、I C T 教育が進んで八峰町ですので、じゃあその家庭教育にも活用できないかというふうな意見もありました。校長だけでなく担当の先生の話も聞きましたけども、基本的に八峰町で充実させてきたのが学校において活用するというのを重点にしておりました。それをこう台数について貸し出しとか、家庭でのその学習に使えないかということで検討してみました。家庭にパソコンとかタブレットある家庭を調べて、それに学校からタブレットを貸し出しするとすれば十分台数としては足りるんだけども、それを活用するネット環境が十分でない家庭があるために必修の家庭学習には使えないということで、まずいろんな形でこれからも注目されてますけども、是非ともそういった、どんなことであればそういった家庭学習、今後家庭学習とかに I C T を浸透させることができるか、これから考えていきたいと思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） I C T 導入されてしばらくになるわけでありますから、今回は大変いい機会、いい機会と言えば語弊でしたが、こういったことを機会にですね、やはり今教育長が答弁されたように、いざという時に備えた I C T の活用方法もこれからは考えるべきではないだろうかというぐあいな気もいたします。いわゆる今回のことがなければ、能代市さんなり県内の各学校でもこのタブレットの話は出てこなかったんじゃないかなと私は思ってます。あったからこそ出てきたのであって、これらを想定しなくても八峰町は前々からそういった教育をやってるわけですから、そこまで踏み込んだ対応もですねこの後考えていく必要があると思いますし、前に一度聞いたことあるような気がしますが、いわゆるこの I C T 教育というのは学力向上のためではないというようなことを伺ったことがございますけれども、やはり多額の経費を投じてやっておる授業でございますから、ある程度の部分はですね学力向上にも結びつくような I C T 授業であってほしいなというぐあいに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） ご質問にまた再度お答えします。

まずICTの教育についてですが、まず学力向上にというか、授業で使うことによって学力向上にも繋がりますし、そのICTを使うことによってこれからの情報通信の技術、スキルを身に付けるということも大事だと思って、いろんな面でせっかく整備しているICTについては活用していきたいと思っておりますし、学校でも使っております。

今、能代市とかほかの方も出てきましたが、今、文科省の方でGIGAスクール構想というのがありまして、これが1人1台タブレットをというふうなことで今進めております。で、それが実は令和5年をまず目処としてやるというふうなことでしたので、それを目指しておりましたが、今回のコロナウイルスの関係で前倒しして今年度中にまず整備しましょうというようなことで、本町でもタブレット1人1台にするために計算しまして、今回の121台新たに導入して1人1台持てるようにということで取り組んでおります。ですので、今、ほかと同じような形で1人1台のタブレット、それをいかにこう学校あるいは、さらには家庭学習に活用するかについては探していきたいと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今またその計画も、この前新聞で、みんな前倒しの計画でやるというようなこともお聞きをいたしました。そういうようなことで子どもさん方の情報といいますか、情操教育も当然必要なことも理解できますしあれですが、せっかくであったらですね、もし学力向上にも結びつけることが可能であるような方法があるとなればですね、是非そういった方面にも活用してほしいなというぐあいに思うわけでありまして。ですんで、導入そのものに反対する気はございませんけれども、導入したからにはですね今までの部分も含めてですね、さらに充実したそういった教育ができるようにですね頑張っていたいただければなというぐあいに思います。

ただ一つ確認をしておきたいんですが、先ほどの答弁で、うちの方のこのコロナウイルスの対策で夏休みを短縮したりというようなことはないというようなことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 確認ですけれども、長期休業日を短縮して不足の授業時数に当てるとことは今のところ必要ないということで、各学校で確認しております。ただ、中学校の方で、9月というか8月末に学校祭あるわけですが、その準備のためにどうしても2学期を早くスタートしたいということで、2日ほど2学期を早くスタートさ

せるというふうなこと今要望されてますので、そういったことは学校管理規則上やることでできますので、ただそれはあくまでもコロナウイルスのための授業日数確保のための長期休業の短縮ではないということでお伝えします。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） コロナウイルスの対策で大変だろうと思うんでありますが、どうか気を緩めることなくですね、こういった事態はいつどこでどのような形で来るかも分かりません。いつも心に準備をしておきながら、児童生徒の安全確保とですね学力向上のために頑張っていくことをご期待して質問を終わりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） これで11番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。11時15分より再開いたします。

午前11時08分 休 憩

.....
午前11時14分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

2番議員の一般質問を許します。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） おはようございます。議席番号2番山本です。通告に基づいて質問いたします。

はじめに、財産区管理事務についてであります。

財産区は、山林経営などで生じた利益を、地元公共施設の整備などへの助成や、地域の振興のために学校施設の整備費用や集会所の建設事業への助成など様々な形で還元し、その役割を果たしてきたと理解しております。財産区は合併が推進される中、合併の円滑化を図るために一部の財産または公の施設は町村に帰属させず、その区域を財産区として特別の法規制のもとに制限させることにより誕生したものです。つまり、もともと財産区は合併推進のために便宜的に設置されたものであり、その財産または公の施設は、本来町村所有とされるべきものが例外的に財産区有となったものです。

財産区制度は、町村制施行以来長い歴史をもち、過去において、財産区住民は日常生活上、財産区財産と密接不可分な関係を有していましたが、財産区として所有している財産、公の施設が主としてその住民の生活上必要なものであり、積極的にそれらを活用するというより、むしろこれを保存したり維持したりする目的で成立してきたという過

程から、その権利能力は限定されており、管理処分に関する機能のみしか与えておりません。

財産区で取り扱う資金については、当然公金でありますので、地方自治法294条の第1項において、財産区の財産または公の施設管理及び処分または廃止については、町の規定によるとされております。また、地方自治法施行令第222条においては、財産区の財産に関する規定は、町の一般会計の規定を準用することと定められております。このことは、つまり町においてこれらの事務を執行するものは町長であります。財産区の執行機関として町長が財産管理処分を執行し、会計管理者が出納事務を行い、監査は町の監査委員があたると。そして議決機関としては町議会があたるということになります。当然、財産区の自主性を尊重して管理運営を図るという意味から、沢目財産区管理会に関する条例により財産の管理運営については管理会の同意を得て実施することとなっております。以上のことから、財産区の現金・資金については、町の会計管理者の責任において歳計現金として一括管理運用を行うべきであると考えます。

財産区の資金は公金であるので、管理会が保有、管理、執行するのではなく、法令や町の規則にのっとった公金管理の形態に整えるべきで、町は財産区財産の管理及び処分に関する方針をまとめ、町議会、沢目財産区管理会の同意を得て執行されるものであると考えます。町長が財産区管理会に委任できる事務の範囲の中で委任できる管理行為であっても、町村長に専属すると考えられる次のような機能は、財産管理会に委任することができないとされております。その一つが財産区の歳入歳出予算を調整すること。2つ目が財産区財産の処分に関して町村の議会の議決を経るべき事案についてその議案を提出すること。3点目が財産区の収支を命令し、金銭または物品の出納保管を司ることを委任することはできない。公金の管理執行については町が執行することが適当とされているのではないのでしょうか。

以上のように財産区の管理事務のあり方と経緯を理解しておりますが、時間の経過とともに、少子高齢化に伴い、関係住民の中には財産区の目的、資金使途などの説明がない。「財産区って何」との意見があります。

そこで質問します。

財産区管理会の運営構成で会長は規定されておりますが、それ以外の役職について報告してください。

財産区収入の使途の内容の報告はあるのでしょうか。中身を教えてください。

財産区収入の余剰金が高額に保有してるとの話がありますが、管理の状況についても報告をお願いします。

財産区管理者としての財産区のあり方、考え方を答弁ください。

次に、加工企業等の誘致について。

J A秋田やまもとが、県内 J Aグループが2024年度を目処に実現を目指す単協、J Aの統合から離脱しました。J Aやまもとでは、県単一 J Aの具体的なメリットが見えない、組合員のためになる事業運営ができるか疑問があるとの理由との報道であります。私も全県一つになった漁協の職員の経験から言うと、漁業者にも職員にもメリットはほとんどなく、北部漁協単協の漁業者負担と不便だけが際立った思いがあり、このたびの J Aやまもとの単独運営を支持するものです。しかし、単独運営による今後は、支店の統廃合だの経営体制の見直しを進めることで黒字化すると総代会で報告した米森組合長は、定年により責任者としての経営から離れるとのこと。強烈なリーダー不在と統一農協からの離脱によって、J Aやまもとの行く末を心配しております。J Aやまもとが力を失い、上部組織から圧力を受けるようになれば、市場での販売力が弱まり、農産物の販売価格の低下や補助金の優先順位、各種事業の採択の順位などの心配が危惧されます。そういった心配をなくし、農漁業者の生産物価格の安定による安定した収入を確保するには、生産地であるこの八峰町で加工製品製造の企業が必要と考えます。

今、食品企業分野では、食の安全や消費者の健康志向にマッチした製品を開発・製造するメーカーや、コンビニエンスストアの店舗数拡大に合わせて惣菜・弁当などの製造メーカーが生産拠点を増やしている現実があり、また農商工連携でも各地で注目されており、6次産業化と地域ブランド強化で新事業を生み出そうという取り組みが行われております。そうしたことから農産物の製造加工企業の誘致に取り組む考えがないのか、答弁願います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

1問目の財産区管理事務についてであります。最初に「財産区とは何か」ということについてご説明いたします。

「財産区」とは、地方自治法において、市町村の一部でありながら市町村から独立して財産等を所有し、これらの保存や改善などの「管理」や売却や賃貸などの「処分」に

ついでのみ権限を持つ「特別地方公共団体」と定められています。その業務については、基本的に「財産区」のある市町村や議会が行うこととなっており、また必要がある時は「財産区管理会」を置くことができるとされ、「沢目財産区」では「財産区管理会」を設置しています。「財産区管理会」には財産等の管理や処分等の議決権がなく、議決権は町議会にあります。その際には「財産区管理会の同意が必要」という形の権限があります。

1点目の「財産区管理会の運営構成は」についてであります。沢目財産区の管理委員は、旧沢目村の自治会である大久保岱、目名瀧、岩子、沼田が各1名、水沢が2名、田中または高野々からどちらか1名の、町議会の同意を得て選任された合計7名で構成されています。管理会は例年2回程度行われ、財産の管理や処分に関することや、財産区特別会計予算及び決算に関する事項などについて協議しております。

2点目の「財産区収入の使途の内容の報告は」についてであります。財産区の収入は、大半が土地及び立木売払い代金と土地貸付料であり、収入額の95%を関係自治会等へ交付金として交付し、残りの5%は、特別会計内に留保して、管理会の運営経費等に充てております。支出の実績については、毎年度の財産区特別会計決算書に記載し、町の一般会計及び特別会計決算書とともに、町議会へ報告しています。

3点目の「財産区収入の余剰金の管理の状況は」についてであります。財産区特別会計において生じた歳計剰余金は、決算確定後に翌年度予算の繰越金として全額計上しています。

4点目の「財産区管理者としての財産区のあり方は」についてであります。町はその事務について法に基づいた役割を担っているものの、財産区の管理運営については、あくまで町から独立した権利を持つ「特別地方公共団体」である財産区が、自らの判断で行う必要があると考えています。

次に、加工企業等の誘致についてお答えいたします。

八峰町の活性化に向けては、地元でとれる農産物や海産物をそのまま販売するのではなく、町内で加工し付加価値を高めて販売していくことが重要であり、町の基幹産業である農業や漁業の振興にも繋がると考えます。そのためには、議員ご提案のターゲットを絞った企業誘致活動も有効な政策ではありますが、少子高齢化等に苦しみながらも町内で頑張っている企業等に頑張ってもらえるような仕組みづくりも大切であると考えます。

これまでも、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るための「八峰町雇用創出支援事業」をはじめ、新規の雇用を条件としない「八峰町起業チャレンジ応援事業補助金」や資格や免許の取得を支援する「八峰町資格取得支援事業」に取り組んできたほか、八峰町産業振興促進条例を改正し、指定要件である新規雇用従業員数と投下固定資産総額を大幅に緩和したほか、奨励措置である雇用奨励金も充実したところであります。さらに、現在町内には町有の遊休地や遊休施設が数多くあり、今後はこれらの貸付条件等についても緩和する方向で検討しながら、町内における加工業の振興に努めてまいりたいと考えております。

企業誘致については、時代が大きく変わって、八峰町のような小さな町が単独で企業を誘致することが大変難しい状況であり、また進出したい企業があっても従業員の確保が困難ではないかという観点から、能代市山本郡の4市町で構成する「能代山本定住自立圏共生ビジョン」を踏まえ、八峰町というよりも能代市山本郡全体を意識しながら、八峰町から通勤可能であればという考えが強かったように思います。

しかしながら、八峰町が他の地域よりも手厚い支援制度で振興を目指している園芸メガ団地構想の対象品種であるネギ、シイタケをはじめ、八峰町の高産物に絞った加工企業の誘致に向けては、加工する原材料の近くに加工工場が立地していることが望ましいのは確かであります。

今後、こうした考えのアンテナを高く掲げながら、秋田県企業誘致推進協議会主催の「あきたリッチセミナー」や山本地域振興局と能代市山本郡4市町主催の「能代山本関東圏企業懇談会」などにおいて、食品加工企業との情報交換に努めてまいります。

○議長（門脇直樹君） 2番議員、再質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 財産区のことではありますが、財産区収入そのものは公金ですよ。それで、財産区収入の特別会計報告、毎年ある、まあ毎年っていうか、収入があればあるわけですが、そのうちの95%は財産区の方に今支出しているという状況の中で、その95%の支出の中身というものが知りたいわけですが、それはどういふふうな使い方されているのでしょうか。報告できない内容なのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 財産区の収入自体は、先ほど申し上げましたように市町村の中に特別公共団体という、市町村がまた別にあるようなそういう格好になっていますので、基本的には先ほど山本議員が説明なったように、合併する際に財産がある村とそうでな

い村が一緒になった時に、財産のある方は一緒になるってうちの方の財産全部取られるのかって話の部分のためにできた、本当にやむを得ない形でできた、そういう制度だというふうに思います。まあそういう意味では、公金って町の八峰町の公金っていう形よりも、いわゆる財産区の所有ではないかなというような形で思ってます。したがって、その財産区の部分に関しては、それぞれの郷中、自治会、まあいわゆる財産区の郷中ありますけれども、その郷中の中にまたその協議会という部分があって、その協議員の人方が協議しながらその予算を地域住民の、その旧財産区のある地域住民の福祉増進のために、例えば私が所属してる沢目財産区の水沢郷中の中では、定期的に2年に1回、郷中内の運動会を開催したり、あるいはその隔年はユニカール大会を開催したり、あるいは老人クラブの活動に助成したり、まあそういう公的な、いわゆるその地域の住民の福祉の増進のそういう形の中で使われております。で、ほかの郷中も同じような形だと思いますが、その中身までは分かりません。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあその使用の内容についてどうのこうのまでは私は今回は言いませんが、この財産区の行った先、現状の中でですよ繰り出しという形で確か支出されていると思うわけですが、その中で財産区の管理委員の報酬が支払われたりですね、いろんな管理会を運営するための事務的な経費があると思うわけですが、それらが本来であれば町の経費としてそれを計上するべきものではないのですか。で、その先に財産区が必要だ、必要な補助、例えば運動会をやった、まあどここの運動会がやるために必要なそれを、その財産区特別会計の中から補助金として出すべきものではないのですか。財産区管理会に執行権があるわけですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほどの山本議員の説明の中にもありましたけれども、いわゆる私の答弁にもありましたけれども、その沢目財産区の中には幾つもの郷中があるんです。その郷中の部分が、いわゆる市町村の中の特別な市町村ですので、その部分の固有の権利だと思います。だからその部分のもともとのその財産区の所有は沢目財産区ですが、その中身を見ると水沢郷中の所有であったり、いわゆる岩子郷中の所有であったりというふうな形になってますので、そこであがった収益についてはそこに、その自治会に行く、郷中に行く、こういう仕組みですので、確かに議員が幾つも質問してる部分の中には、ほかの地域とのアンバランス、不公平感、これはあるんですが、これは

承知の上で、例えばこういう条文があります。先ほどの296条の5という部分に条文があって、その中に相矛盾する答えがあるんですよ。財産区は、その財産または公の施設の管理及び処分または廃止については、その住民の、いわゆる財産区持っているところの住民の福祉を増進するとともに財産区のある市町村の一体性を損なわないように努めなきゃならないと。ここの地域のそのピンポイントの収入を認めながら、その地域の福祉増進のために使ってもいいよと。だけれども市町村全体の部分も考えてくださいという部分の条件があるんで、これは相矛盾する部分の、まあそういう歴代の歴史の中で合併を進めるためにそういうふうな形でできた、そういうものなのかなというふうな形で思っています。だから議員が先ほどおっしゃったように、この部分を全部町が管理して、その部分から必要な部分を郷中に補助金としてやるというのは、これはやっぱり制度上無理があると思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いやあ、私と違うね。まあ今、こういうことですよ。財産収入、まあ山売って5%の手数料だけ取って、残りを財産区の方に今現状払ってるっていうふうな格好なってるわけだ。特会がね。そうではなくて、財産区のいろんな経緯を特会の中で項目としてあげてやるべきではないかということ言ってるわけですよ。で、その中で、まあ当然全額使えるわけでもないでしょうから、余った部分、まあ残余が出る資金があるわけですから、その残余部分については基金として、財産区の積み立て基金としてですね、それを積み立てていく、まあ運用していくって言い方なるのか、そういうふうな仕組みでないとおかしいのではないかな。なぜ管理会、まあそれ法人扱いされてるっていうものの、その団体って言えるかどうか分からないところで資金管理ができていいのか。大体そういうことを委任するって書いてないですよ、この管理会条例に。で、管理会の同意を必要とする部分についてはいっぱい書いてあります。それを執行させることはできるとは一言も書いてないですよ。ですから、町が管理会計者のもとにいろんな例えば管理会の委員報酬であったり、まあお茶代であったり、会場費であったり、そういうふうなものをちゃんと項目として経費計上する。で、運動会のような地域福祉向上のための経費はちゃんと補助金として支出してやる。それをちゃんと表記して特別会計っていうものをやるべきなんではないかと。そのために、この管理会の同意が必要だわけですよ。そういうふうな運用するべきだと私は思うわけです。その辺はどうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議員がお話になってるのは、いわゆる95%と5%のうちの95%の部分だと思いますが、それでいいですか。

○2番（山本優人君） そうです。

○町長（森田新一郎君） だからその部分についての考え方がちょっと違う。

95%の部分については、昔ながらの経費の中でその財産区を管理してるいわゆる幾つもの構成員のその郷中固有の部分だというふうに、5%の部分はそれは町の方で管理していくんですけど、95%の部分をそれぞれの部分の郷中の部分の事業の内容まで町の方で入っていくというのは、これはやっぱりおかしいと思います。これは法律の中にはそういう部分は一切書いたがありません。だから基本的にはお互い暴走しないように。財産区の部分には財産ですから、その財産のある部分について町が勝手にその財産をやられるような形にしない。だからそのために管理会の同意を求めらるってあるし、特別地方公共団体といいながらも財産区が勝手にやれないように要するに管理会で決めた部分について議会に提案して議決をもらうというふうなそういう形の仕組みでやってる部分なので、これの部分については今議員がおっしゃるような形でやるっていう部分については、やっぱり無理があると思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いやあ、やっぱり私と違いますね。だからその管理会が、まあ極端な話、管理会がなぜそんだけの資金を持って執行できる権利があるのかと。これはやはり町側がちゃんと管理してて、必要な資金について管理会の同意を求めて支出するというものが筋なんではないんですか。そうでないとおかしいと思うわけですよ。まあ具体的に仮に、じゃあ管理会が何をやってるのかと。福祉厚生、まあ今何千万といううわさがありますけども、例えばですよ、峰浜小学校の前、道路、新しくして駐車場まで造りましたよね。ああいうふうな経費に対して、管理会からじゃあ補助金をもらわないと駄目だということになるわけですよ。学校とか。そういうふうな使い方をしていくべきものが何らやってないというふうに私が思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） だから根本がちょっと違うんです。95%の部分が町のお金なのか……

○2番（山本優人君） そう。

○町長（森田新一郎君） だからそこが違うんです。特別地方公共団体のお金なんです。

だからそれぞれの沢目財産区といういわゆる特別地方公共団体のその中を構成する各自治会のいわゆる総代がみんな出てるんですけど、その部分のお金だと。だからそれが、それをその部分の固有のお金を町が条件をつけてこうやりなさい、ああやりなさいっていうふうな形は、これは無理だというお話をしているんです。で、例えば水沢郷中の場合に、コミセン建てる時に1,000万円を水沢郷中で寄附しました、町に。これは当然その財産区の収入の部分の収入あがってる部分の中から、こうスムーズに建設してほしいという中でやっています。それは町から頼まれたわけでもない。その部分の財産区からあがった収入を累積してあがっておりますので、その中から水沢郷中の協議会の総会に諮りながらそういうことを決定してます。だからこの部分のその財産区からあがったお金が町のお金なのか、そっちの財産区、水沢郷中あるいは岩子郷中、そっちのお金なのかっていえば、その部分のベースが違うとかみ合わなくなります。私はそれは町のお金でなくて、市町村の中にもう一つ市町村があるって言ったのはそういう部分で、そちらの方のお金だというふうなお話して、そういう議論をしています。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いや、これは私の考えでいくと、町の金であると思います。ただ、便宜上、今までの過去の歴史があってですね、まあ入会権とか共同所有とかそういうふうなことがあってそれは特別にその地域の人だけに認めたということで、それは理解していますよ、十分。でも、それはちゃんとした管理の仕方、それは山の管理であったり土地の管理を管理会に任せているのであってですね、支出の行為の権限まで与えているわけではないということです。それはちゃんと経費を立て、それを公にする。で、残余の部分について、まあ特別使う予定がなければ基金に積み立てておくというふうなことではないとおかしいわけですよ。で、最終的にですよ、その基金だって必要によってはですねその地区以外にも使えるということ、ちゃんと書いてあるでしょう、法律の中に。まあ解釈の中ですけども。その辺もう一回答弁願います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 何回も繰り返しになるんですけど、基本的にいわゆる町の予算は通っていきます。議決権は町議会にありますから。だけれども、この昔ながらの、まあこれ明治時代から、まあ合併の部分っていうのは明治の大合併、それから昭和の大合併、平成の大合併ってありますけれども、これずっと昔の部分からそういう論理的な話をしていけば今みたいな議論は当然なるんです。不公平感出てきますから。だけれども、

今そうやって過去の部分がそういう形の中でやってきた部分を、今誰もその時の当事者がいないから全部変えて、これはもうあなた方のお金でないから私たちの町のお金ですよというふうな形の中で管理するのは、これはやっぱりちょっと無理だと思います。だから今現在は、例えば今いろんな部分で環境が変わって立木の値段が上がって収入も増えました。でも、その部分のずっと昔を知っている私からすれば、そこの森を管理するためにそこの郷中に住んでる人方、いわゆる水沢郷中、自治会に住んでる人方がお金を出して年会費を払いながら団地を造って、長根山団地とか四・四団地とか造りながら整備してきたという歴史もあるんですよ。だからその部分に町の方ではお金は出してない。だからそういう部分の中でやってきてる部分があるので、だからもう私はやっぱりここの部分については市町村の中にまた市町村があるような形で、そこの部分の固有の財産だというふうなそういうベースで考えていかなければならないというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いや、その過去の部分についてもそういうのちゃんと理解できますよ。別にそれを否定してるわけではない。その財産区特別会計のやり方そのものが私はおかしいというふうに思ってるわけですよ。

それとですね、八峰町の財産区の造成基金条例っていうものがあるわけですけども、これはそうすれば何のためにあるんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。

○町長（森田新一郎君） ちょっと休憩お願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前11時53分 休 憩

.....
午前11時54分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘の基金については、八峰町沢目財産区財産造成基金というものと思います。確かに基金ございまして基金条例はございますが、現在、この基金については運用をしておりません。これは私、引き継ぎ事項でございますが、財産区管理会において、この財

産基金については運用せず、年度の会計の中で剰余金を管理することということで決定したというふうに伺っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） その95%の、残りの95%が管理会が全て処理できるんだとするという考えでいいんですね、町は。そうすればですね……

○町長（森田新一郎君） 議決しないと駄目です。

○2番（山本優人君） 管理会が95%の執行をできるというふうに……

○町長（森田新一郎君） 執行は、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前11時55分 休 憩

午前11時59分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 使い方について私は質問してるのではなくてですね、その支出した内容の記載が特会の中に必要なのではないかと。そうすることによって、どここの財産区にどのぐらい行ったというふうなことがはっきり分かるし、その財産区の先、4つ5つある財産区の中で必要ないろんな経費的なものが出てくる。そういうふうなものが分かりさえすればいいということですよ。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） それは財産区管理会の中で、いわゆるどの自治会、まあいわゆる自治会に、郷中にどのぐらいの、例えば立木がどのぐらい売れて、その部分については何ぼで、それでそのうちの95%何ぼやるとかってそこの部分については管理会の資料で分かりますから、そこの部分だったら議会にお示しすることは十分可能です、ありますから。ただその先は難しいというお話です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあいろいろ話しましたがですね議論がかみ合わないの、ほかの市町村の例も参考にしてもらいたいと思います。私もこの件についてはもうちょっと深く掘り下げてですね調べてみたいと思います。

時間も過ぎてしまいましたけども、誘致企業の問題ですね、やはり町長が言うように

能代を中心としたこれは必要だと思いますよ。ところが、その加工がなぜ必要だかっていうの、ここやっぱり産地なわけですね、しいたけでもネギでも。今そういうふうな産地が形成をしている時こそ、加工して、まあ1次加工してですね出してやるような施設があれば農家が増やすことできるわけですよ。その方が重要なんですね。だからほかからいろんな企業を引っ張ってこいってということではなくてですね、本当に食品産業、そういうふうなものがあれば、例えばネギ、しいたけ以外でもですね大根でも何でもできる、育てることはできるわけです。ましてその食品産業の定着率っていうのは一番だわけですよ、いろんな産業の中で。1回そういう食品産業にはまると大体4割ぐらいの定着率があつてですね、職業としては非常に安心のある仕事ということになるわけですよ。ですから、そういうふうなところを例えば絞ってということは、都会にはそういうふうな加工場がいっぱいあつてですね大手もいるわけですね。で、そういうふうなところと接触を求める。それは、ふるさと会とかそういうふうなところに行った時にそういう偉いとか、付き合いの広い人が、面の広い人がいるわけですからその辺にあたってですね、こういう会社がないかというふうなことをお願いしてみたらどうかということなんです、まあ時間がないので端的にお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おっしゃるところは私も同じです。なかなか難しい問題ではありますけれども、町内にもギバサの加工でいろいろやっているとこもありますし、菌床しいたけの規格外品を活用して商売してる企業もあります。そういう部分を増やす一方で、議員がお話になりましたように、先ほど答弁でお答えしましたように、いろんな場面に、まあ今年行けるかどうか分かりませんが、そういう場面において食品加工の企業さんの部分があるブースに行って、いわゆるほかの市町村長さん方とは顔なじみですので、そういう部分を通じながら紹介してもらって名刺交換から始まって情報交換に努めたいというふうな、うちの方にはこういう原材料があるというふうな話をしながらお話していきたいというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○2番（山本優人君） ありません。終わります。

○議長（門脇直樹君） これで2番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後 0時04分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

7番議員の一般質問を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問を行います。3点について、町長と教育長について考えを伺います。

まずはじめに、利用しやすい庁舎について伺います。

庁舎を訪ねた際、困ったことがあるという話をよく聞きます。「窓口が分かりにくい」、「申請書類を書く場所がない」、「どうしても出さなくてはならない申請書があり、免許は二、三年前に返納したのでバスで行った。用事は5分もかからず、しかし帰りのバス時間がなくて、そこで1時間以上待たなくてはならなかった。その際、バスは往復900円かかった」、こういうことを言われました。待ってる間、職員や来客が行き交う中央の椅子で待たなくてはなりません。人目について、いたたまれない気分だったのではないかと思います。

新庁舎ができた時、「庁舎に来ていただければ帰りは送ります」が、いつの間にか知る人ぞ知るということになってしまっていないでしょうか。初めて聞いた人もほとんどではないでしょうか。入り口に大きな張り紙で「帰りは送ります」のステッカーを張る考えはないですか。

現在の庁舎はゆとりがないので、どこの場所とは言えませんが、待合室が必要ではないでしょうか。「閲覧室や議会の中継もあれば良い」、こういう声も聞かれています。そういう庁舎になれるように、利便性が良く、そして開かれた庁舎について、町長はどのように考えているか伺います。

2問目は、新型コロナウイルス感染対策についてです。

八峰町の児童生徒が学校における予防として、ウイルスをもらわない、あげない、そのための3密、「密集」、「密閉」、「密接」について伺います。

教室で学習する際の密度はどのようになっているのでしょうか。今まで学級数の児童数のあり方、これを考え直さなければいけないのではないのでしょうか。40人学級は、もはや3密状態で現実的ではないと思います。30人学級から20人学級が感染しない密度と言えるのではないかと思います。教育長、いかがお考えですか。それは、ひいては生徒も先生も一番学習しやすい人数に繋がると思います。

それと、ランチルームは全児童・生徒が密接に集う場所になっています。また、朝の通学バスも密閉状態ではないですか。

以上、コロナウイルスに限らず、インフルエンザウイルスも同じことです。どのような対策を考えているか伺います。

学校休業時、タブレットの活用が生かされませんでした。全国的にもタブレットを使える学校として視察が絶えなくて制限する状況であったにもかかわらず、いざという時に使えませんでした。学校全生徒まではいかなくとも、2学年が交代で使い学習するとか、学年ごとに交互に使い回すことも考えられたのではないのでしょうか。しかし、インターネットの配線がないと家庭では使えません。家庭環境整備に係る費用の負担分を補助する考えはないのでしょうか。どうしてもできない生徒には、密にならないよう学校での学習を行うなど、全児童生徒が長い休業で学習格差が生じないようなことを考える必要があると思います。

次に、学校給食の休業について伺います。

臨時職員8名の休業手当が6割しか払っていません。この期間があります。4月からは100%補償されているということでした。これは同じ考えだと思います。4月から100%補償されるんだったら、休業と補償は一体のものですから遡って100%支払うのが当たり前ではないのでしょうか。これが労働補償だと思います。考えをお聞かせください。

次からは町長に伺います。

コロナ関係で、就労支援やデイケア施設など大変だったと思います。重い障がいをもつ家庭の事情もあり、施設を閉鎖することができないところがほとんどです。感染しないか気配りは職員も利用者、家族も普段以上だったと思います。厚生医療センターのデイケアは休んでいました。このようなことから町独自の支援が、施設利用者に支援金を行う考えはないのでしょうか。

次に、コロナウイルスの第2波が来ないとも限りません。備えについて考えを伺います。

PCR検査は、最初は200人か300人しか全国で受けられませんでした。第1のコロナウイルス感染者数に検査が追いつきませんでした。そこで各自治体で独自の検査体制をとったところもあります。予防体制をとったところがあります。今は万単位の検査体制で行われてますけれども、町長は、このコロナ感染PCR検査についてどのような考えを持っておられますか。

能代市のある歯科医師は、自分でもできると患者さんに話していたそうです。これは具体的にどういうものか分かりませんが、そこに通っていた患者さんから聞きました。町として歯科医師診療所を持っているわけですから、これらを生かした町独自の検査体制をとる考えはないですか。

コロナ感染のための市内の受け入れベッド数は数床しかないと言われていています。町民が罹患した場合、町はどのように対処するのかシミュレーションが必要だと思います。考えをお聞かせください。

最後に、3点目について伺います。危険な家屋の撤去についてです。

町では、解体、最高限度50万円を補償するとしましたが、強風が来ると本当に危険な家屋を目にします。

そこで伺います。

八峰町空き家等適正管理に関する条例が公布されてから、今年はどのくらい解消されましたか。住居とみなされず危険とした廃屋はどのくらいありますか。峰浜、八森地域の件数を教えてください。

相続した人が県外、遠くで暮らして廃屋がお荷物になって、いくら言われても、50万円出すと言われても、危険であると言われても本人には実感がないし、経済的にもとても無理な場合も生じてくると思います。まず住民の生活を守ることが最優先だと思います。廃屋があちこちに見られることは、町の高齢化を象徴していると思います。危険度の高い廃屋については、町が買い取ることも必要になってくるのではないのでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見上議員のご質問にお答えいたしますが、2問目の1点目と2点目については教育長の方から答弁していただきますが、3点目以降については1問目については私の方で答弁させていただきます。

まず、利用しやすい庁舎にということの質問にお答えいたします。

現在の庁舎は、平成18年10月に発生した峰浜庁舎火災を機に、それまで分散配置していた役場組織を1か所に集約するため建設したものです。建設の際には、建設費を抑制するため、建築基準法の規定により、スプリンクラー等の防火設備が必要となる延べ床

面積2,000㎡を下回ることを条件として計画しています。

1点目の「待合室が必要ではないか」とのご質問であります。ただいま申し上げた面積条件により、ロビー的な空間を確保できていないのが現状であります。これまでの状況を見ますと、来庁されたお客様が混み合い、応接カウンターに用意した椅子からあふれるような場合も見受けられますが、総務課前に設置したソファで順番を待つていただくことで十分対応できているものと考えております。

2点目の「議会を中継するテレビの設置や公文書の閲覧室を求める声もある」とのご質問にお答えいたします。

町議会をテレビ中継するかどうかについては、議員全員に関わる案件であると考えますが、これまで町議会から議会中継の取り組みについて、ご相談を受けたことはないものと認識しております。今後、町議会としてご相談があった際には、実施の方法等について協議してまいりたいと考えています。

また、公文書の閲覧室につきましては、公文書の情報開示請求は平成30年度が2件、令和元年度がゼロ件でありますので、特別な閲覧室を用意しなくても、現在の会議室等で対応が可能であると考えています。

3点目の「「帰りは送ります」の張り紙が必要」とのご質問であります。これまでも来庁されたお客様の要望により送迎を行っており、サービスは移動手段のない町民の方々に認知されてきていると考えていますので、今後も同様のサービスを継続してまいります。

2問目の新型コロナウイルス感染対策についてお答えいたします。

これの3点目からお答えいたします。

3点目の「給食調理員の休業補償」についてお答えいたします。

3月2日から19日まで実施した町内小・中学校の休校に伴い、給食センターの業務を停止いたしました。このことにより「臨時的任用職員」である給食調理員にも休業を指示したため、労働基準法に基づく休業手当について、法定の給付割合である平均賃金の6割相当額を支給しています。このことについては、調理員に対して説明し理解を得ており、支給額の上乗せを求める意見は出なかったと確認しています。

その後、4月7日に政府が新型コロナウイルス特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大したことにより、県の要請を受けて4月21日から5月6日まで小・中学校を再び休校いたしました。この時にも給食センターの業務を停止し、給食調

理員にも休業を指示していますが、4月から給食調理員は「会計年度任用職員」となっており、休業期間は「職務免除」としているため、報酬の全額が支給されています。

4点目の「就労支援施設を利用している障害者への支援」についてお答えいたします。

八峰町に住所がある方は、特別定額給付金10万円の対象となっておりますので、就労支援施設を利用している障がい者への特別な支援については現在考えておりません。ただ、これらの方々が新型コロナウイルスの感染防止の観点からどのような影響を受けているのかを教えていただければ、特別な支援について検討する用意はあります。

次に、今後第2波の感染が発生した場合の備えについてお答えいたします。

1点目の「町内でPCR検査が行える体制を町診療所が主体となつて行う考えはないか」についてであります。現在、県内におけるPCR検査は、秋田市にある県健康環境センター、秋田市保健所、県総合保健事業団の3か所で行っております。新型コロナウイルスへの感染が疑われた場合は、最寄りの保健所の「帰国者・接触者相談センター」から2次医療圏ごとに1か所程度設置されている「帰国者・接触者外来」を受診、必要に応じて検体を採取し、PCR検査という流れになっています。

県では、現在、「第2波」も含めて感染が拡大した場合に備えるため、「帰国者・接触者外来」の負担軽減とPCR検査体制の拡充について検討しております。「帰国者・接触者外来」の負担軽減については、能代市を設置主体とした仮設診療所を設置することとし、能代市山本郡医師会において、能代保健所と能代市の意見を伺いながら協議を行っているところであります。PCR検査体制の拡充については、設置場所と時期は未定ですが、県北、県央、県南に1か所ずつ新たな整備を計画していると伺っております。

議員ご質問の「町診療所が主体となつてのPCR検査」については、検査するためのスタッフの確保や検査機器の整備が必要となり、財政的及び効率的な観点から、町単独での対応よりも先ほど申し上げた県の拡充策に協力していくことがベターであると考えます。こうした考えから、このたびの補正予算において、能代市山本郡4市町が協力しながら能代市内の2病院へ新型コロナウイルス検査機器を設置することとし、そのための負担金を計上したものであります。

2点目の「町内で発生した場合、どのような連携をシミュレーションしているか」についてお答えします。

町民の方がPCR検査の結果、陽性になった場合、その方は県が指定する病院、県内で15病院、105床ありますが、そこへ収容されるか、あるいは県が用意している軽症者や

症状がない方のための宿泊施設へ収容されることになっております。この場合、能代保健所から町へ連絡が入りますので、直ちに「新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、情報共有を図るとともに、町としての対応を申し合わせることであります。

3問目の「危険な廃屋の撤去について」のご質問にお答えいたします。

全国的に空き家の増加が社会問題となる中、老朽化や自然災害による倒壊の危険回避及び防犯上の懸念などを未然に防止するため、平成24年3月に「八峰町空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、平成26年度から空き家を解体する方に対してその費用の2分の1、最大50万円を補助する「安全安心なまちづくり推進事業」に取り組んでいます。さらに、平成31年度からは、より安全な生活環境を維持するという観点から、支援メニューに倒壊の危険性があるブロック塀の撤去や危険な樹木の伐採などを加えています。

これまでの実績については、空き家75棟、ブロック塀12件、樹木18件の合計105件であります。申請者の居住地は町内が54人、県外21人を含む町外が42人で、合計96人となっております。また、居住されていない空き家は、昨年度実施した実態調査によれば、八森地区299棟、峰浜地区208棟で、合計507棟であります。このうち倒壊の可能性があるなど対策の緊急度が高い空き家は、八森地区24棟、峰浜地区6棟で、合計30棟となっております。

次に、住民を守るための対策についてお答えします。

空き家等の管理については、第一義的には所有者の責任になることから、所有者に対し空き家等を放置することで起こり得るリスクである、倒壊、衛生・環境上の問題、犯罪や事故の発生及び損害賠償責任などについて周知・意識啓発を行っていく必要があります。

一方で、空き家等の中には比較的軽微な修繕・改修等で利活用可能なものもあり、これらの利活用を促進するという考えから、これまでも所有者等に対する積極的な情報提供を行い、利活用の意識を高めてきております。

また、自治会や周辺住民から倒壊等の危険な空き家に関する管理不全情報が寄せられた際には、所有者へ「改善依頼書」を郵送し、除却や修繕など適正な管理を進めるよう促しております。

さらに、間近に迫っている強風等により屋根の剥離や家屋の倒壊が懸念される場合には、本来であれば所有者が補修すべきですが、所有者が早急に対応できない時は、八峰

消防署の協力により飛来防止等の応急的な措置を行い、周辺への被害防止に努めているところであります。

いずれにいたしましても、空き家等については、経済的理由等からそのまま放置されるケースが多くあるのも事実でありますので、町の支援制度をPRしながら解体等を促していくとともに、空き家情報を管理しながら、早い時期に町の空き家対策である「空き家バンク」、「空き家活用住宅の整備」などにより利活用を促進するなど、適正な管理に努めてまいります。

なお、今年度において、昨年実施した「今後の利活用に関するアンケート調査」を踏まえ、物件ごとの対策と課題を取りまとめた「空家等対策計画」を策定することとしております。

私からは以上です。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、私の方から、見上議員の新型コロナウイルス感染症予防対策についての2点について回答したいと思います。

まず、児童生徒の3密は防げたかという質問についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症への感染防止のための臨時休業措置が解除になり、町内の小・中学校は5月7日から教育活動を再開し、児童生徒は元気に学習に取り組んでいます。

町内の小・中学校の普通学級における児童生徒数は、少ない学級で8名、多い学級で中学校1年生の29名です。中学校では1年生の教室を一回り大きな特別教室へ移しています。ただ、小・中学校では座席を離して先生の話の聞いているだけという授業ではなくて、活発に発言し合ったり、グループで話し合ったり、理科の授業では協力して実験を行ったりします。人数が何人だから密集・密接という問題ではなく、どのような感染防止対策を行っていくかが大事だと思っています。

各校では、うがい・手洗いの励行、マスク着用、定期的な換気を行うなど、できるだけ感染予防を行いながら、児童生徒が元気に学習活動に取り組めるよう工夫しております。

児童生徒が昼食をとるランチルームに関しては、できるだけ密集を避けるため、一部の学年が教室で給食を食べるようにしています。

また、通学バスについては、乗車数の多い通学バスを乗車場所の変更を行い、乗車定

員数に対して余裕のある乗車数にしております。それでも隣同士の座席に座らざるを得ないので、会話を控えることやマスクの着用、窓を開けての換気等で対応しているところ です。

次に、ICT機器を家庭学習に利用することについてお答えします。

町内の小・中学校ではタブレット端末や電子黒板などICT機器が充実していますが、あくまでも学校内での活用を主としています。今回の臨時休業措置により家庭学習でのICT機器の活用が注目されているところであり、私自身もその可能性を探ってみたいと思っています。

5月に家庭でのネット環境について保護者アンケートを行いました。「子どもが使用しても良いパソコンがある」という回答は144名で全校児童生徒数の44.2%でした。また、「子どもが使用しても良いスマホやタブレットがある」という回答は204名で全体の62.6%と、6割くらいが家庭でパソコンやスマホ・タブレットを使用できるようです。逆に、「家庭にインターネット回線(Wi-Fiや有線LAN)がない」と回答したのが34名、全体の10.4%でした。

学校のタブレット端末を貸し出すことは可能ですが、家庭のインターネット回線等の設備への補助は難しいと思います。今後、何らかの方法で家庭学習でのICT活用については探っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問はありますか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 1問目について伺います。

私の質問に、取り立て何の問題もない、待合室も十分だということ。それから、バスで来ても帰りは送ってもらえてるから、これも大丈夫だ。そして閲覧室も、これも利用してる人がほとんどいないということで、全く全部十分であるから何の変える必要もないという、これは本当に困ったものだと思います。問題意識を感じてないんでないかなと思います。

まず、帰りは送ってもらえるんだよっていうことを知ってる人は、私の聞いた範囲では「えー、知らなかった」という人がほとんどであります。それとステッカー、「帰りは送りますよ」というステッカーがあれば、それを見て「じゃあ、お願いします」ということも言えるんですけども、高齢者のご婦人が恐る恐る渋々どうしても行かなくてはいけない、そして帰りに「送ってほしい」とどうして言える、とつても言えないよっ

ていうふうなこういう答えであります。やはりそこら辺が認識の違いかなと思います。まず、せめてそのステッカーを張って、帰りは送りますということを町長はステッカーを張ること言わなかったんですけど、もう一度、どのように考えますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） このステッカーを張るっていう部分については、ここ役場はバス停留所でもあるんです。もう逆に言えば、バスの立場からすれば、いわゆる今現在はまずロコミでこう繋がっているんですけど、おおっぴらにバンと出すっていう部分になると、やっぱり問題があるのも確かだというふうに思います。バスで来られてる方っていう形であればなおさら、要するにバス路線の便数が少ないからというふうなそういう部分の問題については、今別途、別な方法で解決できないか検討してる最中でありましてけれども、ただいづれ見上議員がその部分でこういう形でステッカー張りながら送りますよという話になった時には、まあいろんな別の問題も出てくるということをご理解願えればというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） ステッカーを張ることにためらっているようなんですけれども、庁舎を建てる時は「帰りは送りますよ」っていうふうなことが加藤町長の約束でした。で、その時はかなり周知してたと思うんですけども、あれから何年も経ってますので、それを分からない人がいると思います。そしてバスを利用した場合、岩館からはどのくらい分かりませんが、石川から利用した場合、石川からでも900円かかります往復。こういうことについて、町長どう思いますか。役場に来るのに900円払わなければならない。こういう状況なんです。そして、生活保護を受けてる人は毎月提出しなければならない書類、お医者さん変えるとか、提出しなければならない書類がありまして、それを届けなくてはいけないんです。生活保護を受けてる人は900円って本当に貴重な金額です。そういうこともあるんですけども、それでも町長どう思いますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 全ての方が生活していく中で公共交通機関使う部分に料金が発生するのは、これ致し方ないことだというふうに思います。そこの部分で、いわゆる全て無料にするという政策もないわけではないんですけども、ここの部分をやってしまった時には全部のところそういうふうな話になるし、これはまた別の形の政策で考えていかなければいけないと思います。ただ石川の人が来て帰る時に900円かかるから、

その部分が負担なるからいわゆる送り迎えすべきだという論は、また別な次元だというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 庁舎を造った時の加藤町長の答弁とこれはちょっと違います。町長が代われればこういうふうになるのでしょうか。

それとですね、待合室というか、あそこに行った場合に1階の方にテーブルも椅子もないわけですね。書類書くことができないんです。で、どこへ行って書こうかなって、あそこに行くというのは本当に本当に非常に困るとか書類を書かなくちゃいけないとか、複雑の手続きがいっぱいあって何枚も書類書かなくてはいけないという、こういうケースもいろいろあります。そういう場合、私行くところがなくて、議会事務局に行ってちょっとテーブル貸してっていうふうにして書いたこともあります。そういう意味でもですね、そういうスペースを作るという考えも何の問題もないということでしたけれども、これは町民にとってはちょっと残念であります。私がこの質問するというので、よろしく願いますということを何人かから言われました。非常に残念です。

それと、せめてまずねテーブルを用意する、こういうふうなことと一緒にですね、ちょっと話し合う場所がないんですよね、あの庁舎の中には。税務会計課の方でも、もうこれはもうならわしになってるのか、税務の相談に行きますと、夜警さんの部屋に行って相談するというのがもう通常です。私は慣れてるからいいんですけれども、相談する人にとって本当、こんなところで相談しなくていけないのかっていう本当にみすぼらしい気持ちになると思います。これが通常になってます。

それとですね、今、風力発電の公開に伴って、今、三菱重工の巨大な風車が閲覧できる、内容閲覧できるんですけれども、これもですね前行った時は企画財政課長の隣に椅子用意してますのでって言われました。どうしてその閲覧するのに課長の隣の椅子で閲覧しなくてはいけないのでしょうか。それはできないというふうなことを言いましたら、管財の方の大きいテーブルに行ってみてくださいっていうことが言われました。公開できるようなものさえも、どこで、高いカウンターの中で企画財政のカウンターのところで見ると、これも本当に住民の町民の立場に立ってないと思います。

答弁はですね、役場の人たちが自分たち毎日住んでるところですので特段感じてないと思います。町民の目線に立って、今一度このような状況を町長はどう思うかお願いします。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私、見上議員の質問をいただいた時に、固有名詞として待合室、閲覧室という言葉が出てまいりました。私2年前に町長なった時に一番感じたのは、何でこんなに狭いんだという部分を一番先に感じました。いわゆる狭いスペースの中で通常の業務の部分のやりくりにも大変な部分がありますし、また私的には教育委員会がファガスと峰栄館に離れております。何でこれ離してるんだという部分の思いもあります。そういった状況の中で新たに部屋を造るという部分については、なかなか難しいなというふうな形を思い、そういう形の答弁させていただいています。確かに企画財政課の隣に作業用の大きなテーブルがあって、そこで見てくださって形、言われたかもしれませんが。そういう部分については、今現在、先ほどの答弁したとおり、1階に会議室一つ、2階にもありますから、そういう形の中で対応していければいいかなというふうに思っています。決して町民の利便性を損なうような気持ちではなくて、今ある中で対応していかなければいけない状況であるということでお答えいたしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 是非ですね、このような実態があるんだということをよく考えていただいて、何らかのスペースを利用してこちらの方ですよとかもうちょっと親切な、その町民の人たちに利用できるような案内板といいますか、そういうのを置いてほしいと思います。検討のほどよろしく願いいたします。

1問目の質問はこれで終わります。

○議長（門脇直樹君） 2点目の再質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） コロナウイルスのことで教育長に伺います。

これからいろんなことが起こると思うんですけども、やはりタブレットは全国的にも八峰町の先進的な事例なんですよね。これを生かし切れない、生かさない方法はないと思います。タブレットは全て私もいいとは思ってません。ただですね、こういう非常事態といいますか、こういうことを予想した場合に、せっかくあるタブレットをもっと有効に使うということが教育現場でもう少し掘り下げて考えてほしいなと思います。いろいろアンケートを取ったようですけれども、家庭環境、34人がインターネット配線してない。これはやはり数が非常に大きいと思います。この34名の方々に対する、タブレットを使用できるようにやっぱり工夫してほしいなと思います。

それと先ほどの質問の中に、小学校1年生が出校日を設けて、あいうえおかきくけこ

とか、そういう練習、宿題出したそうですけれども、半分はできて半分はできてなかった。これはやっぱり教育の格差があると思います。こういう時にタブレットを使って、あいうえおの順序を教えるとか、それから先生が中に入って連絡を取り合うとか、こういうことが本当にこのためのタブレットではないかと思います。そして、インターネットある人、ない人、こういう差別がなく教育を平等に受けられるようなこういう対策をとってもらいたいと思います。教育長、もう一度お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 改めて質問にお答えします。

タブレットについて、家庭での活用についてのご質問だと思いますけども、実際この34名と、まず大体10%、1割程度が家庭でそのネット環境が十分でないと言ったわけです。本当、学校からのタブレットの貸し出しは、まずほかは可能なんですけど、そのところがネックになって全員がそれをタブレットを活用した学習を必修にするというわけにはいかないというふうなことで今悩んでるところです。例えばWi-Fi環境を貸し出すとかそういったことも可能かと思いますが、そういったものをやる場合に通信費が月々かかります。それを考えると、これから持ってるだけでかかるんですね、貸し出さなくても。それをこうずっと持ってるだけの町の財政はちょっとないと思いますので、そういったことも考えてタブレットについては考えたいと思います。例えばですね、貸し出しする、もし貸し出ししても対応できない子どもに対しては、議員が提案してるように学校へというのはありますけども、例えば放課後児童クラブ、小学生であればそちらの方は学校内にありますのでWi-Fi環境ありますので、そこで対応可能です。中学校であれば、学校に集まるのは無理だとすれば、例えば八森地区はファガスとか、峰浜地区は例えばまず峰栄館とかWi-Fi環境があるところに来てもらってやるとか、そういった方法もあるんじゃないかなと、今ちょっとどんな方法あるかということを考えてるところです。

先ほど小学校1年生がタブレット使った方が平等なるんじゃないかというふうにありましたけども、逆じゃないかと思うんです。小学校1年生っていうのは、ちゃんとやっぱり保護者や先生がきちんとついて指導しなきゃいけないということで、タブレットよりはフェース・トゥ・フェースで指導するのが確実だと思います。それがなければどうしても格差が出てくると思いますので、宿題を出す、出てきた、十分じゃなかった人に対しては先生方が責任をもって格差をなくすようなことで対応してくれてると思います。

ので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私もタブレットに対しては専門家ではありませんので、こうした方がいいんでないかというふうなことで提案したんですけれども、先ほど教育長が言われたように、学童とかあらゆるところでもやっぱり使えるような、そういうふうな休業になった場合ですね利用できる、そして教育の学習の格差をできるだけ少なくして工夫できるような、まあ遅れてる子どもには学校に来て密閉を防いで教室に3人か4人学習できるよっていうふうな、まあこういう例は全国のテレビを見てればいろんな工夫をして学校の方でやってるみたいなので、是非八峰町でも本当にタブレットは先進的な例ですので、もっともっと工夫して行ってもらいたいと思います。通信費は家庭でも同じですので、そういう意味でこれ以上家庭の負担が増えるという家庭であれば学校を利用した方がいいんでないかということで提案いたしました。よく考えて、使いやすい休業になった場合の方法を考えてもらいたいと思います。そのことに対して答弁は要りません。

次ですね、学校給食の臨時職員なんですけれども、4月から上乘せというあれですけども、これから休業になりますよという時に6割補償するからっていうことで、いや、ないよりはあった方がいい、上乘せしてほしいという要望は出るわけではないですよ。それをうのみにしない方がいいと思います。家庭は大変ですので、やはりちょっと遡ってでも休業と補償は一体という考え方から休んだ分の職員の分は補償していくべきではないか。要望がなかったからという問題ではないと思います。そこら辺についてですね。

それと小学校に通う子どもの場合、休業した、学校が休みなので自分も休業しなければならぬという時には小学校休業等対応助成金制度があるようなんですけれども、これを活用した人はいるんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） これは給食センターの方は町長ですね答弁が。先に町長から答弁してください。

当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 3月中の、まあ臨時職員時代のそのこの部分の休業補償部分について、議員おっしゃる部分もそのとおりかと思いますが、現実問題としていわゆる言えないという形で、そういう環境ではないので、いろいろざっくばらんに給食センターの中で議論してそういうふうな対応になったので、そういう部分ではこういう形でいいか

なという感じには思います。言うなれば休業と補償はセットであるという話あるけれども、現実こう全ての業界の中でそういう部分で非常に悩んでる部分がある中で役場の臨時職員だけが全部そこって部分は、私としてもなかなか踏み切れなかったってことがあります。

あともう一つの方は、わかんない休業……

○議長（門脇直樹君） 保護者の休業。

○町長（森田新一郎君） 保護者の休、休職……

○7番（見上政子さん） 保護者の、臨時職員も子育てをしている人がいると思うんですけども、これを利用した人がいるんですかと。

○町長（森田新一郎君） ああ、いわゆる子育てして休みを取らざるを得なくて、いわゆる休んだ……

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 1時48分 休 憩

午後 1時49分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開します。

川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） お答えします。

私の知る限りではそのような事例はなかったと思います。

○議長（門脇直樹君） 7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） そういう小学校休業等対応助成金制度があるということを今一度周知してもらいたいと思います。

2番目の質問はこれで終わります。

○議長（門脇直樹君） 3点目について再質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 3点目について伺います。

八峰町の状況はよく分かりました。どのくらいの廃屋があって、危険な箇所が八森で24、峰浜で6件があるようですけれども、実際ですね今本当に危険だというのが中浜にあるのはよくご存じだと思うんですけれども、近所からも再三言われてます。私も2人の方から言われました。強風でもう危険でどうしようもない、怖い。造船所の前の家なんですけれども、屋根はもうなくなってます、もう。屋根はすっぽり抜けてます。それ

で強風で、上の方にはサッシがまだ入ってます。サッシが入ってる状況で、ある人は再三再三役場に行っても何にも答えてくれないということでしたけれども、やっぱり言ってもできないというのは、そこのうちの事情があると思うんですね。どういう相続、相続する人がもう嫁さんで、嫁さんと娘さんであるとか、もう遠く離れて実家のこと、旦那の実家のことまでは私は知らないというふうなことも出てくると思います。そしてもしかして生活が非常に困窮して、助成金が出てもこれは壊すことができない。そこが一番のネックでないかなと思うんです。お金があれば解体はできると思います。近所に迷惑かけてるなということで、住宅も密集してますので、あそこら辺でバオバオバオバオいろんなものが飛んできたり、まあ屋根とか、まだサッシが上の方に入ってますのでサッシが割れたり、そうした場合、非常に怖いっていう声を聞いてます。そういう意味で、もしね困窮世帯であってどうしようもないという場合、やっぱり町民の生活を守るのが役場の仕事だと思うんですね。やっぱり本当に危険になってるところについては、今一度町長の施策が問われると思います。町民を守るのかどうなのか、その辺の答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 中浜の個別の部分については、今、防災まちづくり室長の方から答えてもらいますが、総論的な話の部分は私の方からお答えします。

空き家等の問題については、様々なケースがあります。議員おっしゃるような経済的に、まあ2分の1、50万円上限としても、100万円かかるとすれば50万円自分で払わなきゃいけない。それでもやっぱり一義的には空き家管理している人がいますので、そういう人が何とかしなきゃいけないと思います。それで先ほどの答弁もいたしました。これまでも例えば目名淵にある、今解体されましたけれども茅葺き屋根の部分、屋根に穴が開いて間もなく台風来る、そういう部分についてはブルーシートで覆ってみたり、あるいは消防署にお願いして消防署が屋根を板を打ちつけて飛散防止したりとか、そういうことをしながら対応してきていますが、それで、そういうケースであってもやっぱりその持ち主に制度を説明しながら、その支払いのお金が一遍でなくても2年に分けるとか3年に分けるとかそういう部分の相談になりながら、防災まちづくり室ができてからそういう対応をきめ細かくやって、そういう問題となるような形があまりなくなってます。今のやつは室長に答えてもらいます。

○議長（門脇直樹君） 内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 見上議員の質問の中浜の空き家なんですが、前から問い合わせがありまして、今年、私いろいろ調べまして、昨年8月にその兄弟の方が同級会でこちらに来ました。で、役場に寄ってもらいまして改めて状況を説明いたしました。そしてその方が登記を直して、自分の兄弟いるんですが、兄弟の子どもに管理させるんじゃなくて自分の代で行いたいということで、今登記を直してる最中です。登記が終わってから、うちの方の助成金制度を利用して解体を進めたいということは聞いております。で、また今後その方と連絡を取って状況を確認しながら、解体の方にアドバイスしていきたいと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） あと少々ありますので。

先ほど分割の制度も考えてるということでしたけれども、やはりこの話をいろいろしていきますと、本当に生活困窮者で親族こぞってみんなでお金を出し合っても分割でもいいから町で考えてくれればなということもありました。ですからその辺、分割でもできるんだということももう少しPRして、親族金集めて頑張るっていうふうな声もありますので、そこら辺もう少し町でもいろんな形で応援するんだよということを広報なり知らせていってほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） これまでも個別の相談、ほとんどが自治会とかそういう部分から通報もあるわけですが、個別に相談しておりますので、そういう部分は今後とも続けてまいりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

これで7番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、6月12日午前10時より開会し、一般質問等を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 1時57分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 2番 山 本 優 人

同 署名議員 3番 奈 良 聡 子

同 署名議員 4番 腰 山 良 悦

令和2年6月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和2年6月12日（金曜日）

議事日程第3号

令和2年6月12日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 発議第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出について
- 第4 発議第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第6 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について
- 第7 常任委員会の閉会中の継続審査について（請願第1号）
- 第8 常任委員会の閉会中の継続審査について（陳情第4号）

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長 森田 新一郎	副町長 日沼 一之
教育長 川尻 茂樹	総務課長 和平 勇人
税務会計課長 今井 利宏	企画財政課長 高杉 泰治
福祉保健課長 堀江 広智	教育次長 山本 節雄
産業振興課長 成田 拓也	農林振興課長 浅田 善孝
建設課長 石嶋 勝比古	農業委員会事務局長 工藤 善美

生涯学習課長	山 本 望	学校給食センター所長	田 村 高 夫
あきた白神体験センター所長	山 内 章	防災まちづくり室長	内 山 直 光
新型コロナウイルス総合対策室長	石 上 義 久		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高 書	記 船 山 厚 子
--------	---------	-----------

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さんの3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） おはようございます。議席番号10番の芦崎です。いつもですとアンカーで質問しておりましたが、今日はトップバッターの質問者としていささか緊張しておりますので、どうかひとつよろしく願いをいたします。

通告に従いまして、大きくは2点ほど質問させていただきます。

最初に、廃校の旧埴川小学校の体育館の利活用について質問いたします。

旧埴川小学校の利活用につきましては、令和元年9月議会の一般質問でも少し触れましたが、今現在も進展がないようです。町長も先頭になってそれなりに頑張っておるとは思いますが、まだ進展がないようですので、このたびは体育館について質問いたします。

皆さんもご承知とおり、農家の機械も年々大型化されてきております。農家個々の格納スペースも詰まっている現状は事実です。格納庫を建てるとしても、場所や面積等で大変苦慮しておるようです。体育館を農業機械の格納庫に利用される考えはないか、お伺いいたします。

2点目につきましては、昨日の一般質問で何人か質問されましたので深くは掘り下げ

ませんが、私なりに質問させていただきます。

新型コロナ対策による臨時休校で遅れた授業時間を確保できるのか。

県の緊急通達により、3月は14日間、4月・5月で8日間、合わせて22日間の臨時休校となったわけです。生徒たちにとっては人生で一番思い出となる式典、卒業式も入学式も余儀なくされたわけであります。普通に行うことができない状況下にあってその親御さん方を思うと本当に心残りでなりません、感染を防ぐための策としてやむを得ないなど、このように思います。よって、宿題や課題はもちろんですが、計画性のある家庭生活となり、子どもたち自身も、また家族の方々も懸命だったと思います。

そこで第1点として、遅れている分野など、今後どんな形で授業時間を確保するのか。

第2点として、学校とは違った家庭での生活環境となり、ストレスなどによる体調不良な子どもはいなかったのか。

第3点として、基本でありますところの手洗い、うがい、マスクの使用などマナーは守られているのか。また、マスクの数は足りているのかお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） 10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。

芦崎議員の2問目の部分の遅れた授業時間の確保はできるのか部分につきましては、教育長の方から答弁いたします。私の方からは、1問目について答弁いたしたいと思えます。

旧埴川小学校の利活用につきましては、平成28年度に「旧埴川小学校利活用計画検討会」を開催し、「産業振興及び地元雇用の拡大等に資する利活用を最優先とする」、「地域住民の交流の場の確保にも配慮する」という方向性が決定され、これまで生薬関連企業の誘致、日本語学校、野菜加工場、稲わらを活用した漁業用の網の製造など、様々な検討が進められてまいりましたが、未だ具体的な活用に繋がっていないのが現状であります。

昨年9月議会における芦崎議員の一般質問において、廃校になってから長い間、こうした具体的な活用に繋がっていないという状況に対する心配から、「今後も利用する事業が見つからないままに校舎等が取り壊しということになれば、近くに暮らしている者にとっては非常に寂しい」、また「今後高齢者は増えていくので、家に一人でいる高齢者が気軽に集まれる場所が必要」、さらには「言葉だけではなく、多少なりとも前に進

めていかなければ」というようなご意見をいただき、それに対し私も、極端な高齢化が進んでいる八峰町にとっては必要なことという観点から、前向きに考えたい旨をお話しいたしました。

9月議会以降、担当者による先進地視察研修も行っておりますので、住民が主体的に運営するサロンの事業など、校舎の一部しか活用できない事業であっても、まずはやってみようという考え方に立って、令和3年度予算に向け、旧埴川小学校利活用の芽出しを行いたいと考えています。

またグラウンドにつきましては、町内の農業法人に農業全般に係る作業場用地として貸し付けることとし、本年7月1日から使用されることになっています。

ご質問の「体育館を農業機械の格納庫として利用できないか」につきましては、体育館を農業機械格納庫として利用する場合、体育館の床組みを撤去する必要があるほか、農業機械の搬入口となる大きな開口部を設ける改修工事が必要になると考えます。

一方、旧埴川小学校は、「八峰町地域防災計画」により「指定避難所」に指定されており、ただいま申し上げましたような床組みの撤去や開口部設置ということになれば、避難場所として必要な建物の保温性等が大きく損なわれることとなりますので、体育館を農業機械格納庫として利用することは難しいものと考えております。

私からは以上です。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） おはようございます。

それでは、2問目については私の方からお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、二度にわたる臨時休業措置や学校行事の規模縮小や延期などに対しまして、児童生徒の保護者やご家族の皆様には、ご理解とご協力をいただき感謝しております。おかげさまで八峰町での感染者はなく、国や県の要請による臨時休業措置のみで対応することができました。

臨時休業措置による授業時間の遅れに対しましては、授業時間の設定に余裕をもった年間計画を立てていることや学校行事等の中止や縮小などにより、その時間を授業に充てることができたことにより、今のところ、長期休業日の短縮等を行って授業時間を確保する必要はないものと考えております。

次に、学校とは違った家庭での生活環境となり、ストレスなどによる体調不良の子どもはいなかったのかについてお答えします。

臨時休業中は、普段の学校生活を送れないだけでなく、スポ少、部活動も実施することができず、家庭での生活のリズムを整えることは大変だったと思います。臨時休業明けの児童生徒の様子を先生方に伺ったところ、元気がないとか、すぐ疲れる様子が見られるとかということでした。その後1か月が経過し、児童・生徒は体力も取り戻し、元気に学校生活を送っているようです。

次に、手洗い、うがい、マスクの使用などマナーは守られているのか。マスクの数は足りているのかについてお答えします。

学校には、手洗い・うがいの励行、マスクの着用、定期的な換気をお願いしております。最近気温が上がり、マスクの着用を嫌がる児童生徒もいるようですが、今後も感染予防を行っていただくようお願いしてまいります。

マスクの数につきましては、大森建設グループからの寄贈、町からの配布、国からの配布、保護者のご家庭からの寄贈されたマスクのほかに、家庭での手作りマスクを使用している児童生徒も見られ、現状において数は足りているものと思っております。

以上のように学校においてできる限りの予防策をとっておりますが、学校内での感染症を防ぐためには、新型コロナウイルス感染症対策の新しい生活様式で過ごすとともに、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠であるとされており、学校と家庭の連携が必要であります。今後も児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、予防対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 10番議員、再質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 今それぞれご答弁をいただいたわけでありますが、まずは端的に、町長は条件を別として、この体育館を格納庫にするのに賛成ですか反対ですか、端的に。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問にし、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私の基本は、空いてる施設あるいは土地も含めてですけど、黙っておくこと自体が一番悪いことで、何らかの部分で活用していきたいという形です。格納庫の部分について活用するかどうかについて、ここが避難所、いわゆる住民の命に関わる場所でなければこれは工事費かかろうがいいかと思うんですが、やっぱりいざという時の命に関わる避難所というふうな形に指定なっていますので、そこの部分からすれば今のところはちょっと無理かなという感じの考え方です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 今、体育館は避難場所ともなっておるということですが、私考えるには、体育館も当然利用しやすいでしょうが、別に体育館でなくても教室もいっぱいありますので、何も体育館だけが避難場所でなければならないとは思わないわけで、今、平成28年以降、今現在で4年を経過しております。その中において見ておりますと、窓も1階でも2階でも開かったのか、周辺の草刈りは不思議に自分が一般質問する二、三日前になると、学校周辺が不思議にこう少し手入れされておるんですよ。非常に一般質問しにくいわけではありますが、環境も大事ではありますが、やはりね休んでる場所がありますので、いつかは古くなって解体と、そういうことになりますよね。ですから、やはり利用する、利用できる時期はですね、やはり利用させていただきたいなど、こう思うわけがあります。あれも駄目、これも駄目ということではなく、今の答弁では、何も県や国からの何ていいますか、縛りはないと思いますので、要は床の撤去あるいは改修ということで当然予算的なものがあるだろうと、こう思うわけではありますが、八峰町の基幹産業である農林漁業だったら、少しぐらいのお金はかけてやっても農家がそれで喜んで、そしてまたこれから農家も大きくなっていくし、そうなればなるほど機械も大きくなります。台数も増えます。自分で面積を持って力があって建てればそれに越したことはないですが、やはり農業機械買ったほかに格納庫を建てるということはなかなか大変ではないかなと、こう思うわけがあります。ですから、空いている体育館、若干の予算はかかるとは思いますが、そうしたことをやって農家の皆さんに少しでも支援できればと思う考えであります。その辺のところ、お考えお聞かせいただければ。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今芦崎議員言われた部分で、私、予算がかかるから格納庫駄目というふうなそういうお話しているわけではありません。私自身が基幹産業である農林漁業、特に農業部分については新しい取り組みをしていますが、ここでしかない手厚い支援策で、例えば園芸メガ団地構想とかそういう部分、圃場整備とか我が方しかできないそういう手厚い支援制度もやっていますし、昨日の山本議員の質問にもお答えしましたが、今後も空き施設、空き地、そこの部分については利用しやすいような環境、いわゆる条件緩和、そういう部分についても検討していくというふうに申し上げておりますので、考え方は一緒なんですけども、ただこの体育館の部分について、いきなり、やることはそれは簡単なんですけども、そこの今防災計画の中で避難所というふうな形で位置

づけてる部分を、安易にそれすぐ防災計画変えてその部分をやるかという、やっぱりちょっと慎重にならざるを得ないというのが正直なところです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） ですから、さっきも言ったように必ずしも体育館でなければならぬということではないでしょう。なかろうかと思えます。教室でも十分だと思えます。

この前ですね、1週間ほど前ですか、その前に今も検討会まだあるんですか。いいです。ないですか。ないですか。

○町長（森田新一郎君） 報告書はいただいています。

○10番（芦崎達美君） 1週間ほど前ですね、前の、ここに水木議員さんもおるわけですが、自ら学校前の花壇をですね、管理機を使って2人ぐらいで汗を流して美化運動、景観に努めておりました。その姿を見て、本当に頭の下がる思いでした。学校が廃校になるということは、こういうことになるんだなあということに強く感じたところであり、おそらく前水木検討委員会の会長さんも責任を感じての作業だったと思えます。いずれにしても何にも利用されないということは、やはり景観的にも非常に悪いわけでありまして、やはり1年でも少しでも早く利用されるようなことに努めていただきたいと、このように思うわけであります。

そしてまた、今、個人個人の農業機械も大きいわけですが、田んぼが高齢化になり農業を委託・受託の関係で、受託が多くなると思います。そうしますとやはり面積も大きくなりますので、おのずと機械も大きくなります。そしてまた台数も大きくなります。そして農業機械は重ねて格納できないということがありますので、どうしてもね、そういう観点から場所をとるわけですから。そしてまた、八峰町内には農業法人がおそらく10以上はあると思いますよね。そういった場合に、掛ける5台でもざっと50台の機械を持ってる。まあその中でも格納庫をきちっと準備されてる農業法人もあるだろうと思えますが、大半は外に出しておいて、本当の冬だけシートをかぶせたり、そういうのも多々見られますのでね、機械の管理からしてもやはりそれでいいのかなと、このように思えますので、先ほどから何回も避難場所避難場所と言っておりますが、何らかの形でねそこを変えてですね格納庫にできれば幸いかなと、このように思えます。最後のお気持ちを聞かせください。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 芦崎議員の思いは十分分かりました。それで、まずいろんな毎年JAの若手の農業法人の人とか個人でやってる若手の人方との意見交換会ありますので、その部分で率直に将来的な部分も含めて、機械の格納部分についての、こうどうという考え方持ってるのか、その辺もしっかり聞いてみたいと思います。ただやっぱり避難所を、今防災計画の中で指定している避難所を変えらなければ、これはやっぱりいろんな大きな説明責任がありますので、この部分についてはなかなか難しいので、代替策があるのかどうか、その辺も含めて若手の農業者の部分と毎年ありますからその部分について話し合ってみてみたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 通告しておらなかったのが答弁できるかできないか分かりませんが、もしできたらできる範囲内でお願いしたいと。1点だけ。

四、五日前に埴川小学校のグラウンドを、草刈りをしておったのか整地しておったのかの整備してるトラクターがありましたので、どのようにされるのか、もし答えられたらお願いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 答弁できますか。当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほども答弁した……

○10番（芦崎達美君） ああ、答弁していましたね。

○町長（森田新一郎君） グラウンドについては、八峰農園の方に農業全般に係る作業所敷地として使用してもらうこととして契約結んで、今年の7月、来月からこのグラウンドを使用するというふうなそういう段取りになってます。だから埴川小学校の施設の部分の第1号が、まずグラウンドを使ってもらうというそういう段取りになっています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 体育館につきましては、これで終わりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 引き続きどうぞ。

○10番（芦崎達美君） 引き続きコロナ対策について教育長にお伺いいたします。

昨日もお二方からお話が出ましたので、まあそれなりに。

年間の授業時間は定まっていると思いますが、その中であって22日間も休校となりました。それによって教職員の方々も時間の確保に大変な苦慮をされていると思います。また、学年によっては違うでしょうが、遅れている分野はあると思います。そのような多少の遅れてる分野にですね、どのような形で指導にあたられるのか。そのあたりを教

育長としてどう見ているのか、どう感じているのかお伺いたします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 質問にお答えしたいと思います。

年度末3月に22日間、4月から5月にかけて8日間というふうな臨時休業措置をとりました。その中で、昨日ちょっと話したんですが、3月の臨時休業のまず約1か月間ですけども、その期間については、年度末でまとめの時間ということが結構多かったこと、あと卒業学年については2月の段階でもう学習内容はほとんど終わってるってことで、次の中学校とか高等学校には影響はないということでした。その段階で先生方に聞いて、何時間くらいこう残ってるものかっていうふうなことを確認した上で、これについては宿題でも何とかなるだろう、これについては授業しなきゃいけないというふうなことで仕分けしまして、4月に入ってから回復措置を行いました。多い学年でも大体1週間程度で回復はできたと聞いております。

それから、4月に入ってから8日間についてですけども、これについてもやっぱり宿題等で対応したいというふうなことでありましたが、実は4月の30日、ちょうど休業中の1日、小学校の先生方だけまず集まっていただいて、何人か集まっていただいて、もしこの先臨時休業があったらどうするかということについて話し合いました。で、年間の例えば国語、算数、図工とか年間の計画について出した上で、この中で家庭学習で対応できるもの、授業しなきゃいけないもの、これをもしこれから臨時休業あった場合にこういうふうに対応しましょうということをお話し合いました。幸いにもそれが今回延長ありませんでしたのでまだ一回もやってませんが、そういったことも考えながら、不足な部分についてどうしたらいいかというのを話し合って対応して、今のところ延長がない分、まあ遅れている分野というのはないと考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 今朝ほどの新聞にもついておりましたが、基本、基本ですね、基本35週に対して40週をみておるのでクリアできると、遅れた分の授業、休校した分ですね授業はクリアできるということで分かりました。それからまた、授業の形態もよく分かりました。体調不良は少しあったけど、間もなく元気になったということで安堵したところであります。

このマスクにつきましては、これは当然言うまでもないですが、子ども用の小さいマ

スクですか。普通の大人用のマスクですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 大森建設さんからもらったマスクなんですけども、一般用というか大人用と子ども用、2種類いただきました。で、2種類の中で小さいものについては小学校3年生まで、それから4年生以上はまず大きいもの、中学校もそういった形で、そういったことで小さいものも準備して配布しております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） マスクの件についてもよく分かりました。

八峰町には優秀な先生ばかりおいでなってるということで安堵しておるわけですが、もちろん、もちろんですね授業も大事ですが、こういうときこそ健康の大切さ、あるいは家族のありがたさ、学校での生活のありがたさなど、そういう諸々のことについてもですね、授業も大事ですが、そういったところの、まあ家庭で教えるべきではあります。が、そういったところの道徳も教えていただければありがたいなど、このように思います。答弁は要りません。

以上で終わります。

○議長（門脇直樹君） これで10番議員の一般質問を終了します。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） おはようございます。議席番号3番奈良聡子です。

通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、能代山本広域風力発電事業について伺います。

現在、町内では1,000kW以上の大型陸上風車が10基稼働しています。このうち最大の風車は沼田地区の7基ですが、単基出力3,200kW、総出力1万9,950kW、羽の直径100m、高さは130mを超えます。大森建設株式会社を代表社員とする白神ウインド合同会社が計画している能代山本広域風力発電事業は、これをさらに上回る大きさの単基出力4,200kW、羽の直径115m、高さ147mの風車を、八峰町から能代市までの内陸部と沿岸部の農地や海岸林など6か所に25基程度建設するという大規模な計画の事業であり、総出力は最大で10万5,000kWとなります。建設予定地と基数は、沢目4基、水沢4基、比八田荒巻3基、落合7基、須田2基、荷八田5基であります。計画に変更がなければ、現時点では単基出力、総出力ともに県内最大の陸上風力発電事業となります。地上147mとは、36階建てのビルに相当する高さです。今述べた建設予定地に高層ビルが建つと想像して

みてください。のどかな田園地帯や海辺の風景は、巨大な建造物によって威圧感のある異様な景観に変わってしまうでしょう。羽の回転速度は先端部で新幹線並みの時速250 km前後とされています。能代平野は天然記念物のがん類の渡りルート日本一と言われ、周辺の農地は野鳥な餌場となっており、もし時速250 kmで回転する羽に巻き込まれたらひとたまりもありません。この地に生きているのは人間だけではありません。貴重な野鳥の命も危険にさらされることとなります。風車の羽は非常に重く、沼田地区の風車で約10 tあります。強風や雷など悪天候による破損事故で羽が飛ぶ恐れもあり、風車と農地や居住区との保安距離を十分とらなければ大変危険です。ほかには、騒音や低周波音、回転する羽によって地上に影の明暗が生じる現象であるシャドーフリッカーなどによるストレスと健康被害、電波障害など多大な影響が懸念され、非常に憂慮しております。環境アセスメントが今後滞りなく進めば、令和3年7月には沢目地区の工事が開始する予定です。あと1年後に迫ってきており、対応が急がれます。

風力発電事業は、公共性の高い事業です。そして景観や自然環境は、未来へ受け継ぐべき地域住民の大切な共有財産だと思います。だからこそ、これを破壊する恐れのある大型風車の建設には慎重であらねばならないと考えます。

そこで2点お尋ねいたします。

町民が本事業に関心を持ち、その是非を判断できるように、建設予定地や本事業計画が地域に及ぼすメリットとデメリットなど、町は事業者任せにせず情報を積極的に開示・提供すべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

能代市では、市民の不安や心配をよそに農山漁村再生可能エネルギー法に基づく法定協議会が市議会にも諮らずに設置され、事業化に非常に前のめりになっている市の姿勢と事業者への配慮が垣間見えます。これについての見解と当町の本事業へのスタンスをお聞かせください。

次に、新型コロナウイルス感染症対応と情報発信について伺います。

2月27日、安倍首相が唐突に全国の小・中学校、高校、特別支援学校に一斉臨時休校を要請する考えを表明しました。翌28日には、当町においても臨時休校期間や卒業・卒園式、学童保育、3月議会における感染防止策がいち早く示され、3月3日に対策本部を設置、19日に全員協議会を開催し観光業者からの要望対応等について協議するなど、初期の対応は迅速であったと評価します。しかし4月以降、特に7日の緊急事態宣言以降の反応が鈍く、国と県の方針を見極めながらの対応は遅くて受け身で残念なものでし

た。これでは長引く自粛や休業による減収と、長期間の休校で食費が嵩み、苦しい生活を強いられたひとり親世帯及び子育て世帯や、生産者、経営者等の生活を支えることはできません。感染対策に重きを置くあまり、経済への目配りが疎かになっていたように思います。5月12日の全員協議会で提示された支援策の内容は悪くないと思いましたが、本定例議会まで待たずとも速やかに臨時議会を招集し、予算を議決・執行する必要があったのではないのでしょうか。コロナ第2波対策の教訓とすべく、今回の対応について検証し、今後はスピーディーに対応していただきたいと思えます。

そして、次の3点について要望いたします。

- 1、相談窓口を当面存続し、町民に寄り添った親身で柔軟な対応を心がけること。
- 2、医療、介護、福祉施設のマスクや消毒液等が不足することのないよう、現場とのコミュニケーションを絶やさず、購入費の助成についても検討されたい。
- 3、コロナ禍を機にあらゆる分野でデジタル化とオンラインによるやり取りが進んでいくと言われていています。町の情報管理のあり方も見直すべきです。ホームページやSNSを積極的に活用し、迅速な情報発信及び更新や町民とのコミュニケーションに努めていただきたい。

以上の質問について答弁を求めます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

まず1問目の「能代山本広域風力発電事業」についての1点目、「建設予定地や本事業計画が地域に及ぼすメリットとデメリットなどを町が積極的に情報開示や提供を行うべきではないか」についてお答えいたします。

これまでも何度もお答えしておりますが、風力発電については、国のFIT法に基づく「風力発電に係る事業計画策定ガイドライン」において、適正な土地の選定、開発計画の策定を行うよう努めるとともに、事業計画策定の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図ることや、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めることが定められています。さらに、環境影響評価法においても、事業者の責任において適切に調査、予測及び評価を行い、方法書、準備書の段階でそれぞれ説明会を行うことが義務づけられております。

したがって、風力発電施設を設置するにあたっては、事業者の責任において関係住民

に計画の説明がされ、建設予定地等の事業計画に関する正確な情報が伝えられるものと考えており、特にデメリット等については、奈良議員が懸念されている事項の中には、国が明らかな関連を示す知見は確認できないとしているものや、高い専門性を必要とされるもの、主観により見方が異なるものなどがあり、また事業者が現在の法律の枠組みの中で進めている事業であることを勘案する必要もありますので、町が広報等で情報提供していくことには慎重であるべきと考えております。

次に、1問目の2点目、「能代市の事業化に向けた前のめりの姿勢と垣間見える事業者への配慮についてどう思うか」についてであります。能代市の行政当局が風力発電事業に対してどのような思いを持って取り組んでいるか、また、市議会とどのような調整を図りながら進めているかについては、別の行政エリアの長である八峰町長がコメントすることではないと考えます。

ただ、能代市長とは、「能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会」など様々な会合でお会いする機会があり、そこでの意見交換を通じて、異常気象に代表される地球規模での温暖化現象対策として、脱二酸化炭素社会の実現に向けた取り組みは不可欠であり、風力発電のようなクリーンな再生可能エネルギーの導入が大切であることと、これにより、これまで以上に安全な「電源」で私たちの電気のある暮らしを守っていく必要があるという思いは共有していると感じています。

また、本事業に対するスタンスについては、これまでも何度もお話していますが、風力発電に対しましては、騒音や低周波音などが住民の暮らしに影響を与えないこと、自然環境や景観に配慮すること、漁業に影響を及ぼさないことはもとより、事業者に環境アセスメントを確実に実施し、住民の不安に対し丁寧な説明と対応を求めていくことを前提に、町の資源である「強い風」を元気な八峰町づくりに活用していきたいというのが私の基本的な考え方であり、本事業に対してもこの考え方で対応してまいります。

2問目の「新型コロナウイルス感染症対策における危機管理と情報発信について」お答えいたします。

このたびの「新型コロナウイルス感染症」への対応については、大きく「感染予防対策」と「経済対策」に分けられます。

まず八峰町における「感染予防対策」については、安倍総理大臣が全国の小・中学校、高校等の一斉休校を発言する前、及び秋田県知事が臨時記者会見で新型コロナウイルス対策のメッセージを発信する前の2月25日から新型コロナウイルスへの対応をいち早く

協議し、感染が拡大している首都圏等への出張の自粛や、首都圏等から講師をお招きする講演会等の見直しを決定しております。

3月3日には、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、節目節目に開催した対策本部会議において、初めて県内で感染が確認された秋田市への出張を見合わせる事、町職員とその家族の県外への移動届の提出などを決定するとともに、小・中学校の対応などを協議してきたところであります。

4月7日、国が「緊急事態宣言」を表明した際には、八峰町においても、これまでの対策本部を新型コロナウイルス特別措置法に基づく対策本部に切り替え、国や県の対策本部会議における方針を踏まえながら、マスクの着用や手洗いの励行、不要不急の外出自粛を呼びかけるなど、国民が一丸となって新型コロナウイルスに立ち向かうということと、町民への感染リスクをできるだけ少なくするという考えに立って対応してまいりました。

幸い八峰町においては、町民の皆様の積極的なご協力のおかげで感染者数がいまだゼロという喜ばしい結果であり、今後も町民の皆様に国が提唱しているマスク着用や3密回避などの「新しい生活様式」に慣れていただくようお願いを申し上げながら、引き続き一人の感染者も出さないよう全力で取り組んでまいります。

一方、「経済対策」につきましては、今回の新型コロナウイルスが「ヒト」の移動をストップさせてしまうとの考えから、3月上旬、被害を受ける可能性が高い宿泊施設に対する聞き取り調査を行い、その結果、2月から3月にかけて、町内の大きな宿泊施設の宴会と宿泊のキャンセルが相次いでいることが判明し、3月19日に開催した町議会全員協議会において、町として緊急に支援できることという観点から、上下水道料金の支払いを猶予する方針を説明するとともに、白神八峰商工会と連携しながら、どのような業種にどのような影響が及んでいるかなどに関する情報収集に努めてきたところであります。

これまでの情報収集を通じて、今回の「新型コロナウイルス感染症」が及ぼす経済的なダメージは、人口が少ない市町村よりも人口が多い市町村ほど大きいのではないかと感じています。宿泊施設、飲食店、観光バス、スポーツジム、ライブハウスなど大きなダメージを受けている事業所は、人口が多い市町村ほどその数が多いからであります。

また、事業所とともに、相次ぐ小・中学校や高校の休校により、小・中学校や高校生を抱える世帯の負担増やアルバイト先がない大学生の窮状なども問題視されるようになり、町独自の支援策についても検討いたしました。

事業所に対する支援については、「新型コロナウイルス感染症」の影響が長期にわたると予想されることから、国の雇用調整助成金、経営安定資金融資、持続化給付金が主流であり有効であると考えますが、町としてできることという考えから、1か月の売り上げが50%以上減少した事業所に対する持続化給付金を受けられない事業所に対する支援及び現在町が行っている通称「マルブナ」等の融資を受けている事業所に対する利子補給の拡充について検討いたしました。

子育て世帯等への支援については、国の子育て世帯への臨時特別給付金に上乘せする形で支援できないかということで、中学生までは1人1万円、高校生は1人2万円、ひとり親世帯はさらに1万円を上乘せし、大学生等については1人5万円を支援することとし、これらの事業所及び子育て世帯等への支援に関する考え方を、5月12日に開催した議会全員協議会で説明したところであります。

奈良議員の「提示された支援策の内容は悪くないが、速やかに臨時議会を招集し、予算を議決・実行する必要があったのではないか」というご指摘については、真摯に受け止めたいと思いますが、私としては、子育て世帯等については、国が4月20日に閣議決定した「特別定額給付金」1人10万円が、申請があった世帯に対し5月中に振り込まれれば一息つけるのではないかと考えたことと、同時に子育て世帯等に対し町としてのさらなる支援の内容をアナウンスできれば子育て世帯等の皆様の安心に繋がり、6月議会対応でいいのではないかと判断したものであり、まずは「特別定額給付金」をトラブルなく予定どおりお届けすることに力点を置くこととしたものであります。

なお、事業所への影響が大きければ臨時議会を招集しなければならないと考えていたのも事実であります。4月中はもとより、5月12日の議会全員協議会以降や5月22日に設置した「新型コロナウイルス総合対策室」への事業者からの相談がほとんどなかったこともあり、6月議会への提案という判断になったものであります。

次に、要望についてお答えいたします。

1点目の「相談窓口を当面存続し町民に寄り添った対応に心がけること」についてですが、5月22日に設置した「新型コロナウイルス総合対策室」は、今後の相談業務や町独自の支援策の給付業務を担ってまいりますので当面は存続いたしますし、親身

で柔軟な対応については、「新型コロナウイルス感染症」に限らず町職員として必要な基本的な資質であると考えます。

2点目の「医療、介護、福祉施設のマスクや消毒液等について」お答えいたします。町営診療所については、4月に国から400枚、5月に県から1,000枚のマスクの配布があり、また町内の福祉施設については不足気味な時期もありましたものの国や県からの配布がありましたので、特に大きな問題は発生しませんでした。消毒液についても、以前注文したものが徐々に入っておりますので、心配ないものと思っています。さらに、町の防災備蓄計画において、マスク、消毒液、体温計などを新たな感染症対策備蓄品として位置づけ、必要な数量の確保に努めることとしております。

いずれにいたしましても、今後はこれら現場とのコミュニケーションが大変大切になってまいりますので、定期的な連絡会等を通じて情報交換しながら連携を深めてまいります。

3点目の「町の情報管理のあり方」についてであります。 「新型コロナウイルス感染症」に伴う関係各課からの情報については、ホームページ上に専用バナーを作成して対応しており、今後も更新に努めながら新たな情報発信をしてまいります。

また、SNSの積極活用につきましては、他の市町村の情報も収集しながら今後の対応を検討してまいります。

○議長（門脇直樹君） 3番議員、再質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 大体、今まで聞いた答弁と風力に関しては大体同じでありました。まあ予想どおりでありました。

事業所の責任において説明することになっているとは言いますが、今まで開催された事業者の説明会に地域住民どれくらい参加してるか、町長分かりますか。あまり行ってないですよ。町長は事業者説明会に参加されたことはあるんでしょうか。お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私は直接行きませんが、担当者には必ず出席させております。その内容も復命を受けております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） その報告で住民がどれくらい参加していたのかという説明はありましたか。

- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 場所場所によって違いますけれども、参加者は多くないということ聞いています。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。
- 3番（奈良聡子さん） そうなんですよ、多くないんですよ。ですから事業者任せにしては、住民がこの巨大プロジェクトについて知るということはなかなか、新聞報道で見ると、あとはネットで見ようと思えば見れますけども、よっぽどやっぱり関心のある人でないとその情報にアクセスするっていうことはないんですよ。やっぱり町が積極的に情報を提供、開示すべきだというのは、やっぱりそういうところなんですよ。
- 今回のね、この事業、非常に大きい事業ですよ。県内最大の出力、総出力ということで、地上147m、この高層ビルみたいなとてつもない建物が建つんですよ。しかも、町長、あなたの住んでる場所の近くに建つんですよ。まるっきり他人事のような答弁で、私びっくりしました。どう思いますか。自分が住んでる地域に、まあ町内は8基建つわけです、これ予定でいくと。具体的にどの辺なのか分かりませんが、沿岸部と内陸部に4基ずつです。非常に圧迫感あると思いますけど、町長はいかがお考えですか。
- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 今、奈良議員が言われた事業計画の内容も私が聞いてる部分とまた違いますし、実際に8基でなくて9基建ちます。で、沿岸の方に4基、それから水沢、大槻野方面のあたりに4基、それとあと内荒巻の方に1基、そういう形の計9基になります。で、私自身は通常、今、海岸沿いに10基立ってます。で、そこの部分について、私も水沢で私のところの近くに建ちますけれども、これはもう基本的な考え方の違いなので、私自身はそこの部分に対しては特別な違和感を持ちません。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。
- 3番（奈良聡子さん） すいません、ちょっと最後聞き逃しました。特別何とおっしゃいましたか。
- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） そこに、私の近くに風車が建つことに対しては、特別な違和感を持ちませんってお話しました。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。
- 3番（奈良聡子さん） 人によってはですね、あの大きな風車を見るたびにやっぱり非

常にストレスを感じる人もいますよ。風車のなかった町に移住してきたのに風車が建ってしまったとって、非常に憤りを感じてる人も中には、まあ町内ではないですけども、います。町長は全然違和感を感じないということですが、今この沿岸に立ってる10基の風車を見ても全然全く何も感じないということですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の海岸に建ってる10基、どこから見るかによって大きさも見方も違うんですけども、私自身はその部分に関して、まあ議員が言われるような不快に思ったこともありませんし、そういう特別な思いは持っておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） まあ景観についてはこれ以上言ってもちょっと平行線なので、別の観点からの質問します。

今、能代山本洋上風力発電を考える会では、アンケート調査を行っております。健康被害に関するアンケート調査を行っております。浅内の黒岡地区、そしてつい最近沼田地区にアンケート用紙を配布いたしました。黒岡地区の回答、何通か返ってきておりますけども、やはりめまいとか耳鳴り、だるい、いらいら、不眠、こういう症状を訴えてる方がいらっしゃいます。沼田地区からも何通か回答が返ってきており、同じような回答でした。環境省の見解によると、明らかに知見、因果関係を示すような知見はないとおっしゃいますけども、因果関係あるかもしれないし、ないかもしれないという、非常にこれ難しい状況なんです。あるかもしれないし、ないかもしれないものを先走って建設してしまうということは非常に危険なことだと思いますが、町長はそのあたりどのようにお考えですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） これも奈良議員と何度も意見交換してきてる中の話になるんですが、もう既に八峰町には10基の陸上風車が建設されております。また、能代市にもたくさん、あるいは三種町にも、あと沿岸上埋め尽くす、まあ立錐の余地もないくらいのそういう風車が建っています。だからその部分に関して、そういう状況の中で今こう新たにまた計画されているわけでありましてけれども、その部分の健康被害とか、それ実際に私も議会の一般質問の中でそういう問題を起こったところを見に現実に行って現地の市長さんとも会って話を聞いてきてますので、そういう部分の中で、ここの部分については先ほど申し上げた基本スタンスで対応していくべきだというふうな形で考えて

ます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 洋上風力は暮らしや景観や漁業に影響を及ぼさないという条件において認めるという町長の考え方ですけども、これは陸上風力発電に関しても同じだと思います。で、現にね健康被害出てるんですよ。これについて、これもう健康被害ということはもう暮らしに関わることです。もう3つの条件のうち一つ、これもう影響出てるんです。それなのに、町長はもういっぱい風車が建ってるからね。ほかのその健康被害が出たと言われてるところに行ってみたけども明らかな知見はなかったとかって言いますが、実際に地元の住民がめまいしたり眠れないとかって体調不良を訴えてるんですよ。それなのに、この事業はもう異議申し立てもせず走らせておくという考え方なんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） その部分についても何度も、住民の中に健康被害があるとなれば、まあいわゆる自治会長さんを通じて事業者と町も中に入って調整しますので教えてくださいという話をしていますので、是非、今のアンケート調査やられたのであれば、どういう方がそういう被害があるのか、そういう部分について自治会長さんの方と事業者の方と、まあいわゆるそういう状況あれば医療費もかかるでしょうから、そういう医療費の捻出方法とかも含めて対応いたしますので、是非教えていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 既設の風車に関しての健康被害については、もしそういう声があれば必ず町長に届けてもらうということで了解しましたけども、ただこういう事例が出ているので、この広域風力発電については慎重にも慎重であるべきだと思うんですよ。町長は全く違和感を感じないって言いますが、その周りの人たちどう思ってるか。これは町長の耳には届いてますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私、これも何度もお話ししてるフレーズなんですけれども、やっぱり八峰町における嫌われ者だった強い風もやっぱり見方を変えれば資源なんで、その部分を活用して町が元気になる、まあメリットの部分については前の議会の部分では固定資産税、町の収入が上がるとかって話しましたが、そういう部分を何とか使っていきたいというのが基本的なスタンスにありますので、健康被害健康被害っていつも

奈良議員おっしゃいますけども、ここの部分については能代市に聞いてもありませんし、三種町に聞いてもありません。そこの部分っていうのは八峰町に風車が建つかなり前から何基も立ってるわけです。秋田県内でも200基以上立ってるわけですから、そこの部分に対して県の方もそういう知見が、そういう被害の聞いたことがない話するもんですから、そこの部分については私としても、まあそうすれば健康被害という部分の関連は少ないんだなというふうな思うのが普通だと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） では、多少の犠牲が出てもやむを得ないという考え方でしょうか。私にはそのようにしか聞こえません。いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 多少の犠牲が出ても構わないというふうな話は一切したことありません。基本的に今現在に秋田県の中でも200基以上の風車が何十年も前から立っているのに、そういう健康被害の話がそのまちに來ていないというその事実をお話しているだけで、国も調査した結果、その健康被害と結びつく知見が認められないというふうなそういう判断してますから、県もまた同じような判断してますので、そこの部分において町の方で八峰町だけがそれは違っている話は、そういうわけにはいかないと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 堂々巡りなので、この健康被害についてもちょっともうこの辺でやめますけども、でもやっぱり町長は事実を知らないと思います。県南でも実際に体調不良を訴える人がいますし、そういう声はたぶん町長の耳には届かないだけなんだと思います。ちょっと別の質問いたします。

この風力発電っていうのは、地球温暖化、脱CO₂、これのために不可欠だ。クリーンなエネルギー導入が必要だというお話ですが、CO₂を排出しないのは発電してる時だけです。その前後の工事でたくさんCO₂出ます。その辺の数字は全然盛り込まれてないだけです。で、CO₂、これ非常に悪者になってます。前も申し上げたかもしれませんが。CO₂が温暖化の原因であるのか。それとも温暖化の結果、CO₂が増えているのか。これはまだ分かりません。気候学者もこれについてははっきりと分かっておりません。ただ、前にも言いましたけども、ノーベル賞を受賞したIPCCという怪しげな集団がですね、CO₂が増えて温暖化だ、何十年後には何度上がるとかって非常にこう危険をあおってますけども、このCO₂を減らせ、これを合い言葉として原発の再稼働とか風

力の導入がどんどん進んでるわけですよ。この辺の認識、たぶん首長の皆さんほとんどこれに乗かって風力を増やそうとしてるんだと思いますけども、これ以上電気必要なんですか。どうですか。もうこんなに風車増えて、秋田でまだ増やそうとしてますよ。陸地で足りないから今度洋上に進出しよう。で、FITがあるから、固定買取価格制度があるから、乗り遅れまいとして業者が慌てて手挙げてきています。えらい迷惑な話ですよ。町長、この状況どう、これでいいと思ってますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） その考え方が奈良議員のベースが一番違うところです。再生可能エネルギー、まあ国会の質問、質疑応答聞いていても新聞記事等で拝見しても、必ず野党の皆さんも、「再生可能エネルギーの導入には賛成ですが」から始まります。そういう部分が基本的なスタンスになってると思います。再エネ海域利用法、この部分についても、やっぱり脱二酸化炭素、そういう部分が日本の国の中で必要だという判断の中で国が先頭に立って洋上風力発電を進めようというような形で出来上がった法律です。で、かつ、かつですよ、その今のその二酸化炭素、その部分に関して、電力会社自体が主力電源の一つとして関わっていきたいというふうな形の中でどんどんどんどん加入を進めております。今の流れはそういう流れです。で、議員が電気が足りているか足りてないか。私のところに毎月2回ぐらい東北電力の方見えられますけど、私もそういう質問をします。今あっぷあっぷだそうです。原子力発電所が稼働できれば落ち着くんですけども、原子力発電所自体が3.11以降のあの状況を見てれば国民の理解がなかなか得られない。その中で今、火力発電がもうぱんぱんに、もう限界いっぱい稼働して我々の電気を供給してるっていうそういう実態にある。そういう状況の中で、電力会社そのものもこのままでは原子力がどうなるか分からないという状況の中で主力電源の一つとして再生可能エネルギーに傾斜してるという、この実態もやっぱり議員よく理解していただきたいというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） でも原発が止まっても何とかやれましたよね。どうなんですか。でも風力がいくら増えても、火力発電所っていうのはそのバックアップ電源として必要なんですよ。風力発電っていうのは不安定な電源です。風次第ですから。ですから、いくら風車が増えたところでCO₂がだんだん減るっていうことは、たぶんないでしょう。それからですね、風車が増えれば増えるほど、私たちの電気料金の再エネ賦課金、こ

れが増えていくんですよね。どんどん、毎年値上がりしてます、再エネ賦課金が。これ以上もう電気料金上げてほしくないのに勝手にですよ、勝手に風力建てて、で、勝手に値上げされて、全く国民のあずかり知らないところでそういうふうな政策が進められていってる。ここは非常に腹立たしい思いです。

風力発電の問題に関しては、もうちょっとらちが明きません。また次回の議会で議論したいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 次、2のコロナ対応について質問いたします。

私が聞きたいのは、その対策そのものではありません。対応の仕方なんです。対策の中身についてはよく頑張ってくれてると思いますけども、対応、非常に遅かったんですよね、4月。私、4月の13日に非常にやっぱりちょっとこう個人的にですけども、ちょっと収入も減って容易でないという声があって、やっぱり経済対策もそろそろしていかないと駄目だなと思ってたので、4月の13日に全協開催してくれないかと申し入れしましたけども、今は国と県の方針に基づいて動いているので今はやらないというお答えでした。しかしその後、緊急非常事態宣言が、あ、緊急事態宣言ですか、が発出され、全国に拡大されました。いよいよ全協やるのかなと思ってたら、待てど暮らせどそういう気配もない。で、私しびれを切らしていろいろ事務局長を通じてこんなことやってほしいと要望を出してみたり、中浜集落をですね個人的に個別訪問して何か困ってることないかって聞いて回ったり、いろいろしました。まあ非力なんですけど個人の名前で要望書も町長宛に提出しました。そうやってるうちにゴールデンウィークに入ってしまったわけですけども、ゴールデンウィークの前に特別定額給付金の封筒が役場には届いていたという話をちらっと小耳に挟みました。で、4月30日に特別定額給付金を支給するという国の補正予算が成立しました。その同じ日の夜のニュース、私ネットで見たんですけど、青森県の西目屋村では職員が直接給付金を配って歩いたと。私、高齢者だったらこういう村に住みたいなと思いましたよ。なんて親切な。で、やろうと思えばやれたんじゃないんですかっていうことなんです。ゴールデンウィーク前は是非全協やってほしかったです。能代市では4月21日に全協開いております。できるだけ、この政策っていうのはスピードが一番大事なんです。スピードとタイミング。で、まあ町長の考え方なのか知りませんが、出してくる対策そのものはまあいいですよ。ただ、その何ていうのか完璧を求めるあまり私たちに提示するのか遅いという感じがするんですよ。完璧でなくて

もいいので、まず集まってくれと。で、対策を話し合いたい。そういうスタンスが私必要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私の、なぜ6月補正でこういう支援策の部分を提案するに至ったかについては、先ほど申し上げたとおりですが、議員がご指摘になった意見の部分については真摯に受け止めて、この次のその部分について生かしていきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 情報発信の部分についてですけども、4月の1日に秋田自衛隊駐屯地勤務隊員の濃厚接触者として八峰町出身者が1人いると。で、自宅待機中という報告がありました。この後、いろんなくわさが立ちまして、私のところにも能代の知り合いから電話来たんですけども、「消防署の職員だって聞いても本当だが」とか何かいろんなくわさが聞こえてきました。町から公に発表はなかったんですけども、そのコロナ感染者に対するいわゆるハラスメントですね、こういうのが全国的に横行しましたが、こういう場合ですね、ひた隠しにするんじゃなくて、プライバシーに配慮の上、一定のその正確な情報を提供した方が住民の不安の解消になるのではないのでしょうか。

それと、私が再三ホームページ活用して情報発信しろ、コロナの特設ページ作れとかって言って、その後ホームページに特設ページできました。それはよくやってくれたと思うんですけども、やはり情報が少ないというのが一番人を不安にさせるんですよ。正確な情報。悪い情報であれ、いい情報であれ、とにかく情報を出す。出さなければ何か隠してるんじゃないかという余計疑心暗鬼になるものなんです、人間は。そして、私も今回のコロナのことがあって初めて町のホームページ頻繁に見るようになりましたけど、町長の町長日誌、これの更新が1月27日でしたか、を最後に更新されておりません。1月は大変頻繁に更新しておりました、16回も。でもコロナが発生してから全然、町長の声というのが聞こえてこないんですよ。やっぱり上に立つ人は自分の言葉で町民を安心させるようなメッセージを発信する責任と義務があると思えます。よその首長さんと比べるのは大変失礼なんですけど、自らフェイスブックを使って自分の言葉で、また写真も用いて発信する首長さんもいらっしゃいます。大変反応があります。その住民の反応をもとにまた首長もモチベーションが上がって、また政策に反映するというそういうことも生まれてくるわけです。ですから町長、これから是非頑張ってホームページ、まずは町長日誌を更新してください。それから、できればSNSの活用にも慣れていただきたい

い。いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず最初の濃厚接触者が八峰町内にいたっていう、まあそれ1回だけじゃないです。こう町長であるがゆえにあらゆる情報が入ってきますので、何度も出たかっていう感じの思いをさせられた部分は多々ありました。で、その部分を議員は情報開示すべきで、接触濃厚者だけの部分で。それが開示したときにどうなると思いますか。あなたが先ほど言いましたハラスメント起こりますよ。で、これは私のところに直接自宅にも電話来ます。今、県外ナンバーの車が家の前にいるんだけど何とかしてけれって。そういう状況の疑心暗鬼なってますよね。そういう情報の中で、私もLINEは限定した人方のLINEやっていますが、なぜ数人しか分からない情報が、消防署員の部分がこう濃厚接触者でPCR検査を受けるという話が何で聞こえていくんだっていう形の部分がLINEの中で私に来ました。町長、これ本当だがって。私はそのLINEで返しましたが、もし感染してる人がいれば必ず知事あるいは秋田市長が記者会見して発表するので、そういう発表がないやつは全部ガセネタだという話をしてやりましたが、ただいずれそのSNSっていうのは、フェイスブックも私も名前だけ置けてますが、入れた瞬間に100件以上も知らない人から来るんですよ。で、LINEも、もうとにかくもう信じられないくらいに来るもんですからシャットアウトしてるんですが、まだやっぱり個人的に私まだなじめない感じがあります。まあ議員が指摘する部分は十分分かりますので、この部分については慣れていかなきゃいけないなというふうな形で、まあこの能代山本郡4市町の私以外の首長さん方からはフェイスブックで友達になってくださいって来ますけど、それはなかなか。更新は頑張るしかないです。頑張ります。すいません。

○議長（門脇直樹君） これで3番議員の一般質問を終了します。

日程第3、発議第6号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第4、発議第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第6、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第7、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

教育産業建設常任委員会委員長から、付託中の請願第1号について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。教育産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、教育産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第8、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長から、付託中の陳情第4号について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務民生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、総務民生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和2年6月八峰町議会定例会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

午前11時33分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 5 番 須 藤 正 人

同 署名議員 6 番 芹 田 正 嗣

同 署名議員 7 番 見 上 政 子